

学 生 便 覧

令和 4 年度

九州工業大学大学院情報工学府

令和4年度 大学院情報工学府学年曆

区 分	事 項	期 日 又 は 期 間
前 期 4月1日(金) (9月30日(金)	春 季 休 業	4月1日(金)～ 5日(火)
	入 学 式	4月6日(水)
	新入生オリエンテーション	4月7日(木)
	前期授業期間 (試験期間含む)	4月11日(月)～ 8月12日(金)
	第1クオーター授業期間 (試験期間含む)	4月11日(月)～ 6月10日(金)
	学生定期健康診断	4月16日(土)
	開 学 記 念 日	5月28日(土)
	第2クオーター授業期間 (試験期間含む)	6月13日(月)～ 8月12日(金)
後 期 10月1日(土) (3月31日(金)	夏 季 休 業	8月15日(月)～ 9月30日(金)
	後期授業期間 (試験期間含む)	10月 3日(月)～ 2月17日(金)
	第3クオーター授業期間 (試験期間含む)	10月 3日(月)～ 12月 8日(木)
	臨 時 休 業	10月 7日(金)
	第62回工大祭	10月 8日(土)～ 9日(日)
	第4クオーター授業期間 (試験期間含む)	12月 9日(金)～ 2月17日(金)
	冬 季 休 業	12月27日(火)～ 1月 3日(火)
	修士論文発表会	2月14日(火)・15日(水)
	大学院学位記授与式	3月24日(金)

九州工業大学学院情報工学府学生便覧目次

I.	情報工学府の概要	3
II.	教育プログラム等	5
III.	履修の手引	9
IV.	履修上の基準	11
V.	学位論文の提出及び最終試験	11
VI.	その他履修上の注意事項等	11
VII.	各種教育プログラム等	12
VIII.	大学院担当教員の教育研究分野及び授業科目	14
IX.	諸規則等	
(1)	九州工業大学学則	35
(2)	九州工業大学の学科及び専攻における教育研究上の目的に関する規程	61
(3)	九州工業大学大学院情報工学府学修細則	
①	本文	65
②	別表1 「履修課程表」	68
③	別表2 「履修基準表」	80
(4)	九州工业大学学位規則	81
(5)	九州工业大学大学院情報工学府博士の学位審査に関する取扱い規程	87
(6)	九州工业大学大学院情報工学府学位論文審査基準	93
(7)	九州工业大学情報工学部及び大学院情報工学府学期末試験要項	94
(8)	九州工业大学情報工学部及び大学院情報工学府学期末試験要項（追試に係る運用について）	96
(9)	九州工业大学における成績評価に対する確認及び異議申立てに関する要項	97
(10)	九州工业大学大学院長期履修規程	100
(11)	九州工业大学学生交流に関する規則	102
(12)	九州工业大学情報システム利用規程	106
(13)	国立大学法人九州工业大学プライバシーポリシー	110
(14)	九州工业大学の学生等個人情報の取扱い	111
(15)	非常災時ににおける授業等の取扱いに関する申合せ	113
(16)	九州工业大学再入学規程	115
(17)	九州工业大学学生懲戒規程	117
(18)	九州工业大学学生の懲戒にかかる指針	120
(19)	授業料未納者への督促時期について	121
(20)	九州工业大学グローバルエンジニア養成コース	122
(21)	九州工业大学ロボティックスシンセシス&マネジメントコース実施要項	124
(22)	九州工业大学大学院アントレプレナーシップ教育コース実施要項	129
X.	諸願届及び手続きについて	133

I. 情報工学府の概要

1. 概 要

産業界や家庭生活など現在あらゆる領域に情報技術が入りこんでいる。情報工学府は、こうした状況を見越して我が国で初めて設置された、情報工学に関する専門的かつ総合的な大学院であり、あらゆる産業構造がデジタル技術の活用によって根本的に変化しようとするデジタルトランスフォーメーション(DX: Digital Transformation)時代を支えていく人材を育成することを目指している。

また、多様で複雑化する社会において、自らの「知」の限界を認識し、多様な分野、立場の人々とのコラボレーションにより新たな「知」を創出することや、研究成果の社会実装に当たり倫理的・法制度的・社会的課題に対応することができる人材育成も求められている。

情報工学府では、DX化を推し進め、社会を駆動できる人材を育成することを目的として、博士前期課程「情報創成工学専攻」、博士後期課程「情報創成工学専攻」を設置している。

(1) 博士前期課程情報創成工学専攻

産業界全体において技術開発やシステム開発等に携わり、産業のDXを支え、Society5.0で示されるような新しい社会を駆動する技術者を養成する。

(2) 博士後期課程情報創成工学専攻

「知のプロフェッショナル」として、博士前期課程で学んだ情報工学分野と高度な専門知識・スキルをさらに積み増したうえで、自律的で、新しい情報基盤技術の研究能力や指導力を修得した研究者・技術者を養成する。

2. 構 成

課程	専 攻	専門分野	基礎となる学部の専門学科群 ／博士前期課程の専門分野群
博士前期	情報創成工学 Creative Informatics	知能情報工学分野 情報・通信工学分野 知的システム工学分野 物理情報工学分野 生命化学情報工学分野	知能情報工学科 情報・通信工学科 知的システム工学科 物理情報工学科 生命化学情報工学科
博士後期	情報創成工学 Creative Informatics	知能情報工学分野 情報・通信工学分野 知的システム工学分野 物理情報工学分野 生命化学情報工学分野	知能情報工学分野 情報・通信工学分野 知的システム工学分野 物理情報工学分野 生命化学情報工学分野

3. 教育課程編成・実施の方針

[九州工業大学大学院の教育課程編成・実施の方針]

【高度な専門知識・理解】

技術者としての独創的思考および研究開発活動を行うための工学専門分野における高度な知識を修得させる教育を実施する。

【工学・技術と社会関連知識・理解】

各専門分野が社会で果たす役割を理解できるように教育を実施する。

[大学院情報工学府情報創成工学専攻（博士前期課程）]

【専門知識・理解】

情報技術者として独創的思考及び研究開発活動を行うための、高度な情報工学分野を基盤的な知識としてもつ教育プログラム（情報工学プログラム）とそれぞれの専門分野における高度な知識を修得させる教育プログラム（専門深化プログラム）を置き、実施する。修士論文・課題研究を通して、これらを利活用する。

情報以外の分野や社会人リカレントとして進学した学生に対しては、当該課程での学びに対応できるようにするための教育プログラム（情報工学導入プログラム）を設置し、入学前履修を含めて、多様な学生の当該課程での学びに資する能力を身につけるものとする。

【工学・技術と社会関連知識・理解】

産業界における情報工学分野が生み出す経済的価値やそのグローバル社会への波及効果を理解するための知識を身につけることを目的として教育プログラム（社会駆動プログラム）を設置し、情報工学分野の拡がりを学ぶ。加えて、情報工学におけるそれぞれの専門分野が社会で果たす役割を理解するための教育プログラム（G E プログラム）を設置し、実施する。修士論文・課題研究の中で社会との関係を理解させる。

[大学院情報工学府情報創成工学専攻（博士後期課程）]

【専門知識・理解】

情報工学の高い専門性に基づいて、情報技術の発展に寄与する先端的な基盤技術を開発したり、様々な分野の境界領域で発生する新しい課題に対処できる革新的な情報システムを構築したり、更に DX 時代の社会を牽引するグローバルリーダーとなり得る、最先端の情報工学的アプローチを総合的に取り扱うことのできる高度専門技術者・研究者としての知識を修得させる教育を、情報工学の基礎科目、副専門科目、博士論文研究を通して実施する。

【工学・技術と社会関連知識・理解】

情報工学における研究開発の社会的波及効果を理解し、みずからが倫理感をもってプロダクトを生み出せるための教育を、G E 科目の修得を通して実施する。

4. 学習教育目標

21世紀においては、情報技術は単に人間活動を効率化させるための補助手段に留まらず、むしろ社会を豊かにするために中心的な役割を果たすことが期待されている。

情報工学府の修了生には、こうした21世紀をリードする情報技術者として、バランスのとれた総合的研究開発能力を身につけ、“技術に堪能なる士君子”として社会において活躍できるようになることが求められている。情報工学府では、その達成のための基礎として、共通で以下のことを学ぶ。

- (A) 技術者としての豊かな国際性、社会性、倫理観
 - (B) 情報科学・工学および各分野で必要な基礎学力と各分野が対象とする問題解決に繋がる知識とスキル
 - (C) 個人の問題発見能力、問題解決能力
 - (D) 英語を含む論理的なコミュニケーション能力および協働で問題解決に当たれる能力
- その上で、具体的には、以下のことが実現できる能力を身につける教育を行う。

〔情報創成工学専攻〕

- (1) 最新の情報技術、特に、数理・AI・データサイエンスに関する知識とスキルの涵養
- (2) 個々の分野の専門性を高めるための知識とスキルに基づいた演習、システム開発及び研究
- (3) グローバルに活躍するための基礎となる教養、コミュニケーション力、指導力及び戦略的思考の涵養
- (4) 社会の課題を解決するための問題解決能力や協同作業への適応能力を涵養するプロジェクトベースのシステムの開発及び研究

II. 教育プログラム等

1. 専門深化プログラム

情報工学の専門分野もしくは情報工学と他分野の融合分野として、13コースで構成されており、情報工学部5学科13コースに対応するものとなっている。

コース名	コース内容
(1) データ科学コース	数理統計や人工知能などに基づいた、さまざまなデータから規則や知識を抽出するための手法を開発し、それらを効率化、高精度化、汎用化する能力を養い、データ科学に総合的に取り組むための専門性の高い知識・スキルを学ぶ。
(2) 人工知能コース	人の意図を理解し、知的活動を支え、人と対話する情報処理システムの開発を目指し、基礎となる問題解決・探索・知識表現・プランニング・推論・自然言語処理などの知識や学習・論理プログラムなどの専門性の高い知識・スキルを学ぶ。
(3) メディア情報学コース	音声・画像・動画などさまざまなメディアを処理する知識や技術を身につけ、メディアの認識・理解、VR（バーチャルリアリティ）やAR（拡張現実）を用いた高度なユーザインタフェース、コンピュータグラフィックスやコンピュータビジョンの応用技術を含む情報処理システムを開発するための専門性の高い知識・スキルを学ぶ。
(4) ソフトウェアデザインコース	さまざまな業務分野のエンタープライズ系情報システムや、それらを支える基幹システム、あるいは組込みシステムなどのハードウェアと直接関わるソフトウェアの開発のための専門性の高い知識やスキルを学ぶ。
(5) 情報通信ネットワークコース	多様な有線・無線通信を行う情報ネットワークや分散システムにおいて、各モデル階層（通信機能を階層構造に分割したモデル）の設計・実装・制御・分析に必要な技術を修得し、情報・通信機器、通信システム、ネットワークインフラ、総合的な情報システムの設計から開発・運用までの専門性の高い知識やスキルを学ぶ。
(6) コンピュータ工学科コース	コンピュータの動作原理を深く理解した上で、心臓部をなすLSIの設計・開発を学び、さらにそれらを応用した組込み機器やコンピュータシステムの設計・開発、コンピュータを利用した効率的な問題解決手段の開発法に関する専門性の高い知識やスキルを学ぶ。
(7) ロボティクスコース	ロボティクスに関して総合的に学び、それぞれをICT基盤技術と統合・包括する能力を養い、多様な分野でのロボティクスの応用に繋げるための専門的な知識やスキルを学ぶ。
(8) システム制御コース	制御工学と情報工学の知識と技術を身に着け、ロボット、メカトロニクス、自動車、電機・電力、生物システム、輸送システム、医療・福祉、エネルギー、環境などの分野で、特に高い性能と品質を求められるシステムの制御系設計・開発に関する専門性の高い知識とスキルを学ぶ。
(9) 先進機械コース	情報工学と機械工学をそれぞれ融合した次世代の先進機械システムを設計・構築するための専門性の高い知識やスキルを学ぶ。

コース名	コース内容
(10) 電子物理コース	超伝導や半導体などのエレクトロニクス材料、光・レーザーシステム、電磁流体力学などの研究分野を中心に、物理・電子物理工学と情報工学を利活用して、新技術を生みだすために、物理学、電子物理工学、ナノテクノロジー、計測技術および情報工学分野の専門性の高い知識とスキルを学ぶ。
(11) 生物物理コース	生体分子（タンパク質、DNA）・高分子・液晶・生体膜などのソフトマターや、それらで構成される生物・生命現象を理解し、応用するために、生物学、物理学、計測・可視化技術、数理モデルを基にしたシステムデザインにつながる専門性の高い知識とスキルを学ぶ。
(12) 分子生命工学コース	バイオ分野への工学的応用を指向し、情報システムや実験システムを構築するために、人体・脳・臓器から細胞・生体高分子まで対象とする生物学やバイオテクノロジー、情報システムを構築するための専門性の高い知識とスキルを学ぶ。
(13) 医用生命工学コース	生命科学・医療への応用を指向したシステムを構築し、新産業を生み出すために、バイオインフォマティクス、ゲノム科学、システム生物学、医用システムに関する知識や実験技術、情報処理に関する専門性の高い知識とスキルを学ぶ。

2. 社会駆動プログラム

社会駆動プログラムは、変化の速い産業界や他の工業分野と結びついた13コースを設置し、システム開発等に必要な俯瞰的な視野を身につけ、産業界と連携しながら、各々の分野の社会実装の現場の実践的な知識・スキルを学ぶ。

コース名	コース内容
(1) AI応用コース	多様な社会の問題を解決するために、深層学習をはじめとする機械学習やデータサイエンスの技術が有効である。その社会実装の実例を知り、本コースではAI技術を自在に使って社会の問題を具体的に解決できるAI技術者を育成する。
(2) 金融・流通コース	金融・流通等でのトランザクションでは、データ改竄の防止や追跡可能性などの信頼性を担保する情報技術が必要となる。本コースでは、金融や流通のDXにおける課題を明らかにし、ブロックチェーン等の技術を利活用できる情報技術者を育成する。
(3) ソフトウェア開発プロセスコース	多様な社会の問題を解決することを対象としたソフトウェア開発において、失敗する開発事例が後を絶たない。具体的な問題を事例として、ソフトウェア開発工程全体を学び、PSP(Personal Software Process)/TSP(Team Software Process)資格をもつソフトウェア設計者・開発者を育成する。
(4) 画像認識コース	自動運転車両や自律型ロボットなどの次世代の知的情報処理システムが備えるべき自動認識技術を支える基礎技術について、特にカメラセンサを対象とした画像処理・認識技術を学ぶ。
(5) ロボティクス シンセシス導入コース	既存の人工物や事前を解説するために部分に分け、それぞれの法則を求める事で全体を理解しようとする分析(アナリシス)の手法に対して、部分からの統合を主体として考えるのが合成(シンセシス)の考え方である。ロボティクスの技術を例に挙げて、その社会実装に向け、他分野の工学等と共同した講座として俯瞰的視野からの合成法を学ぶ。
(6) 計算力学 エンジニアコース	社会を支える機械を実装する上で、その力学的な振る舞いを俯瞰的に、システム総体として理解することが必要となる。そのための計算力学の社会実装技術を学び、日本機械学会が認定する資格取得を目指す。
(7) 大規模計算科学： 基礎と実践コース	社会問題を予め想定して、その将来像を想定するには、シミュレーション技術が必須となる。本コースでは、シミュレーション技術の社会実装に関連する幅広い知識とスキルを学び、分野を超えた俯瞰的視野を学ぶ。
(8) アントレプレナー シップコース	社会実装する際には、設計したサービスやシステムの先のユーザー視点から、仮説を立て、戦略や代替策を立案するための問題の再定義やデザイン思考などの俯瞰的な視点が重要となる。本コースでは、起業家意識の醸成と起業のために必要な知識・スキルを学ぶ。
(9) 情報教育支援コース	初等・中等・生涯教育における情報教育及び情報基盤整備の支援のための知識・スキルを学ぶ。情報教育支援士(九工大の独自資格)の資格取得へつながる。
(10) 生命体工学コース	本コースは、情報工学府に含まれない他の工学分野の学修を通して、俯瞰的な視野を身につけることを目的としている。ここでは、特に生命体を研究対象とした工学分野を学び、生命体そのものが研究対象となり得ることを学ぶ。

コース名	コース内容
(11) 国際エンジニアリング 共同講義コース	多様で最先端の工学分野を対象として、海外大学と連携した英語による講義・演習を幅広く履修する。本コースを通して、グローバルマインドと高度なコミュニケーション力を修得する。
(12) 需要創発コース	産業界や社会のもつ課題から、需要を創発・喚起することを通して、解を見出し、その解決までのプロセスを実践するための知識・スキルの実践の場を提供する。問題発見と解決に向けたプロセスを研究対象とし、プロトタイプ、最終的な納品までを行う。
(13) マイクロ化技術実践 コース	現代社会の根幹を支える半導体デバイス、集積回路、センサー・マイクロマシン（MEMS）等のマイクロ化技術に関して、総合的に学ぶコースであり、マイクロ化総合技術センターのクリーンルームを利用した集積回路の試作実習も含む。

3. GEプログラム

グローバル教養科目をはじめ、グローバル人材に必要なスキルを修得できるようデザインされている。

演習等名	内 容
講究・特別講究 実験演習・特別実験演習	講究・特別講究は、学生自らが最新の研究成果の紹介や自己の研究課題の進捗を報告し、参加者と議論を深めることで情報収集能力、分析力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を高める実践の場である。 また、実験演習・特別実験演習は、指導教員の指導と助言のもとに、学位論文の執筆に向けて取り組む研究活動全般を包括する授業科目である。
上級語学科目 上級グローバル教養科目	上級語学は少人数クラスによるきめ細かな指導によって英語の理解力を深めるための講義から構成される。上級グローバル教養は、倫理や知的財産などの情報社会で必須となるリテラシーを高める講義科目から構成される。
GCE 実践科目	本学では、大学院生が在学中に海外で語学や研究等で研鑽を積むことを奨励している。この科目は、海外の協定大学との交流の他、留学生との共同作業、国際会議での発表経験等、幅広い活動から構成される。
指導型演習	学部生が卒業研究に取り組むための活動を補助したり、さまざまな専門的知識を身につけるための特定の講義に関連する教材開発を補助するなど、自己の知識と経験に基づいた学部生を指導する観点からの演習に取り組む。

III. 履修の手引

1. 教育課程

(1) 博士前期課程

情報創成工学専攻・博士前期課程のカリキュラムは、4つの教育プログラム（情報工学プログラム、専門深化プログラム、社会駆動プログラム、G E プログラム）、修士論文・課題研究及び社会人リカレント教育等を実現する情報工学導入プログラムで構成されており、これに基づき開設する科目、単位数等は、別表1（68～79ページ）のとおりである。

科目名	科目区分等	コース内容	
基礎科目 (情報工学プログラム)	6単位以上	3分野（数理・データサイエンス・AI）の科目群から構成	
専門深化 プログラム	履修する コースを選択 11単位以上 (演習科目 1単位を含む)	知能情報 工学分野	データ科学コース 人工知能コース メディア情報学コース
		情報・通信 工学分野	ソフトウェアデザインコース 情報通信ネットワークコース コンピュータ工学コース
		知的システム 工学分野	ロボティクスコース システム制御コース 先進機械コース
		物理情報 工学分野	電子物理コース 生物物理コース
		生命化学情報 工学分野	分子生命工学コース 医用生命工学コース
G E プログラム	10単位以上	上級語学科目、上級グローバル教養科目、GCE 実践科目 (4単位)	
		講究及び実験演習 (4単位)	
		指導型演習 (2単位)	
社会駆動 プログラム	履修する コースを選択 6単位以上	(1) AI応用コース (2) 金融・流通コース (3) ソフトウェア開発プロセスコース (4) 画像認識コース (5) ロボティクスシンセシス導入コース (6) 計算力学エンジニアコース (7) 大規模計算科学：基礎と実践コース (8) アントレプレナーシップコース (9) 情報教育支援コース (10) 生命体工学コース (11) 國際エンジニアリング共同講義コース (12) 需要創発コース (13) マイクロ化技術実践コース	
		学び直しを志す社会人、情報を専門分野としない大学や学部等からの入学者は、入学後に既修得単位に対する認定を受ける。8単位に満たない場合は、イミグラント科目として設定する情報工学部の科目を履修する。	

(2) 博士後期課程

情報創成工学専攻・博士後期課程のカリキュラムは、3つの科目と博士論文で構成されている。開設する科目、単位数等は、別表1（68～79ページ）のとおりである。

科目名	科目区分等	内容等
基礎科目	2単位以上	情報工学プログラムから接続した、情報分野の知識・スキルの積み増し
対象分野科目 GE プログラム	6単位以上	グローバルに活躍するために必要なコミュニケーション力とプロジェクトリーダーとして、実践の場を通して協働した活動の意識とスキルを身につける
		特別講究及び特別実験演習（4単位）
		上級語学科目、上級グローバル教養科目、GCE実践科目（2単位）
副専門科目	2単位以上	他分野を広く学び、俯瞰的立場から社会実装等の意識を醸成する

2. 指導教員

- ① 大学院入学の際に、各学生の主指導教員1名及び副指導教員2名以上を定める（指導教員グループという）。
- ② 指導教員グループは、指導計画をあらかじめ提示したうえで、授業科目の履修、学位論文の作成指導等、学生の在学中における学業に関して指導を行う。
- ③ 学修上必要な場合は、指導教員又は副指導教員を変更することがある。

3. 履修

- ① 学生は、指導教員から提示された指導計画を踏まえ履修するコースの選択等を行い、必要とする授業科目を履修すること。
- ② 学生は、履修しようとする授業科目を決定して、所定の履修期間内に履修申告しなければならない。
- ③ 「情報工学導入プログラム」を履修できる者は、学び直しを志す社会人や情報を専門分野としない大学等から入学した学生である。履修については、指導教員と相談のうえ、履修登録を行うこと。

4. 試験

試験は、学期末に実施する前・後期末試験と教員が適宜実施する臨時の試験があるが、授業によっては、レポート提出により試験に代えるものもあるので、授業担当教員の指示に従うこと。

① 試験の成績

授業科目の試験の成績は100点満点で評価し、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。

合格した科目的成績を秀（90～100点）、優（80～89点）、良（70～79点）、可（60～69点）の評語で表示する。

また、授業科目の単位は、授業科目を履修のうえ、授業時間数の3分の2以上出席し、かつ試験に合格した者に与えられる。

なお、既修得単位の取消し及び更新はできない。

② 成績通知

各授業科目の成績（合否及び得点）は教務情報システムに表示されるので、必ず確認しておくこと。

5. 修了の要件

- ① 博士前期課程の学生は、大学院に2年以上在学し、33単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。
- ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りる。
- ② 博士後期課程の学生は、大学院に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。
- ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年（博士前期課程の在学期間を短縮して1年で修了した者にあっては2年）以上在学すれば足りる。

IV. 履修上の基準

授業科目及び単位数は別表1（68～79ページ）のとおりである。

学生は、別表2（80ページ）の履修基準表に従って履修し、修了要件単位を充足すること。

V. 学位論文の提出及び最終試験

- (1) 修士及び博士の学位授与の申請をしようとする者は、下記の規則等の定めるところにより行うこと。
- なお、学位論文は、課程修了に必要な単位を修得した者又は修得見込みの者でなければ提出することはできない。
- ・九州工業大学大学院情報工学府学修細則（65～80ページ）
 - ・九州工業大学学位規則（81～86ページ）
 - ・九州工業大学大学院情報工学府博士の学位審査に関する取扱内規（87～92ページ）
- (2) 最終試験は、学位論文を提出した者に対して、学位論文を中心として、これに関連する事項について口頭又は筆答によって行われる。

VI. その他履修上の注意事項等

- (1) 博士前期課程からの進学者について
- 本学情報工学府博士前期課程を修了し、引き続き当該博士後期課程に進学した者は、博士前期課程で未履修の科目を科目区分に沿って履修すること。
- (2) GE プログラムの上級語学科目の履修について
- 上級語学科目（英語VA～英語XD）の履修は、別途周知される TOEIC スコアレンジを確認のうえ、1科目を履修すること。（選択英語1T～4T を除く。）
- (3) 学部の授業科目の履修について
- 教職科目及び学習・教育目標の達成に有用な分野の学部の授業科目で、指導教員が認めたものを履修登録することは可能であるが、修了要件単位数には含めることはできない。

VII. 各種教育プログラム等

(1) 情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業 SecCap プログラムの授業科目の履修について

奈良先端科学技術大学院大学先端科学技術研究科、慶應義塾大学メディアデザイン研究科との協定に基づく授業科目の履修に際しては、2単位を上限として情報工学府の修了要件単位として認定することができる。履修を希望する場合は、指導教員の了解を得て、オリエンテーションへ出席、担当教員の指示に従うこと。なお、プログラムの修了を希望する場合は、所定の単位を修得する必要がある。

(2) 九州工業大学グローバルエンジニア養成コース（G E コース）について

産業界では、幅広い知識と専門性に加え、グローバル化が加速する社会に対応するスキル、課題解決能力、コミュニケーション力等を備えた技術者が求められており、学部4年間と大学院博士前期課程の2年間を通じた体系的な6年一貫教育プログラムを開設している。当該コースの修了を希望する場合は、別途、所定の単位を修得する必要がある。

詳細は九州工業大学グローバルエンジニア養成コース（122～123ページ）を確認すること。

(3) 九州工業大学ロボティックスシンセシス＆マネジメントコース（R S Mコース）について

ロボットの開発・導入・利活用を総合的に理解し、新しい価値を創造できる人材育成を目的とした、先進的ロボティクス教育プログラムである。当該コースを履修する場合は、指導教員の了解を得て、オリエンテーションへ出席、担当教員の指示に従うこと。なお、コースの修了を希望する場合は、所定の単位を修得する必要がある。

詳細は九州工業大学ロボティックスシンセシス＆マネジメントコース実施要項（124～128ページ）を確認すること。

(4) 九州工業大学大学院アントレプレナーシップ教育コースについて

大規模災害、脱炭素社会の実現、急速なテクノロジーの進展など、様々な困難や課題、急速な社会変化が生じており、このような状況下では、自ら枠を超えて行動を起こし新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を育むことが重要である。アントレプレナーシップ教育コースは、大学院において基礎科目群・応用科目群・実践科目群の3ステップからなる起業家育成プログラムを実施し、自ら考え行動し新たな価値を生み出していける人材を育成するプログラムである。

当該コースを履修する場合は、指導教員の了解を得て、オリエンテーションへ出席、担当教員の指示に従うこと。なお、コースの修了を希望する場合は、所定の単位を修得する必要がある。

詳細は九州工業大学アントレプログラム教育コース実施要項（129～132ページ）を確認すること。

(5) 革新的ロボティクス/AI技術を先導する人材育成コース（iART）について

ロボティクスや人工知能を活用してロボットの生産・効率性を飛躍的に向上させる自立ロボットの開発を行い、地域企業が抱える課題解決に対応する技術の創出、地域産業の隆興となる革新的ロボティクス/AI技術（iART）の研究に留学生、日本人学生及び地域企業と共同で取り組み、iART を地域や母国で先導できる人材を育成するコースである。当該コースを履修する場

合は、担当教員の指示に従い、所定の単位を修得する必要がある。

（6）カーロボA I 連携大学院コースについて

本学の各大学院と早稲田大学、北九州市立大学による将来の自動車の知能化・電動化の流れを先導し、今後大きく発展が期待される知能ロボット技術をカバーする技術分野において、自身の専門分野を極めるとともに周辺技術も理解し、研究開発チームを先導する次世代を担うリーダーとしての実践力を有する高度専門人材を育成することを目的としたコースである。

当該コースを履修する場合は、指導教員の了解を得て、オリエンテーションへ出席、担当教員の指示に従うこと。なお、コースの修了を希望する場合は、所定の単位を修得する必要がある。

VIII. 大学院担当教員の教育研究分野及び授業科目

○知能情報工学分野

教育研究分野 (Keyword)	担当教員 (Academic Staff)	担当科目 (Course Title)
コンピュータビジョンを中心とした、広義の画像処理（パターン認識、コンピュータグラフィックス、狭義の画像処理を含む）に関する教育研究を行う。特に、多様なカメラ・照明と情報処理技術を融合したコンピュテーションナルフォトグラフィやコンピュテーションナルイルミネーションに関する研究を行う。 (Computer Vision, Pattern Recognition, Computer Graphics, Image Processing)	岡部 孝弘 OKABE Takahiro	コンピュテーションナルフォトグラフィ特論 Advanced Course in Computational Photography
コンピュータアニメーション技術を応用したシステムを開発する上で重要となる手法や理論を、プログラミング演習を交えながら教育研究する。特に、人体モデルのアニメーションを実現するための手法や理論を、教育研究する。 (Computer Animation, Computer Graphics)	尾下 真樹 OSHITA Masaki	コンピュータアニメーション特論 Advanced Computer Animation
三次元データを中心としたマルチメディアデータ処理に関する教育研究を行う。特に、手に乗る小さなものから膨大な建物を含む都市規模のものまで、様々なものの三次元形状の取得、デジタルデータ化、分析、可視化や、三次元データと仮想空間を利用した仮想現実システムの実現手法と応用に関する教育研究を行う。 (Computer Graphics, 3D Data acquisition, 3D Data Analysis, Point Cloud, 3D Urban Model, 3D Virtual Environments, Geographic Information Systems)	磯崎 賢一 KAKIZAKI Ken'ichi	仮想空間論 Virtual Reality
画像処理・パターン認識に関する教育研究を行う。特に読唇、注視点推定、表情認識や手話認識を中心とした福祉応用を目的としたコミュニケーション支援に関する研究を行う。その他、自然物の画像認識などを研究する。 (lip reading, gaze estimation, sign language recognition, image processing, pattern recognition)	齊藤 剛史 SAITO Takeshi	画像認識特論 Advanced Image Recognition
大規模データを有効利用する観点から、計算機科学における様々な手法を組み合わせることで新しいデータの利活用のための手法を創出することを目的とする。特に、データ圧縮、機械学習、セキュリティ分野にまたがる境界領域を研究分野とする。 (data compression, machine learning, privacy-preserving computation)	坂本 比呂志 SAKAMOTO Hiroshi	情報数学特論 Advanced Course in Information Mathematics
位相幾何学、微分幾何学、代数幾何学、代数学の理論を使って、データ科学や暗号理論の研究と教育を行っている。データ科学では、特に、位相的データ解析の研究を行い、機械学習や異常検知の技術を取り入れて新しいデータ分析の手法を提案し、様々な実践的データの分析や数学の分野への応用を研究している。暗号理論では楕円曲線暗号などの代数曲線暗号や耐量子計算機暗号、および、可換環論を応用した新しい暗号プロトコルなどの研究を行う。また、ロボット工学における経路運動計画などの位相幾何学の工学への応用を教育研究する。 (Differential Topology, Algebraic Geometry, Topological Data Analysis, Commutative Algebra, Cryptography, Motion Planning)	佐藤 好久 SATO Yoshihisa	暗号数学特論 Introduction to Mathematical Cryptography 位相的データ解析特論 Introduction to Topological Data Analysis

教育研究分野 (Keyword)	担当教員 (Academic Staff)	担当科目 (Course Title)
自然言語処理を基盤として、音声理解や画像処理などを統合したマルチモーダル情報解釈に関する教育研究を行う。Web を対象とした情報抽出・要約など応用的な言語処理やロボットや人間同士の対話の理解に関する研究を行う。 (Natural Language Processing, Speech Understanding, Computer Vision, Multimodal Interpretation)	嶋田 和孝 SHIMADA Kazutaka	自然言語処理特論 Advanced Natural Language Processing
画像や音声など種々のメディアによる表現方法について広く講義する。ビデオ静止画像、ビデオ動画像、コンピュータ・グラフィックス、コンピュータ・アニメーション、音声出力など個々のメディア表現について、その特徴と用法を扱い、さらに、仮想現実システムや擬人化エージェントなど、複数のメディアが統合化されたマルチメディア表現の設計・実現法を扱う。また、これらのマルチメディアシステムの評価方法についても講義する。 (Multimedia, Computer Graphics, Computer Animation)	乃万 司 NOMA Tsukasa	マルチメディア 工学特論 Advanced Multimedia Engineering
人工知能におけるデータマイニングと機械学習、特に、頻出パターンマイニング、決定木構築、クラスタリングについて、主としてアルゴリズムを中心とした教育研究を行う。 (artificial intelligence, data mining, machine learning)	平田 耕一 HIRATA Kouichi	人工知能特論 Advanced Course in Artificial Intelligence
現実問題を解く際に現れる様々な探索問題やスケジューリング問題は、いくつかの変数と式を含む数学モデルに定式化することができ、組合せ最適化問題と呼ばれる。組合せ最適化問題に対して、これまで様々なアルゴリズムが開発され、現実の様々な意思決定の場において広く用いられており、組合せ最適化における基本的なアルゴリズム設計に関する教育研究を行う。 (Optimization problems, Approximation algorithms, Online algorithms, Randomized algorithms, Parallel algorithms, Computational complexity)	宮野 英次 MIYANO Eiji	最適化アルゴリズム論 Optimization Algorithms
理論的な評価に基づいた効率の良いアルゴリズムとデータ構造の設計。特に、文字列処理、索引構造、データ圧縮手法について教育研究を行う。また、提案アルゴリズムの実際的な評価と実問題への適用を目指した研究も行う。 (string processing algorithms, index, data compression)	井 智弘 I Tomohiro	圧縮情報処理特論 Compressed Data Processing
人の思考プロセスのモデル化、人が持っている知識のモデル化について述べる。さらに、計算機システムが利用者のモデルを推定して、利用者に応じて個別化した対応をする方法についても教育研究を行う。 (Intelligent Learning Support System, Computer Assisted Language Learning, English Learning, Natural Language Processing)	國近 秀信 KUNICHIKA Hidenobu	思考モデリング Knowledge and Thinking Process Modeling 学習工学特論 Advanced Course in Learning Engineering
離散最適化問題に対する高度なアルゴリズム設計・解析技術の教育研究を行う。特に、分枝限定法や動的計画法などのアルゴリズム設計技法を高性能な解析手法を習得する教育を行い、理論に基づいた先進的なアルゴリズムの実装手法の教育研究を行う。 (Discrete algorithms, Algorithm analysis, Dynamic programming, Branch and bound)	斎藤 寿樹 SAITO Toshiki	離散アルゴリズム特論 Advanced Discrete Algorithms

教育研究分野 (Keyword)	担当教員 (Academic Staff)	担当科目 (Course Title)
計算量理論に基づく問題の困難性の解析と、効率のよいアルゴリズムの設計に関する教育研究を行う。特に計算が困難な組合せ最適化問題とその近似解法、アルゴリズム論的学習理論、テキスト処理や情報検索アルゴリズムを中心に研究する。 (computational complexity theory, combinatorial optimization, approximation algorithms, string pattern matching algorithms, search algorithms)	下蘭 真一 SHIMOZONO Shinichi	検索アルゴリズム論 Search Algorithms
大規模・複雑なデータからその背後に潜在する本質的構造をモデルリングする、データサイエンスについての教育研究を行う。訓練データに基づく回帰・分類といった教師あり機械学習と、ベイズ推論などのような教師なし機械学習の基礎の理解に重点を置き、データサイエンスの基軸となるセンスとスキルの取得を目指した教育を行う。加えて、実データに対するディープラーニングやアンサンブル学習、逐次状態推定手法などの応用研究を行う。 (statistical machine learning, Bayesian inferences, data science, regression, classification, sequential state estimation)	徳永 旭将 TOKUNAGA Terumasa	イメージ解析特論 Advanced Image Analysis 統計的機械学習特論 Advanced Statistical Machine Learning
ゲーム情報学に関する教育研究を行う。具体的には、思考ゲームをプレイするためのゲーム木探索法と探索の効率化手法、および、組合せゲーム理論を用いたゲーム局面の数理的解析について研究する。 (Game Informatics, Combinatorial Game Theory)	中村 貞吾 NAKAMURA Teigo	算法表現特論 Algorithm Expression
メディア情報の高付加価値化に関する教育研究を行う。コンテンツ深化、コンテンツセキュリティ、メディアシステム創成を対象として、実社会におけるシステムの提案から、それを支える基礎技術、例えば、メディア（画像・音声等）処理、情報ハイディング、メディアハンドリングに関する研究を行う。 (Enriched Multi-Media, Image/Speech processing, Information Hiding, Media Handling)	新見 道治 NIIMI Michiharu	高機能メディア工学特論 Enriched Multi-Media
数理的理解に基づき機械学習を適切に応用できる技術者を育成するため、理論・応用の両側面を意識した教育研究を行う。機械学習と確率的最適化の統合研究を推進し、深層学習を含めた超高次元機械学習モデルの理解を深める。 (Deep Learning, Statistical Machine Learning, Stochastic Optimization)	二反田 篤史 NITANDA Atsushi	確率的最適化理論 Stochastic optimization theory
支配原理や法則が明らかでない諸現象を数学を用いて解説する。ビッグデータ解析に数学の手法、特に統計的な手法を用いた解析手法を確立する。その他、関数空間、数列空間の理論の精密化など測度や積分の諸性質に焦点をあてた教育研究を行う。 (non-additive measure, non-linear integral, statistical data analysis, banach space)	本田 あおい HONDA Aoi	統計的データ解析特論 Advanced statistical data analysis 統計的機械学習特論 Advanced Statistical Machine Learning
計算機科学に関連する数理とその応用について、教育研究を行う。特に離散系を中心に研究する。 (computer algebra, discrete system)	乃美 正哉 NOHMI Masaya	数学基礎特論 Foundations of Mathematics

○情報・通信工学分野

教育研究分野 (Keyword)	担当教員 (Academic Staff)	担当科目 (Course Title)
<p>機械設計者や医師、薬剤師等の様々な応用領域の専門家の知識を体系的に整理し、これを情報システムに組み入れ運用するための知識処理手法についての教育研究を行う。特に、知識のモデル化手法、知識表現手法、言語処理系、およびその応用に関する教育研究を行う。また、高品質ソフトウェア開発のためのプロジェクトマネジメントやソフトウェア開発プロセスに関する教育研究を行う。 (Software Engineering, Knowledge Engineering, Software Process, Project Management, Information System)</p>	<p>梅田 政信 UMEDA Masanobu</p>	<p>プロジェクトマネジメント演習 Project Management</p> <p>パーソナルソフトウェアプロセス I,II Personal Software Process I,II</p> <p>チームソフトウェアプロセス I,II Team Software Process I,II</p>
<p>デジタル変復調・デジタル信号処理に関する教育研究を行う。特に、音声／音響／画像処理のための信号処理アルゴリズムの理論的研究、デジタル通信システムの信号処理的立場からの理論構築並びに通信用システム LSI の設計などの研究を行う。 (Wireless Communication System, Digital Signal Processing System and those VLSI Design)</p>	<p>尾知 博 OCHI Hiroshi</p>	<p>デジタル通信方式 Digital Communication System</p>
<p>安心・安全な情報化社会に欠かせない高信頼な大規模集積回路（LSI）の実現に貢献するテスト技術について教育研究を行う。数千万もの論理素子から構成され数 GHz もの高い周波数で動作する LSI 回路に機能障害の元となる製造欠陥の有無を調べるテストには、極めて高度な技術が求められている。世界トップレベルの革新的な LSI テスト技術の創出とグローバル人材の育成を目標に教育研究を進める。 (LSI, Test, Design for Testability, Fault Diagnosis, High-Reliability LSI Design)</p>	<p>温 晓青 WEN Xiaoqing</p>	<p>高信頼 LSI 設計 High Reliability Design</p>
<p>VLSI システムの高信頼化やディペンダビリティ向上に必要なテスト手法や、回路・システム機構について教育研究を行う。特に、IoT の利活用によるフィールドでのシステム LSI/FPGA の高信頼化、機械学習を用いた信頼性予測やテスト工程最適化等に関する研究に焦点を当てる。 (Design and Test of LSIs, Dependable System, On-line Testing, Fault-tolerant Design, Machine Learning, FPGA design)</p>	<p>梶原 誠司 KAJIHARA Seiji</p>	<p>ディペンダブルシステム Dependable systems</p>
<p>スマートグリッド、遠隔医療システムなど環境に分散的に配置された機器・センサの物理情報を IT により集約することで、効率的な制御に役立てようとするシステム（IoT）を対象とした教育研究を行う。特に、多様なステークホルダからの要求獲得・コンセプト構築手法、コンピュータと物理世界を統合するシステムの設計・評価技術の研究を行う。 (IoT System Design and Evaluation, Embedded System, Requirements Elicitation and Concept Making)</p>	<p>久代 紀之 KUSHIRO Noriyuki</p>	<p>情報・通信 プロジェクト演習 Project Exercises on Computer Science and Network</p>

教育研究分野 (Keyword)	担当教員 (Academic Staff)	担当科目 (Course Title)
<p>計算機およびネットワークのセキュリティに関する教育研究を行う。当該分野の課題を概観し、そこで用いられる情報表現や情報分析の数理的手法について、Biometrics（生体認証）、Document Security（文書機密保護）、Digital Watermarking（電子透かし）、Cryptography（暗号化）、Computer Security（計算機セキュリティ）の5つの応用を中心とした教育研究を行う。すべてのネットワーク化されたITシステムにおいて不可欠なセキュリティ工学のための、共通的な視点と個別技術への深い理解への導入となる。また、講義はすべて英語で行う。</p> <p>(Pattern Recognition, Image Processing, Soft Computing, Computational Intelligence, Security Technologies, (Multi-Objective) Optimization, Algorithm Theory)</p>	<p>ケッペン マリオ KOEPPEN Mario</p>	<p>Computational Security:Basic Topics Computational Security: Advanced Topics</p>
<p>オペレーティングシステムや仮想計算機などのシステムソフトウェアについての教育研究を行う。オペレーティングシステムとして、計算機だけでなく組み込み機器などの様々な用途に使われるようになっているLinuxを主な対象とする。また、近年脚光を浴びている仮想計算機の技術を用いた、システム全体の信頼性やセキュリティの向上についての教育研究を行う。</p> <p>(Operating System, Virtual Machine, Dependability, Security)</p>	<p>光來 健一 KOURAI Kenichi</p>	<p>クラウドコンピューティング Cloud Computing</p>
<p>情報通信のためのネットワークシステムに関する教育研究を行う。特に通信プロトコル、通信アーキテクチャの視点に立った通信工学分野を主体に、IoT向けの通信システムや通信プロトコルについて教育・研究する。また、実機に対する実装、および性能評価のための理論的解析や解決に関する教育研究も行う。</p> <p>(Computer Network, Mobile Network, Wireless Network, Mobility Management, Cognitive Radio)</p>	<p>塚本 和也 TSUKAMOTO Kazuya</p>	<p>無線モバイルネットワーク Wireless mobile network</p>
<p>情報通信を支える「ネットワーク管理」技術の基本的枠組みと、その中でネットワーク特性の計測、統計的推定の技法や背景にある数理的手法・理論について教育研究を行う。特に、インターネットのような広域網を想定する。</p> <p>(Computer Network, Network Measurement, Performance Monitoring, Network Tomography, Anomaly Detection, Resource Sharing)</p>	<p>鶴 正人 TSURU Masato</p>	<p>ネットワークマネージメント Advanced Network Management</p>
<p>並列分散処理のための計算モデル、および、アルゴリズムに関する教育と研究を行う。特に、クラスタ処理を用いた並列処理におけるアルゴリズムや、ブロックチェーン等の分散台帳システムにおいて用いられるコンセンサスアルゴリズムなどに焦点をあてる。</p> <p>(Parallel and Distributed Algorithms, Cluster Computing, Consensus Algorithm)</p>	<p>藤原 晓宏 柴田 将拡 FUJIWARA Akihiro SHIBATA Masahiro</p>	<p>並列分散アルゴリズム Parallel and distributed algorithms</p>
<p>金融分野における業務や取り組み事例について概説とともに、フィンテック業務に携わる情報系技術者との対話を通して、金融分野における情報技術の役割に対する理解を深める。また、海外の金融事業や金融業務におけるデジタルトランスフォーメーションの取り組みについて紹介する。</p> <p>(Financial technology, financial operation)</p>	<p>藤原 晓宏 FUJIWARA Akihiro</p>	<p>フィナンシャルテクノロジー Financial Technology</p>

教育研究分野 (Keyword)	担当教員 (Academic Staff)	担当科目 (Course Title)
<p>プログラミング言語の設計と実装ならびに並列処理を中心とした計算基盤に関する教育研究を行う。特に、使い易さ、信頼性、実行性能、容量、エネルギー効率等を重視し、多様化、複雑化、並列化が進む計算基盤を効率よく簡単・安全に利用可能とするため教育研究を行う。 (programming languages, parallel processing)</p>	<p>八杉 昌宏 YASUGI Masahiro</p>	<p>プログラミング言語と 処理系特論 Programming Languages and Systems</p>
<p>情報システムのアーキテクチャについて、アーキテクチャとは何か、様々な観点からのアーキテクチャの構築法、分析法、およびケーススタディとして、現実の分散ミドルウェアを例に、アーキテクチャの構築法を教育する。また、要求や環境の変化に対応して、一定の信頼性、安全性、性能を維持するための適応性を重視した分散オブジェクト指向ミドルウェアのアーキテクチャおよび実現に関する研究を行う。 (Software Architecture, Object-oriented Computing, Distributed Computing, Adaptability)</p>	<p>吉田 隆一 YOSHIDA Takaichi</p>	<p>ソフトウェア アーキテクチャ Software Architecture</p>
<p>情報セキュリティ分野において、公開鍵暗号・デジタル署名・擬似乱数生成器などの暗号要素技術、ブロックチェーン・制御ネットワークにおけるセキュアプロトコルなどの応用技術に関する教育研究を行う。擬似乱数生成器のための計算機実装されたカオス写像の性質の解明や、ブロックチェーンにおけるトランザクション生成手法に関する教育研究を行う。 (Pseudorandom Number Generator, Chaotic Map, Blockchain, IoT Security)</p>	<p>荒木 俊輔 ARAKI Shunsuke</p>	<p>暗号理論 Cryptography サイバーセキュリティ Cybersecurity ブロックチェーン Blockchain パーソナルソフトウェア プロセス I,II Personal Software Process I,II チームソフトウェア プロセス I,II Team Software Process I,II</p>
<p>3Dイメージングシステムに関する教育研究を行う。特に、機械学習による2D画像を用いた3D情報の推定や視界不良環境下でも機能する3D映像撮影および可視化システムの教育研究を行う。また、血液を観察・分析することで病気を診断可能なデジタルホログラフィック顕微鏡に関する教育研究を行う。 (Imaging Systems, Three Dimensional Visualization, Digital Holography, Medical and Biological Imaging)</p>	<p>李 晏哲 LEE Min-Chul</p>	<p>光信号処理 Optical Signal Processing</p>
<p>各種目的に応じたプログラミング基盤、すなわちプログラミング言語及び処理系の設計・実装とプログラミング手法に関する教育研究を行う。特に、簡便なプログラム記述を提供する言語設計、プログラムの正しさの保証技術、実行性能向上のための並列化・分散化・最適化等に注目し、計算機の多様化・複雑化を吸収し効率的なプログラミングを可能とする技術に関する研究教育を行う。 (programming languages, parallel and distributed programming)</p>	<p>江本 健斗 EMOTO Kento</p>	<p>関数プログラミング Functional Programming 支援士実習 Specialist Practice for ICT Education</p>

教育研究分野 (Keyword)	担当教員 (Academic Staff)	担当科目 (Course Title)
進化計算、ニューラルネットワーク、ファジィシステムを代表的な手法とした問題解決の枠組みであるソフトコンピューティングと、そのネットワークシステムへの応用に関する教育研究を行う。さらに生物にヒントを得た手法に関する教育研究も行う。 (soft computing, bio-inspired algorithm, evolutionary computation)	大西 圭 OHNISHI Kei	ソフト コンピューティング Soft Computing
ソフトウェアや知識のモデリング技術を中心に、各種専門家のノウハウを組み込んだ高度な情報システムを構築するための業務分析・モデリング、仕様記述言語、開発支援環境について教育研究する。また、高品質なソフトウェアを計画通りに開発するためのプロジェクトマネジメントやソフトウェアプロセス、ソフトウェアエンジニアリングに関する教育研究も行う。 (Software Engineering, Knowledge Engineering, Systems Engineering, Software Process, Project Management)	片峯 恵一 KATAMINE Keiichi	プロジェクト マネジメント演習 Project Management パーソナルソフトウェア プロセス I,II Personal Software Process I,II チームソフトウェア プロセス I,II Team Software Process I,II
情報通信システムの設計に関する通信トラヒック理論を基礎として、マルチメディアネットワークにむけてのサービス品質 (QoS) 保証、ネットワーク性能計測、トラヒックエンジニアリング (TE) の評価、実験、実装に関する教育研究を行う。 (Computer Network, Sensor Network, Green ICT)	川原 憲治 KAWAHARA Kenji	ネットワークデザイン Network Design
ハードウェア及びソフトウェアの協調設計に関する教育研究を行う。特に画像伝送システムを主体に、信号処理システムおよび通信システムの解析や協調設計法について教育・研究する。また、システムにおけるハードウェア及びソフトウェアの最適化に関する教育研究も行う。 (Hardware/Software Co-Design, Image Transmission System, Wireless Transmission System, Digital Signal Processing)	黒崎 正行 KUROSAKI Masayuki	ハードウェア・ ソフトウェア協調設計 Advanced Hardware / Software Co-Design
コンピュータを用いた測定システムの開発に関する教育研究を行う。具体的には、イメージセンサーなどを用いてレーザーを照射した生体の画像をコンピュータに取り込み、その画像より血流情報を解析し表示を行うといった、計測方法の基礎研究から測定装置の製作までのシステム開発などを行う。 (Applied Physics, Medical Engineering)	小西 直樹 KONISHI Naoki	組込みシステム設計 Embedded system design
自動運転等を支える組み込みシステムの中核である効率的かつ高信頼な DNN 推論を実現するためのハードウェアアーキテクチャに関する教育と研究。特に、マトリックス操作の高速化、最先端 VLSI 技術における信頼性分析、及び、システムの安全かつ確実な動作保証に貢献する重要技術を紹介し、その実現に欠かせない高度なハードウェアアーキテクチャを解説する。 (Education and research on hardware architectures for efficient and reliable DNN inference in embedded systems such as self-driving cars. In particular, we will focus on advanced hardware to accelerate matrix operations, analyze reliability threats in cutting-edge VLSI technology, and introduce key techniques to ensure safe and secure operation of such systems.)	ホルスト シュテファン HOLST Stefan	Dependable AI Accelerator Hardware in Autonomous Systems 国際エンジニアリング 共同講義III,IV,V International Joint lecuture of Informatic enginnering III, IV,V

教育研究分野 (Keyword)	担当教員 (Academic Staff)	担当科目 (Course Title)
符号理論, デザイン理論に関する教育研究を行う。特に代数的組合せ論の分野を主体に, Association scheme, Delsarte 理論, グラフ理論について教育・研究する。また, 計算機を活用し, 特に Maple や Magmaなどの数式処理ソフトを用いて, 組合せデータの構築の為の研究を行う。 (Algebraic Combinatorics, Coding theory, Design theory)	田上 真 TAGAMI Makoto	代数的組合せ論 I, II Algebraic Combinatorics I, II
LSI の設計, テスト容易化設計, テスト手法, テストパターン生成, 故障診断, 電力解析等について教育研究を行う。特に, LSI テスト時の消費電力増加に関する諸問題の解決を目的とした, 消費電力とレイアウト情報を考慮したテストパターン生成手法, 消費電力増加に起因する欠陥の故障診断に関する研究を行う。 (LSI Design, Layout Design, Design for Testability, Test Pattern Generation, Fault Diagnosis, Power Analysis)	宮瀬 紘平 MIYASE Kouhei	LSI バックエンド設計 Backend Phase of LSI Design
高速化・低電力化・高機能化といった LSI の高性能化の基本課題に対して, 新規な回路・アーキテクチャを提案し, 実際に LSI を試作・評価することで, その効果を検証し, 同時に, 高性能な大規模 LSI 回路を効率的に設計するための設計手法についても, 特に性能の差別化に大きく貢献するトランジスタレベルから検討を行い, ビッグデータ処理や人工知能等への応用を目指した次世代の超大規模 LSI のあるべき姿について探求する教育研究を行う。 (Digital Circuits, Analog Circuits, A/Dmix Circuits, Logic LSI, Memory LSI, High-speed Interface, VLSI, EDA)	中村 和之 NAKAMURA Kazuyuki	システム LSI 設計論 System-LSI Design 半導体トピックセミナー Seminar on semiconductor topics
従来の集積回路作製のための微細加工技術に加え, 3 次元微細加工技術に関する教育研究を行う。これらの技術と関わりの深い, 三次元集積回路素子, 真空マイクロエレクトロニクス, マイクロマシンニングなど, 集積回路とマイクロ構造体の融合に関する教育研究も行う。 (Microfabrication, Micro Electrical Mechanical System, Inkjet, Sensor Element, Solar Cell, Power Device)	馬場 昭好 BABA Akiyoshi	マイクロシステム特論 Advanced Course on Microelectronic Systems 集積回路作成実習 Integrated Circuit Manufacturing

○知的システム工学分野

教育研究分野 (Keyword)	担当教員 (Academic Staff)	担当科目 (Course Title)
<p>ナノ・マイクロエンジニアリング分野の教育研究を行う。微小な機械、マイクロメカニズムを医療分野へ応用し、消化管内走行カプセルやマイクロロボットにより人々の福祉に貢献する。また、MEMS 技術を応用してマイクロポンプを用いたドラッグデリバリーシステムやバイオ分析用流路などにより生活の質の向上を目指す。</p> <p>授業では、マイクロマシンから車両に至るまで幅広くメカニズムを取り上げ、その仕組みと運動について解説する。</p> <p>(Micro Mechanism, MEMS, Robots)</p>	伊藤 高廣 ITO Takahiro	<p>運動とメカニズム Mechanism and Kinematics</p> <p>国際エンジニアリング 共同講義VI International Joint lecuture of Informatic enginnering IV</p>
<p>線形・非線形システムのロバスト性の解析と設計に関する教育研究を行う。動きの仕組みの追究と動くもの創りを体系的に解決するシステム制御理論や、その応用によるバランスのとれた順応能力を持つ制御系の設計法などである。</p> <p>(Nonlinear dynamical systems, Control theory, Robustness, Stability, Digital control, Biological systems, Cyber-physical network)</p>	伊藤 博 ITO Hiroshi	<p>ロバスト安定論特論 Robustness and stability of dynamical systems</p>
<p>流体構造連成現象に代表されるマルチフィジクス連成の諸問題を解くために有限要素法を中心とする計算力学的アプローチに関する教育研究を行う。特に、高精度な数値シミュレーションにより、生物運動のような複雑で大規模なシステムをマルチフィジクス連成の観点から理解し、新しい人工システムに応用することについて教育・研究する。</p> <p>(Computational Mechanics, Finite Element Method, Multi-Physics Coupling, Fluid-Structure Interaction, Fluid-Structure-Electric Interaction)</p>	石原 大輔 ISHIHARA Daisuke	<p>CAE 特論 Computer Aided Engineering</p> <p>計算力学特論 Computational Mechanics</p>
<p>動画像処理技術に関して教育・研究を行う。一般的な画像処理技術に加え、動画像処理ならではとなる物体追跡用フィルタリング技術、オブティカルフロー推定技術、運動視による形状復元(Shape-from-Motion)等の理論的分野を主体に教育・研究を行う。</p> <p>(Pattern Recognition, Image Processing, Image Analysis)</p>	榎田 修一 ENOKIDA Shuichi	<p>動画像処理基礎 Fundamentals of Digital Video Processing</p> <p>動画像処理特論 Digital Video Processing</p> <p>ロボット工学総合演習I Robotics : Exercises I</p>
<p>ナノ3次元構造形成技術の確立からマイクロデバイス化技術へ展開を図り、ナノ・マイクロエンジニアリング分野での教育・研究を進める。ここではナノ微粒子に機能性を付加することや、電磁場による材料除去や付着させる手法を確立する。さらにマイクロデバイスの応用として、クリーンエネルギー技術への適用を目指す。</p> <p>(MEMS, Energy, Micro Devices)</p>	鈴木 恵友 SUZUKI Keisuke	<p>ナノマイクロ エンジニアリング特論 Advanced Course for Nano Micro Engineering</p> <p>国際エンジニアリング 共同講義I International Joint lecuture of Informatic enginnering I, II</p>

教育研究分野 (Keyword)	担当教員 (Academic Staff)	担当科目 (Course Title)
<p>近年、高精度、高品質な製品の効率的な生産が求められ、設計工程から製造工程までの生産工程を支援する CAD ソフトウェアが必要不可欠となっている。通常、CAD はブラックボックス的に使用されることが多いが、本科目では理解を深め、応用力を高めるため、使用方法だけでなく内部の仕組みや実現方法について講義する。また、製造工程で必要となる大量データの処理、実時間性の必要な処理などをサポートする情報システムについて教育研究を行う。</p> <p>(Computer Aided Control System Design, Numerical Computation, Simulation, Java Technology)</p>	古賀 雅伸 KOGA Masanobu	制御系 CAD 特論 Computer Aided Design of Control Systems
<p>制御システムの設計理論に関する教育研究を行う。特に、信頼性などを考慮したシステムの設計や、自律分散システムに対する考察、定式化を行う。また、制御システムと人間の協調についても研究する。</p> <p>(Control Theory)</p>	瀬部 昇 SEBE Noboru	<p>応用線形代数 Advanced Linear Algebra</p> <p>現代制御論特論 Advanced modern control theory</p> <p>ロバスト制御特論 Introduction to Robust Control Theory</p>
<p>制御理論的な研究をベースに、デジタル信号処理技術や計算科学的な技術を融合して Computational Systems Biology 研究を推進する。また、分子デバイスを使って実装可能な制御系の検討、分子ロボティクスのための制御理論の構築を行う。</p> <p>(Control theory, Systems biology, Molecular robotics, Biochemical networks)</p>	中茎 隆 NAKAKUKI Takashi	非線形システム特論 Nonlinear Systems
<p>教育は、マイクロ流体工学の基礎と応用について行う。具体的には、さまざまなマイクロ流動現象、加工、計測技術など MEMS 関連。</p> <p>研究は、生体の複雑現象の数値解析を行う。(腫瘍増殖、皮膚・毛髪の生成、指先血管画像処理、歯槽骨再生、肝臓再生)</p> <p>(Micro Fluidics, Particle Simulation, System Biology)</p>	永山 勝也 NAGAYAMA Katsuya	マイクロ流体工学特論 Micro Fluidics
<p>設計・製造技術の高度化に伴い生じてくる、扱う対象の複雑さ、製品の高精度化に対応する設計・製造理論に関する教育研究を行う。</p> <p>具体的には高速製品開発のための統合化設計、生産情報の知的情報処理、3Dプリンターならびに付加製造科学、計測データに基づく生産情報処理、電子・機械系の統合化設計に関する教育研究を行う。</p> <p>(Additive Manufacturing and 3D-printing, Intelligent Industrial Data Processing, Robust Engineering, Rapid Product Development, Quality Engineering)</p>	楳原 弘之 NARAHARA Hiroyuki	メカトロシステム特論 Advanced Lecture on Mechatronics Systems
<p>制御工学に関する教育研究を行う。</p> <p>特に、数値最適化を基盤とした計算制御論の開拓を中心に、多目的制御系、有限個周波数応答を用いた制御系設計とその応用に関する教育研究を行う。</p> <p>(Control engineering, Optimization, Multi-objective control)</p>	延山 英沢 NOBUYAMA Eitaku	最適化理論特論 Advanced Optimization Theory

教育研究分野 (Keyword)	担当教員 (Academic Staff)	担当科目 (Course Title)
<p>情報システムとメカトロニクスの融合は、機械の知能化を実現するために重要な役割を果たしている。人間・生物の知覚と機械の自律性の観点から融合技術を据え直し、メカトロニクスシステムの総合的な設計・方法論の教育と研究を行う。</p> <p>(Robotics, Cognitive robot, Affective robot, Mobile robot, Autonomous motion & behavior, Human-Robot Interaction, Natural motion understanding)</p>	<p>林 英治 HAYASHI Eiji</p>	<p>ロボティクス設計特論 Advanced Lecture on Robotics and Design Systems</p> <p>インテグレーション実践演習I, II, III Exercises on Advanced Robotics Integration I, II, III</p> <p>チームマネジメント実践演習 Exercises on Team Management</p>
<p>流体工学における複雑な流動現象とその解明のための光学的流体計測および数値シミュレーションに関連する教育研究を行う。特に、弾性運動体まわりや昆虫の翅まわりなどの流体構造連成現象を対象とした渦構造および動的挙動、空力制御デバイスおよび飛翔体の安定性に起因する流れ場、さらには、流れ場の制御材料として期待される導電性高分子ソフトアクチュエータに関する教育研究を行う。</p> <p>(Fluid measurements, Computational Fluid Dynamics, Fluid Structure Interaction Problem, Conducting Polymer actuator)</p>	<p>渕脇 正樹 FUCHIWAKI Masaki</p>	<p>流体力学特論 Fluid Dynamics</p> <p>国際エンジニアリング共同講義V International Joint lecuture of Informatic enginnering V</p>
<p>ロボティクス・知的制御分野の教育研究を行う。具体的には、羽ばたき飛行ロボットやユニークな飛行体の開発・制御、脳波や脈波などの生体情報を利用した機器操作、非線形システムのファジイ制御に関する教育研究を行う。</p> <p>(Flying Robot, biological information analysis, intelligent control)</p>	<p>大竹 博 OHTAKE Hiroshi</p>	<p>知的ロボット制御特論 Intelligent Robot Control</p> <p>インテグレーション実践演習I, II, III Exercises on Advanced Robotics Integration I, II, III</p>
<p>近年半導体分野、医薬、エネルギーなどのあらゆる分野で、技術革新のためにナノスケールの極微小な空間における諸現象を実時間で観測することが求められてきている。また、これからも重要な位置付けの一つである光エネルギーの応用に着目し、それらのナノスケールの諸現象をダイナミックに観測・可視化する新しい先進的な計測手法の可能性を探求する。</p> <p>(Applied Optics, Laser, Nanoscale, Metrology, Measurement)</p>	<p>カヨーンルンルアン パナート KHAJORNUNGRUA NG Panart</p>	<p>光応用ナノスケール計測特論 Applied Optics in Nanoscale Measurement</p> <p>国際エンジニアリング共同講義V International Joint lecuture of Informatic enginnering V</p>
<p>ヒューマイドロボットや移動ロボットに対して知的あるいは高度な行動を実現させるために制御理論およびシステムの構成手法の教育研究を行う。</p> <p>(humanoid and mobile robot, action planning, control strategy)</p>	<p>小林 啓吾 KOBAYASHI Keigo</p>	<p>知能ロボット特論 Planning Algorithms for Intellectual Robots</p>

教育研究分野 (Keyword)	担当教員 (Academic Staff)	担当科目 (Course Title)
ロボティクス、フィジオロジカル・コンピューティング、サイバネティック・トレーニングに関する教育研究を行う。特に、ロボット制御への機械学習の応用に関する教育研究を行う。 (Robotics, Physiological computing, Cybernetic training, Machine learning)	小林 順 KOBAYASHI Jun	システムデザイン特論 System Design
工業製品の高機能・高性能化に伴い、これを具現化する設計・製造に関する生産技術に対応する教育研究を行う。成形技術の根幹技術である型技術とその周辺生産技術の高度化およびその設計手法の開発について行う。 (Production Engineering, Mold & Die Engineering, Robust Design)	是澤 宏之 KORESAWA Hiroshi	生産加工学特論 Advanced Machining Technology
半導体センサと MEMS を融合したバイオデバイスの教育・研究を行う。特に血液や DNA など微量サンプルを対象としたバイオ・医療・薬学向け検査用デバイス分野を主体に、半導体を用いたセンサデバイスと MEMS を用いたマイクロ流体デバイスの融合プロセス技術について教育・研究を行う。 (MicroTAS, Microfluidics, Labo-on-chip, MEMS, Biodevices, Biosensors, Medical Applications)	坂本 憲児 SAKAMOTO Kenji	バイオデバイス特論 Advanced course on Biodevices
さまざまな分野でのロボットの利用が期待されている。ロボットが多様な環境の中で柔軟に活動するためには、環境の認識が不可欠である。ロボットに搭載されるカメラや音波センサなど、各種センサについて概説し、それぞれのセンサによる計測結果から外界の環境を認識する手法を示す。講義を通じて、センサの統合によるロボットの実践的な自律制御に関する教育研究を行う。 (Database System, Virtual Reality, Mobil Robot Control)	田中 和明 TANAKA Kazuaki	ロボットセンサ処理特論 Robot Sensor Processing
変形、熱、電磁場などの相互作用やマクロスケールとミクロスケールの相互作用により生じる連成現象に関する教育研究を行う。特に、有限要素法に基づく連成解析方法、連成メカニズム、評価方法、応用方法に関する教育研究を行う。また、連成解析およびマルチスケール連成解析の並列解析技術の教育研究も行う。 (Finite element method, Multiscale coupled problem, Large scale analysis)	二保 知也 NIHO Tomoya	エネルギー原理と有限要素法特論 Advanced Energy Principles and Finite Element Methods
幅広い分野でのロボットの利活用を実現するためのロボットシステムの知的コントロールシステムに関する教育研究を行う。特に、人の生活を支援するロボットを実現する上で問題になる、簡単な動作指令の方法や、姿勢変化や負荷変動などに合わせて自律的に動作を変化させる仕組みなど、人と連携を取りながら状況に合わせて動作状態を変化できるコントロールシステムの方法論を開発する。 (Robots, Kinematics, and System Design)	林 朗弘 HAYASHI Akihiro	応用運動学特論 Applied Kinematics

教育研究分野 (Keyword)	担当教員 (Academic Staff)	担当科目 (Course Title)
群ロボット工学は1) 同時性, 2) 拡張性, 3) 柔軟性, 4) 頑健性という従来のロボット工学では実現し得なかった性質を持ち、ロボットシステムの導入に必要となる基礎的な知識を講義し、履修学生のアクティブラーニングを通じて群ロボット工学の実践的技能を修得させる。 (Swarm robotics, Distributed autonomous system, Active reconstruction robot, Bridge verification robot, Virtual reality devices for insects)	藤澤 隆介 FUJISAWA Ryusuke	群ロボット工学特論 Swarm Robotics
マイクロメートルサイズ以下の寸法を有する機械的要素および電気的要素を機能構造・素子として含むデバイスおよびシステムに関する教育・研究を行う。特に、それらの設計および加工・作製において用いられる手法や、作製したデバイス・システムの特性の評価、応用に関する教育研究を行う。 (Micro devices, Microelectromechanical systems (MEMS), Microfabrication)	村上 直 MURAKAMI Sunao	マイクロデバイス・システム特論 Micro Devices / Microsystems
トライボロジー、ロータダイナミクスに関する分野の教育研究を行う。特に、流体潤滑状態にあるすべり軸受の油膜特性と軸受性能、すべり軸受で支持した回転体の安定性に関する教育研究について数値シミュレーションを主体として行う。 (Tribology, Rotordynamics, Hydrodynamic Lubrication, Fluid Bearing, Stability)	畠中 清史 HATAKENAKA Kiyoshi	トライボロジー特論 Tribology
ヒューマン・インターフェースは、ユーザとコンピュータシステムを結び付けるものであり、システムやアプリケーションの評価を大きく左右する重要なものである。物理的な入出力デバイスの仕組み、デバイスドライバー、ツールキット、そしてアプリケーションに至るインターフェースシステム全体を系統的に扱う。また、最新のインターフェース、マルチユーザインターフェース、現実指向インターフェースなどを取り扱う。また、これらのインターフェースの評価方法についても教育研究を行う。 (Pattern recognition, Robotics, Human interface)	大橋 健 OHASHI Takeshi	ヒューマン・インターフェース Human Interface

○物理情報工学分野

教育研究分野 (Keyword)	担当教員 (Academic Staff)	担当科目 (Course Title)
<p>光を利用した計測及びシステムに関する教育研究を行う。特に、散乱光が示す各種現象の実験的及び理論的研究、並びにそれらを応用したランダムレーザ、生体光学の研究を行う。</p> <p>(Optics, Light scattering, Laser speckle, Random laser, Biomedical optics, Optical instrumentation)</p>	岡本 卓 OKAMOTO Takashi	光波工学特論 Advanced Optical Physics
<p>超伝導体における臨界電流密度の決定要因、および量子化磁束とピンニングによる電磁現象の測定解析、また超伝導材料を利用した応用分野、たとえば超伝導マグネットや超伝導トランス、超伝導電力ケーブルの開発、さらに超伝導マグネットの磁場を利用した磁気科学の教育・研究を行う。</p> <p>(Superconducting Engineering, Superconducting Material Properties, Strong Magnetic Field Effect, Power Cable, Network, Concurrent Processing)</p>	小田部 莊司 OTABE Edmund Soji	超伝導応用特論 Advanced Applied Superconductivity
<p>非線形システム及び自然現象におけるカオス現象に関する教育研究を行う。</p> <p>特に、古典力学系のカオス及び量子力学系のカオスの教育研究、非平衡統計物理学の基礎的な問題やエルゴード問題の教育研究、管楽器の非線形力学から見た発音機構の教育研究を行う。</p> <p>(Nonlinear Physics, Quantum Chaos, Musical Acoustics, Aerodynamic sound)</p>	高橋 公也 TAKAHASHI Kin'ya	<p>非線形現象特論 Theoretical Approach to Non-Linear Systems</p> <p>大規模流体音響解析特論 Large-scale aero acoustic simulation</p>
<p>半導体を代表とする電子材料工学に関する教育研究を行う。特に、電子材料のバンド構造、フォノンバンドを第一原理計算で求める手法を習得し、新材料開発に活用するための教育・研究を行う。また、今後の電子情報工学に必要とされる研究・開発要素についてディベート形式で議論する。</p> <p>(Electronic Materials Engineering, First principles calculation, Electronic structure, phonon band, Electronics and Information Engineering)</p>	寺井 慶和 TERAI Yoshikazu	電子物性計算科学特論 Advanced solid state physics by computational science
<p>磁性体の工学応用に関する教育研究を行う。特に、情報処理の性能をハード面から向上させるために、磁気メモリやスピントロニクス技術を用いた機能性素子について教育・研究する。</p> <p>(Hard Disk Drive, Spintronics, Magnetoresistance, Spin Current, Magnetic Cellular Automaton, Magnetic Random Access Memory)</p>	福間 康裕 FUKUMA Yasuhiro	<p>磁気記録工学特論 Advanced magnetic recording technology</p> <p>マイクロ・ナノシステム技術特論 Advanced Nano/Micro system engineering</p>
<p>液晶における電磁気及び光学的効果に関する教育研究を行う。電気流体力学的不安定性の発生メカニズムに関する基礎研究とその工学的応用を研究する。</p> <p>(Liquid Crystals, Thermotropic, Lyotropic, Electrohydrodynamics)</p>	許 宗焉 HUH Jong-Hoon	情報物性特論 Advanced Information Physics
<p>外国人留学生を対象にして、科学技術日本語の表現方法を教育する。</p> <p>(Foreign Students, Technical Japanese)</p>		科学技術日本語 Technical Japanese

教育研究分野 (Keyword)	担当教員 (Academic Staff)	担当科目 (Course Title)
高分子・液晶分子・界面活性剤分子・ゲル・生体膜・たんぱく質などのソフトマターに関する教育研究を行う。統計力学的理論や計算機シミュレーションの観点から、ソフトマターで起こる様々な相転移現象を記述するための計算法について教育研究を行う。特に相分離と液晶相転移を伴う生体関連の現象に焦点をあて教育研究を行う。 (liquid crystal, polymer, surfactant, membrane, soft matter, statistical physics)	松山 明彦 MATSUYAMA Akihiko	バイオ・ソフトマター特論 Bio. and Soft Matter Physics
機能性材料の成膜、物性評価および応用に関する教育と研究を行う。具体的には、酸化物半導体の電子・光学物性の制御とともに、ゾル-ゲル法等の化学的プロセスを活用した薄膜のナノ構造制御を行う。さらに、光電変換素子、構造色顔料、エレクトロクロミック素子等への応用に関する教育と研究を行う。 (Functional Materials, Oxide semiconductors, Sol-gel process, Nanostructure, Photovoltaics, Electrochromism)	安田 敏 YASUDA Takashi	機能性材料特論 Technology for Functional Materials
画像処理技術、生体高分子の構造・機能連関、三次元画像表示、電子顕微鏡技術に関する教育と研究を行う。特に、電子顕微鏡2次元画像から3次元画像を構築するためのアルゴリズムおよびそのプログラム開発環境の構築を行う。また、構造情報統合化のためのアルゴリズムの開発と3次元構造データベースの構築を通して、生命のもつ構造と機能の連関を明らかにするためのシステム構築を行う。さらに、構築されたシステムを用いて、現実のタンパク質の構造解析を行い、その機能との連関を研究する。 (Structural Biology, electron microscopy, Biophysics, Molecular Motor, bioenergetics)	安永 卓生 YASUNAGA Takuo	デジタル画像処理特論 Advanced Course of Digital Image Processing 構造生物学特論 Advanced lecture in biological relationship between function and structure
溶液理論を基に蛋白質を題材とした生物化学物理の問題を研究する理論／シミュレーション手法を開発する。立体構造予測問題、モーター蛋白質での分子間相互作用等について、溶媒の効果をとりいれて研究する。統計力学、計算幾何学（情報理論）、Virtual Reality を道具としている。 (protein, water, hydrophobic hydration, solubility, heat capacity, SPT, RISM, 3D-RISM, computational geometry, alpha-shape, excluded volume, accessible surface area, virial coefficient, macromolecular crowding, depletion effect, actin, association, motor)	入佐 正幸 IRISA Masayuki	生体機能情報特論 Computational Biomolecular Physics
超伝導体は電気抵抗がゼロであることから様々な機器応用への利用が期待されている。この超伝導体の物理現象は Ginzburg-Landau(G-L)理論でよく説明されるが、この理論から導き出される G-L 方程式は、超伝導体の自由エネルギーを変分法を用いて最小化することで得られる。すなわち現代物理学における理論解析には変分法のような数学的手法が重要になってくる。ここでは変分法、ベクトル解析、複素関数等に焦点をあて、物理現象の理論解明に関する教育研究を行う。 (Critical current properties, High-temperature superconductor, Applied Superconductivity, Flux pinning mechanism)	木内 勝 KIUCHI Masaru	物理数学概論 Introduction to Physical Mathematics

教育研究分野 (Keyword)	担当教員 (Academic Staff)	担当科目 (Course Title)
<p>数値流体力学、電磁流体力学、プラズマ物理の分野において、精度・安定性に優れた数値解析スキームの開発や連成解析手法の開発、およびミクロスケールの物理を考慮したモデルを適用することにより新たな現象の発見を目指す研究を行う。特に、直流あるいは交流磁場下において、変形する自由表面を含む導電性流体流れの3次元数値解析を有限要素法に基づいて行うための教育および研究の指導を行う。</p> <p>(Computational Fluid Dynamics, Magnetohydrodynamics, Applied Mathematics, Plasma Physics)</p>	<p>河野 晴彦 KOHNO Haruhiko</p>	<p>電磁気学特論 Electromagnetics</p>
<p>確率数値解析に関する教育研究を行う。特に、確率微分方程式に対して、次の特徴を持つ数値解法の導出を目指す：1) 精度の良い近似解を与える、2) 元の方程式の解の性質を数値解においても保存する、3) 計算手順が効率的であり、それによって短時間で計算可能である。また、確率微分方程式の応用（生体内の化学反応の解析など）や電磁界数値シミュレーションに関する教育研究も行う。</p> <p>(Numerical analysis, Stochastic differential equation, Numerical stability)</p>	<p>小守 良雄 KOMORI Yoshio</p>	<p>確率数値解析特論 Stochastic numerics</p>
<p>新規材料と新規プロセス技術をデバイス製造工程に適用させた次世代半導体デバイス作製の教育研究を行う。特に、高速化・微細化・高信頼化に対応可能なLSIの確立を、個々の材料特性だけでなく、材料の組み合わせからも実現可能なことを概説する。これらを総合した上で、真空技術の進化によって変化する新規材料開発に関する教育研究も行う。</p> <p>(Vacuum, Semiconductor process, Gas flow, Adsorption, Desorption, Degas, Incident frequency, Material, Transmission, Conductance)</p>	<p>新海 聰子 SHINKAI Satoko</p>	<p>ナノデバイス特論 Nanodevice Technology</p>
<p>光を利用したデジタル情報記録、デジタル情報通信、イメージングに関する教育研究を行う。特に体積ホログラフィを用いた大容量光記録および光通信システム、定量位相イメージングシステムに関する応用研究を中心に行う。</p> <p>(Optics, Volume holography, Optical memory, Optical communication, Optical microscopy, Quantitative phase imaging, Biomedical optics)</p>	<p>高林 正典 TAKABAYASHI Masanori</p>	<p>光情報工学特論 Advanced Optics and Information Technology</p>
<p>有機エレクトロニクスに関する教育研究を行う。特に有機半導体分子の分子配向・結晶成長の制御を行う実験を主体に、発光素子・トランジスタ・センサーなどの有機半導体を用いた情報通信素子の高性能化について教育・研究する。</p> <p>(Applied physics, Electronic devices, Organic semiconductors, Organic chemistry, Organic light-emitting diodes, Organic transistors, Organic photovoltaics)</p>	<p>永松 秀一 NAGAMATSU Shuichi</p>	<p>有機エレクトロニクス特論 Advanced Organic Electronics</p>

教育研究分野 (Keyword)	担当教員 (Academic Staff)	担当科目 (Course Title)
<p>医用の分野で利用されている化学技術やバイオマテリアルについて、広く網羅した講義を行う。医学の分野で応用されている様々な素材について学習するため、基本的な化学の知識を再確認し、マテリアルの材料となっている有機化合物やタンパク質についての理解を深める。また、医用の現場で必要なドラッグデリバリーシステムについても概要と現状を説明する。</p> <p>(biomaterial, drug delivery system, elastin)</p>	<p>前田 衣織 MAEDA Iori</p>	<p>医用化学工学特論 Chemical & Biomedical Engineering</p>
<p>生命現象の定量解析に関する教育研究を行う。特に、顕微鏡計測および画像解析技術を用いることにより、生体シグナル伝達、生体エネルギー、分子モーターを対象とした実験および理論研究を行う。また、実験遂行のための計測技術および画像解析手法の開発に関する教育研究も行う。</p> <p>(Quantitative biology, Fluorescence microscopy, Biophysics, Signal transduction, Molecular motor)</p>	<p>森本 雄祐 MORIMOTO Yusuke</p>	<p>定量生物学特論 Quantitative Biology</p>

○生命化学情報工学分野

教育研究分野 (Keyword)	担当教員 (Academic Staff)	担当科目 (Course Title)
<p>細胞は外部からの情報をうけとて、形態変化や他の細胞への分化などの高次の機能をはたす。これを分子および遺伝子レベルであきらかにする。具体的には、神経細胞がネットワークを形成するしくみ、アレルギー現象さらにES細胞の分化のしくみなどをあつかう。遺伝子操作、細胞培養および生細胞画像解析の技術を導入した教育研究をおこなう。</p> <p>(neuronal technology, stem cells, in silico drug design, protein structure, nerve regeneration)</p>		<p>細胞情報伝達演習 Cell Signal Transduction</p>
<p>化学物質の生理活性や薬効・毒性等は、各原子の空間的配置と結合・電荷情報として化合物データベースとして蓄積されており、それはビッグデータとしての性質を有する。有機化合物の構成原子種、原子間結合、電荷や各原子の3次元座標からなる行列のデータ構造をコンピュータで取り扱うことにより、類似化合物検索や薬効・毒性予測等の創薬分野の諸問題解決に活用することができる。情報による化学援用(ケモインフォマティクス)として、有機化合物情報処理のためのプログラミング技法、類似性検索、結合シミュレーションに関する教育を行う。</p> <p>(chemical structure, molecular descriptor, in silico drug design, SMILES, docking simulation, molecular dynamics)</p>	<p>青木 俊介 AOKI Shunsuke</p>	<p>創薬ケモインフォマティクス特論 Medicinal Cheminformatics</p>
<p>生体分子ネットワークから数学モデルを構築する方法、微分方程式や代数方程式を用いた数値シミュレーション技術を講義する。生物システムがロバストネスを生み出すメカニズムを理解し、代謝システムや遺伝子発現システムの設計するために必要な知識と技術を講義する。</p> <p>(biochemical reaction, kinetics, metabolic network analysis, robustness analysis, metabolic engineering, biotechnology)</p>		<p>システムバイオロジー特論 Systems Biology</p>
<p>生体分子ネットワークを合成・解析するために必要な数学的・情報学的技術を講義する。生物回路の構造と機能の関係を示す設計原理を解析するための情報技術を学び、生物システムが基本的なネットワークの組合せからできていることを理解する。Virtual physiological human モデルの開発法について解説する。</p> <p>(virtual physiological human, gene regulatory network, signal transduction pathway, design principle, robustness, feedback control, synthetic biology)</p>	<p>倉田 博之 KURATA Hiroyuki</p>	<p>生命情報工学特論 Bioinformatics and Biochemical Systems Engineering</p>
<p>ペプチドや蛋白質など生体高分子の構造と機能に関する生化学的な教育研究を行う。特に、分光学的解析を主体に、酵素の触媒機構解明について教育・研究する。また、有機合成的手法を取り入れ、新規機能を有する人工酵素の開発および応用に関する教育研究を行う。</p> <p>(peptide, protein, enzyme, heme, structure-activity relationship, catalytic mechanism)</p>	<p>坂本 寛 SAKAMOTO Hiroshi</p>	<p>生命化学特論 Biochemistry</p>

教育研究分野 (Keyword)	担当教員 (Academic Staff)	担当科目 (Course Title)
<p>生物を対象としたイメージング技術（バイオイメージング技術）は、生命現象の解明を目的とした基礎研究だけではなく、医学、薬学、農学などの様々な分野で活用されている。バイオイメージング技術は、それらを構成するハードウェア、ソフトウェア、化学・生物学的な技術の進展に伴い、大きな発展を遂げている。本講義ではバイオイメージング技術の中でもとりわけ発展の著しい蛍光イメージング技術について解説を行う。特に生体成分を蛍光ラベル化する技術や蛍光顕微鏡を使った観察技術を中心に最新の事例を交えて解説を行う。</p> <p>(bioimaging, biomolecular imaging, fluorescence imaging, fluorescent labeling, protein labeling, fluorescence microscopy)</p>	末田 慎二 SUEDA Shinji	バイオイメージング特論 Biomolecular imaging
<p>ネットワーク（グラフ）は、生物学、社会学、生態学、情報インフラストラクチャー、WWW、インターネットなど、多くの分野の複雑なシステムを記述することができる強力なモデルである。ビッグデータ時代の到来からネットワークデータは日々蓄積されており、このようなデータから知識抽出することが求められている。このような大規模で複雑なネットワークを解析・知識抽出するための理論、モデル、計算手法についての教育・研究を行う。</p> <p>(Network analysis, Network science, Complex networks, Graph algorithm, Statistical mechanics, Bioinformatics)</p>	竹本 和広 TAKEMOTO Kazuhiro	ネットワーク解析特論 Network analysis
		AI 医療・創薬概論 Artificial intelligence in medical imaging and drug discovery
<p>多数の生物種あるいは生物個体のゲノム情報や生育環境情報をを利用して、生物種の生理学的性質を予測する生物のゲノム解析を情報解析で推進する。その結果も基に、ミクロ情報である遺伝子の役割を遺伝子組換え体等を明らかにする分子生物学的解析も推進する。このように、ゲノム情報から分子メカニズムの発見を情報学と分子生物学を駆使して実施する研究教育を推進する。</p> <p>(Genome, Omics, Comparative genomics, Population Genetics, Experimental design)</p>	花田 耕介 HANADA Kousuke	ゲノム生物学特論 Genome Biology
<p>ゲノム配列は、あらゆる生物を横断的に「測る」ことができる唯一の物差しである。この配列に潜む情報を読み解き、互いに比較することで、生物の多様性と普遍性を明らかにすることができます。ここでは、この試みに関する最先端の研究事例を論文の輪講を通して学ぶとともに、それらを理解するために必要な学問的知識を提供する。具体的な研究事例として、ゲノム配列からの遺伝子発見、転写制御コードの解読、ゲノム配列の設計、遺伝子の誕生などを扱う。</p> <p>(bioinformatics, genome biology, molecular evolution, statistical model, probabilistic model, computer algorithm)</p>	矢田 哲士 YADA Tetsushi	バイオインフォマティクス演習 Bioinformatics
		コンピューターショナルゲノミクス特論 Computational Genomics

教育研究分野 (Keyword)	担当教員 (Academic Staff)	担当科目 (Course Title)
<p>分子や疾患に関する様々な医薬ビッグデータを有効活用して、医療・創薬を行うための情報技術について教育研究する。特に、ゲノム、トランスクリプトーム、プロテオーム、メタボロームなどの大規模オミックスデータを情報解析し、医薬品開発に繋げるための機械学習（AI の基盤技術）の手法開発や応用研究を行う。</p> <p>(drug discovery, bioinformatics, chemoinformatics, machine learning, statistics, artificial intelligence, medical informatics)</p>	<p>山西 芳裕 YAMANISHI Yoshihiro</p>	<p>医薬情報学特論 Pharma coinformatics</p>
<p>分子や疾患に関する様々な医薬ビッグデータ（ゲノム、トランスクリプトーム、プロテオーム、メタボロームなどの大規模オミックスデータ）を情報解析し、医薬品開発に繋げるための機械学習（AI 技術）の手法開発や応用研究を行う。</p> <p>(drug discovery, bioinformatics, chemoinformatics, machine learning, statistics, artificial intelligence, medical informatics)</p>		<p>AI 医療・創薬概論 Artificial intelligence in medical imaging and drug discovery</p>
<p>マイクロ波照射下では種々の化学反応が加速され、通常のヒーター加熱と比較すると、同じ温度でありながら 100 分の 1 まで反応時間が短縮される。よって、マイクロ波技術は、省エネルギー技術、低炭素化技術として注目され、グリーンイノベーションの一翼を担っている。マイクロ波加熱技術を化学プロセスに応用した研究に加え、細胞培養や遺伝子工学などのバイオプロセスにも展開した教育・研究をすすめる。</p> <p>(microwave assisted chemistry, organic reaction, bioorganic chemistry, process chemistry, biotechnology, protein engineering, enzymology, omics technology, chemical evolution)</p>	<p>大内 将吉 OHUCHI Shokichi</p>	<p>電磁波化学特論 Electromagnetic Wave Applied Chemistry</p>
<p>真核生物の最小単位である細胞内では、様々な分子が情報として互いに認識し合い、秩序だって成り立っている。特にオルガネラや細胞膜などの形成の仕組みから、それらを人為的に制御・利用することが一部可能である。一方、内外的要因での細胞活動の破たん(細胞死)の制御もバイオメディカル分野で重要である。このような細胞の形成機構から、これらを制御するオルガネラ工学、細胞工学、及び疾病に関する教育研究を行う。</p> <p>(cell biology, molecular biology, biological chemistry, central dogma, protein traffic, programed cell death)</p>	<p>北田 栄 KITADA Sakae</p>	<p>分子細胞生物学特論 Molecular and cellular biology</p>
<p>多くの生命現象では、生体分子間の相互作用が基礎となつていて。特にタンパク質-生体分子間相互作用の物理化学的基礎の理解と解析方法の開発についての教育・研究を行う。また、分子間相互作用の医学的および生理学的応用についての教育・研究も行う。</p> <p>(Biophysical chemistry, Intermolecular interaction, Thermodynamics, Kinetics, Calorimetry, Protein, Enzyme)</p>	<p>小松 英幸 KOMATSU Hideyuki</p>	<p>生命物理化学特論 Biophysical chemistry</p>

教育研究分野 (Keyword)	担当教員 (Academic Staff)	担当科目 (Course Title)
<p>動物が実世界で生存していくには、外部環境からの情報を適切に処理し、環境に適応した行動を発現することが必要不可欠である。これらの情報処理と行動発現は、主に複雑な神経細胞の造り上げるネットワークによって達成される。本研究室では、比較的単純な神経系を持つ動物の衝突回避行動や餌定位行動などの視覚誘発性行動を対象に、その視覚情報処理、意思決定、行動計画、行動発現戦略の神経機構を、行動実験、生理実験さらには、組織実験などの多様な手法を用いて解明するための教育、研究を行う。</p> <p>(behavior, neuron, collision avoidance behavior, prey orienting behavior, visual information processing, decision making, motor planning, behavioral strategy, behavioral experiment, physiological experiment, histological experiment)</p>	<p>中川 秀樹 NAKAGAWA Hideki</p>	<p>システム神経行動学特論 System Neuroethology</p>
<p>我々は外部及び体内環境からの情報を受け取り、処理して生きている。過度の情報量や不適切なタイミングでの情報処理は、環境の乱れを生じる。そこで情報としての化学物質（医薬品や農薬など）の生体内や環境における移動現象を、量的ならびに時間的に制御する技術について教育研究を行う。特に、医療分野への応用を目的とした薬物治療システムに関する教育研究を行う。</p> <p>(therapeutic system, pharmacokinetics, pharmacodynamics, controlled release, targeting, penetration enhancement)</p>	<p>引間 知広 HIKIMA Tomohiro</p>	<p>医用情報工学特論 Biomedical Engineering</p>

IX. 諸規則等

(1) 九州工業大学学則

平成 19 年 3 月 27 日
九工大学則第 1 号

改正 平成 19 年 12 月 26 日九工大学則第 2 号
平成 20 年 4 月 1 日九工大学則第 1 号
平成 22 年 12 月 1 日九工大学則第 1 号
平成 23 年 6 月 1 日九工大学則第 1 号
平成 23 年 9 月 7 日九工大学則第 2 号
平成 23 年 10 月 5 日九工大学則第 3 号
平成 24 年 12 月 5 日九工大学則第 1 号
平成 26 年 1 月 16 日九工大学則第 1 号
平成 27 年 3 月 4 日九工大学則第 1 号
平成 28 年 2 月 3 日九工大学則第 1 号
平成 28 年 3 月 2 日九工大学則第 2 号
平成 29 年 1 月 10 日九工大学則第 1 号
平成 29 年 2 月 1 日九工大学則第 2 号
平成 30 年 1 月 25 日九工大学則第 1 号
平成 31 年 3 月 18 日九工大学則第 1 号
令和 2 年 2 月 10 日九工大学則第 1 号
令和 2 年 3 月 9 日九工大学則第 2 号
令和 2 年 8 月 11 日九工大学則第 3 号
令和 3 年 11 月 4 日九工大学則第 1 号
令和 4 年 2 月 2 日九工大学則第 1 号

目 次

第 1 章 大学

- 第 1 節 目的（第 1 条）
- 第 2 節 構成（第 2 条）
- 第 3 節 学生定員（第 4 条）
- 第 4 節 学年、学期及び休業日（第 5 条－第 7 条）
- 第 5 節 修業年限、在学期間、教育課程、履修方法等（第 8 条－第 15 条）
- 第 6 節 入学、退学及び休学等（第 16 条－第 29 条）
- 第 7 節 卒業及び学位（第 30 条－第 32 条）
- 第 8 節 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、短期訪問学生及び外国人留学生（第 33 条－第 37 条）

第 2 章 大学院

- 第 1 節 目的（第 38 条）
- 第 2 節 構成（第 39 条）
- 第 3 節 学生定員（第 41 条）
- 第 4 節 学年、学期及び休業日（第 42 条）
- 第 5 節 修業年限、在学期間、教育課程、履修方法等（第 43 条－第 57 条）
- 第 6 節 入学、退学及び休学等（第 58 条－第 68 条）
- 第 7 節 修了及び学位（第 69 条－第 72 条）
- 第 8 節 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究生、短期訪問学生及び外国人留学生（第 73 条－第 78 条）

- 第3章 授業料、入学料及び検定料（第79条－第86条）
- 第4章 費罰（第87条・第88条）
- 第5章 学寮、国際交流会館及び福利厚生施設（第89条）
- 第6章 特別の課程（第90条）
- 第7章 公開講座（第91条）
- 第8章 雜則（第92条）
- 附則

第1章 大 学

第1節 目 的

(大学の目的)

第1条 九州工業大学（以下「本学」という。）は、工学に係る専門の学芸を教授研究するとともに、開学以来掲げてきた「技術に堪能なる士君子」、すなわち、幅広く深い教養及び総合的な判断力並びに豊かな人間性を涵養し、科学・技術に精通した有為な人材の養成を通じて、文化の向上及び社会の発展に寄与することを目的とする。

第2節 構 成

(学部及び学科)

第2条 本学に、次の学部を置く。

(1) 工学部

「ものづくり」を基盤とした工学系分野において、豊かな教養、技術者倫理及びコミュニケーション力を備え、科学技術の進歩に対応できる工学基礎力・専門技術力を有し、国際的に活躍できる専門技術者の養成を目的とする。

(2) 情報工学部

情報を基軸とする科学技術分野において、高度な専門技術を身につけて情報化社会をリードし、国際的に通用する能力に加え、科学技術の進歩に対応できる基礎技術力を有し、先端的な技術開発を推進できる専門技術者の養成を目的とする。

2 学部に、次の学科を置く。

学 部	学 科
工 学 部	建設社会工学科
	機械知能工学科
	宇宙システム工学科
	電気電子工学科
	応用化学科
	マテリアル工学科
情 報 工 学 部	知能情報工学科
	情報・通信工学科
	知的システム工学科
	物理情報工学科
	生命化学情報工学科

3 各学科の目的については、別に定める。

4 学部に、寄附講座を置くことができる。

5 寄附講座については、別に定める。

第3条 削除

第3節 学生定員

(学生定員)

第4条 各学部の学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	第3年次 編入学定員	収容定員
工 学 部	建設社会工学科	80	1	322
	機械知能工学科	136	7	558
	宇宙システム工学科	55	2	224
	電気電子工学科	126	8	520
	応用化学学科	74	1	298
	マテリアル工学科	60	1	242
	計	531	20	2,164
情報工学部	知能情報工学科	93	7	386
	情報・通信工学科	93	9	390
	知的システム工学科	94	9	394
	物理情報工学科	65	5	270
	生命化学情報工学科	65	5	270
	計	410	35	1,710
合 計		941	55	3,874

第4節 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学部の事情により、学長が変更することがある。

(休 業 日)

第7条 休業日を次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 開学記念日 5月28日

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

(7) 臨時休業日

2 春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日は、年ごとに定める。

3 臨時休業日は、その都度定める。

4 休業日であっても、授業等を行うことがある。

第5節 修業年限、在学期間、教育課程、履修方法等

(修業年限及び在学期間)

第8条 修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、編入学及び転入学した者は、個々に定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

4 第22条の規定により再入学した者の在学期間は、退学又は除籍になる前に在学していた期間を加え、第2項に定められた期間を超えることができない。

5 第35条に規定する科目等履修生として、一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(教育課程、授業の方法等)

第9条 学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

4 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

5 卒業に必要な単位数のうち、前項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

6 前項の規定にかかわらず、卒業に必要な単位数が124単位を超える場合において、当該単位数のうち、第3項に規定する授業の方法により64単位以上修得しているときは、第4項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えることができるものとする。

7 教育課程、授業科目、履修基準及び履修方法は、別に定める。

(単位)

第10条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習 15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技 30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験及び実習のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数の計算は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められるときは、これらに必要な学修等を考慮して、当該学部の教授会の審議を経て、学長が単位数を定める。

(単位の授与)

第11条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、前条第2項に規定する授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

2 前条に規定する単位は、当該学部の教授会の審議を経て、学長が与えるものとする。

3 授業科目の成績の評価、合格の基準については、別に定める。

(他の学部における授業科目の履修)

第12条 教育上有益と認めるときは、学生に他の学部の授業科目を履修させることができる。

2 前項に規定するもののほか、他の学部の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第13条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項において履修した授業科目について修得した単位を、当該学部の教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

3 前2項の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第13条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他の文部科学大臣が定める学修を、当該学部の教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

(入学前の既修得単位等の認定)

第14条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該学部の教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行つた前条に規定する学修を、当該学部の教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

(他の大学等の単位の認定)

第15条 第13条から第14条までの規定により修得したとみなし、又は与えることができる単位数は、合わせて60単位（編入学及び転入学の場合を除く。）を超えないものとする。

第6節 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及びこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者
- (7) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学者の選考)

第18条 入学者の選考は、別に定めるところにより行う。

(入学の許可)

第19条 前条により選考された者で所定の手続きを行つた者に入学を許可する。

2 前条により選考された者のうち特別の事情のある者で、第86条第1項に定める申請を行つた者に入学を許可する。

(入学の宣誓)

第 20 条 入学を許可された者は、宣誓しなければならない。

(編 入 学)

第 21 条 次の各号の一に該当する者で、本学へ編入学を志願したときは、選考の上、相当年次に編入学を許可することがある。

- (1) 高等専門学校又は短期大学を卒業した者
- (2) 法第 58 条の 2 の規定による高等学校の専攻科の課程を修了した者
- (3) 大学を卒業した者又は法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (4) 法第 132 条の規定による専修学校の専門課程を修了した者
- (5) 他の大学に 2 年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (6) 外国において、前 5 号のいずれかに相当する課程を修了した者
- (7) その他法令により大学の途中年次に入学できるものと認められている者

2 前項の規定により、編入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の審議を経て、学長が定める。

(再 入 学)

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する者で、3 年以内に同一学科（学科名称を変更した学科を含む。）に再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、当該学部の教授会の審議を経て、学長が相当年次に再入学を許可することがある。

- (1) 第 25 条による退学者
- (2) 第 29 条第 1 号及び第 5 号により除籍された者

2 前項の規定により、再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の審議を経て学長が定める。

(転 入 学)

第 23 条 他の大学（外国の大学を含む。）に在学している者が、当該大学の承認を得て、本学への転入学を願い出たときは、選考の上、相当年次に転入学を許可することがある。

2 前項の規定により、転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の審議を経て学長が定める。

(他の学部及び学科への移籍)

第 24 条 他の学部又は学科への移籍を願い出た者については、関係学部の教授会の審議を経て、学長が移籍を許可することがある。

2 前項の規定により、移籍を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の審議を経て学長が定める。

(願い出による退学、転学)

第 25 条 退学、転学しようとするときは、願い出で許可を得なければならない。

(留 学)

第 26 条 外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、学部長を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、第 8 条に規定する修業年限に算入することができる。

(休学、復学)

第 27 条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き 2 月以上修学することができず、休学しようとする場合は、学部長を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

2 休学期間が満了し又は休学の理由が消滅し復学しようとするときは、学部長を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

3 疾病のため修学することが適当ないと認められる者については、休学を命ずることがある。

(休学期間及び休学期間の取扱い)

第 28 条 休学期間は、引き続き 2 年、通算 3 年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、再入学した者の休学期間は、別に定める。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(除籍)

第 29 条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

- (1) 授業料納付の義務を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 8 条第 2 項及び第 3 項に規定する在学期間を満了して、なお卒業できない者
- (3) 第 28 条第 1 項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者
- (4) 成業の見込みがないと認められる者
- (5) 第 19 条第 2 項に定める者で、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しない者
- (6) 死亡した者

2 前項のうち、第 2 号から第 4 号及び第 6 号の規定に該当する者にあっては、当該学部長からの報告を経て、これを除籍する。

第 7 節 卒業及び学位

(卒業の要件)

第 30 条 卒業の要件は、第 8 条に定める修業年限以上在学することのほか、別に定める。

(早期卒業の要件)

第 30 条の 2 前条の規定にかかわらず、本学の定める単位を優秀な成績で修得したものは、3 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項に規定するものほか、早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第 31 条 本学の卒業の要件を満たす者に、卒業を認め学士の学位を授与する。

2 学位の授与については、別に定める。

(教育職員免許状等)

第 32 条 教育職員免許状及びその他の資格の取得については、別に定める。

第 8 節 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、短期訪問学生及び外国人留学生

(研究生)

第 33 条 本学において、特定の専門事項についての研究を志願する者は、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(聴講生)

第 34 条 本学において、特定の授業科目を聴講することを志願する者は、選考の上、聴講生として入学を許可する。

2 聴講生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 35 条 本学において、特定の授業科目についての履修を志願する者は、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 36 条 他の大学又は高等専門学校（国内及び外国の相当の学校を含む。以下この項において「大学等」という。）の学生で、本学において、特定の授業科目についての聴講を志願する者は、当該大学等との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れる。

2 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

(短期訪問学生)

第 36 条の 2 他の大学又は外国の大学の学生で、本学における短期間の教育研究指導等を志願する者は、当該大学等との協議に基づき、短期訪問学生として受け入れる。

2 短期訪問学生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第37条 外国人で、教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者は、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

第2章 大学院

第1節 目的

(大学院の目的)

第38条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究とともに、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、もって、わが国の産業の発展と科学技術の進歩に寄与することを目的とする。

第2節 構成

(学府及び研究科)

第39条 大学院に、次の学府及び研究科（以下「学府等」という。）を置く。

(1) 工学府

「ものづくり」を基盤とした最先端科学技術分野において、グローバル社会で活躍する高度専門技術者の養成を目的とする。

① 博士前期課程では、工学部の素養と能力に加え、深い専門知識とそれに基づく課題発見・設定・解決能力、並びに多様な文化の理解に基づく国際的コミュニケーション力を有する人材を養成する。

② 博士後期課程では、博士前期課程の素養と能力に加え、複数分野の深い専門知識を有し、異分野を融合してイノベーションを創出でき、国際協働プロジェクトにおいてリーダーシップを發揮できる人材を養成する。

(2) 情報工学府

高度な情報工学と様々な専門分野の知識や技術を融合することにより、産業界や社会の問題を発見・解決し、新しい社会創造に貢献することができる情報工学技術者及び研究者の養成を目的とする。

① 博士前期課程では、最新の情報技術を原動力として、産業界や社会の諸問題を解決するための知識や技術を修得し、社会のニーズに基づく产学研連携を推進し、情報技術で社会を駆動させていく能力を有する人材を養成する。

② 博士後期課程では、博士前期課程の素養と能力に加え、最先端の情報工学を総合的に取り扱う素養をもち、自立して高度で革新的な情報システムを構築する能力を身につけ、情報社会を牽引するリーダーとして、産業界や社会での課題の発見と解決を導き、产学研からのニーズに応える人材を養成する。

(3) 生命体工学研究科

分野融合型の先進的な研究及び分野横断型の教育を行い、社会と連携することにより、社会に対する深い理解と知識を持ち、実践的に活躍できる高度専門技術者の養成を目的とする。

① 博士前期課程では、現代社会のニーズである省資源、省エネルギー及び環境調和のための工学技術、並びに人間や社会を支える知能ロボット、知的情報システム、福祉システム等を実現するため、生物や人間の持つ機能・原理・構造を解明し、それらを工学的に実現・応用することを通じ、人々と連携して新しい社会の創造に貢献できる能力を持つ人材を養成する。

② 博士後期課程では、博士前期課程において習得する専門知識に加え、研究・技術分野の動向を常に注視し、革新的成果の実現を図る能力を有する人材を養成する。

2 学府等に、次の専攻及び課程を置く。

学府等	専攻	課程の別
工学府	工学専攻	博士前期課程
	工学専攻	博士後期課程
情報工学府	情報創成工学専攻	博士前期課程
	情報創成工学専攻	博士後期課程
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	博士前期課程
	人間知能システム工学専攻	
	生命体工学専攻	博士後期課程

- 3 各専攻の目的については、別に定める。
4 学府等に、寄附講座を置くことができる。
5 寄附講座については、別に定める。

第40条 削除

第3節 学生定員

(学生定員)

第41条 各専攻の学生定員は、次のとおりとする。

学府等	専攻	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学府	工学専攻	278	556	24	72
	計	278	556	24	72
情報工学府	情報創成工学専攻	220	440	20	60
	計	220	440	20	60
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	65	130		
	人間知能システム工学専攻	57	114		
	生命体工学専攻			36	108
	計	122	244	36	108
合計		620	1,240	80	240

第4節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第42条 大学院の学年、学期及び休業日は、第5条から第7条までの規定を準用する。

第5節 修業年限、在学期間、教育課程、履修方法等

(修業年限及び在学期間)

第43条 博士課程の標準修業年限は、5年とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

- 2 博士前期課程の標準修業年限は、2年とし、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育研究上の必要があると認められる場合には、博士前期課程の標準修業年限は、2年を超えることがある。
- 4 第2項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、博士前期課程の標準修業年限を1年以上2年未満とすることがある。
- 5 大学院の在学期間は、博士前期課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年を超えることができない。
- 6 前項の規定にかかわらず、第3項及び第4項並びに第62条の規定により入学を許可された者の在学期間は、それぞれの在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることができない。
- 7 第45条の規定により長期履修を認められた者の在学期間は、第5項に規定する在学期間に博士前期課程にあっては2年を、博士後期課程にあっては3年を加えた期間を超えることができない。
- 8 第61条の規定により再入学を許可された者の在学期間は、退学又は除籍になる前に在学していた期間を加え、第5項に定められた期間を超えることができない。
- 9 第75条に規定する科目等履修生として、一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。
- 10 第56条の規定により、大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る）を大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により大学院の博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
- 11 前項の規定は、第70条第1項および第2項に規定する博士後期課程における在学期間（第70条第1項の規定により博士後期課程における在学期間に含む博士前期課程における在学期間を除く。）については、準用しない。

（教育課程の編成方針）

第44条 学府、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第45条 大学院において、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修（以下「長期履修」という。）し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その長期履修を認めることがある。

- 2 長期履修を認められた者は、当該許可された年限を標準修業年限とする。
- 3 長期履修の取り扱いに關し必要な事項は、別に定める。

（指導教員）

第46条 大学院に、教授又は研究指導を担当する教員を置く。

- 2 前項に規定する教員の資格に關し必要な事項は、別に定める。

（授業及び研究指導）

第47条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

（授業の方法等）

第48条 授業は、第9条の規定を準用するほか、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並

びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

(単位)

第49条 大学院の授業科目の単位の計算方法は、第10条第1項の規定を準用する。

(単位の授与)

第50条 授業科目を履修し、その試験又は研究報告により合格した者には、所定の単位を与える。

2 前条に規定する単位は、当該学府等の教授会の審議を経て、学長が与えるものとする。

3 授業科目の成績の評価、合格の基準については、別に定める。

(学位論文及び最終試験)

第51条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行うものとする。

2 学位論文の審査及び最終試験は、学府等の教授会が行う。

3 前項の学位論文の審査に当たって必要があるときは、学府等の教授会の審議を経て、他の研究院、他の研究科、他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(教育方法の特例)

第52条 教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことがある。

(成績評価の基準等)

第53条 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定の基準は、学府等ごとに定める。

(他の学府等における授業科目の履修)

第54条 教育上有益と認めるときは、学生に他の学府等の授業科目を履修させることができる。

2 前項に規定するもののほか、他の学府等の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における授業科目の履修及び研究指導)

第55条 教育上有益と認めるときは、他の大学院、外国の大学の大学院（以下「外国の大学院」という。）又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等において、学生に当該大学院又は研究所等で必要な研究指導を受けさせことがある。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導の期間は、1年を超えないものとする。

3 前2項において履修した授業科目について修得した単位を、当該学府等の教授会の審議を経て、学長が博士前期課程又は博士後期課程の修了要件の単位としてみなすことがある。

(入学前の既修得単位の認定)

第56条 教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に本学、他の大学院（外国の大学院を含む。）及び国際連合大学において修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を、当該学府等の教授会の審議を経て、学長が大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 前項において履修した授業科目について修得した単位を、当該学府等の教授会の審議を経て、学長が博士前期課程又は博士後期課程の修了要件の単位としてみなすことがある。

(他の大学院等の単位の認定)

第57条 第55条及び第56条の規定により修得したとみなし、又は与えることができる単位数は、それぞれ15単位（転入学の場合を除く。）を超えないものとし、合わせて20単位を超えない範囲とする。

第6節 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第58条 入学の時期は、第16条の規定を準用する。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い又は学期の途中に学生を入学させることがある。

(入学資格)

第59条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校における15年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (10) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - (11) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 専門職大学院の課程を修了し、文部科学大臣の定める学位を有する者
 - (3) 外国において修士の学位又は専門職学位（法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）に相当する学位を授与された者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の

学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(6) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学者の選考、入学の許可及び入学の宣誓)

第 60 条 入学者の選考、入学の許可及び入学の宣誓は、第 18 条から第 20 条までの規定を準用する。

(再入学)

第 61 条 次の各号のいずれかに該当する者で、3年以内に同一分野の専攻に再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、当該学府又は研究科の教授会の審議を経て、学長が再入学を許可することがある。

(1) 第 64 条による退学者

(2) 第 68 条第 1 号及び第 5 号により除籍された者

2 前項の規定により、再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学府等の教授会の審議を経て学長が定める。

(転入学)

第 62 条 次の各号のいずれかに該当する者が、当該大学院の研究科長又は学長の承認を得て、大学院の同一分野の専攻に転入学を願い出たときは、選考の上、転入学を許可することがある。

(1) 他の大学院に在学する者

(2) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（法第 102 条第 1 項に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学した者

2 前項の規定により、転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学府等の教授会の審議を経て学長が定める。

(他の学府、研究科及び専攻への移籍)

第 63 条 他の学府、研究科及び専攻への移籍を願い出た者については、関係学府等の教授会の審議を経て、学長が移籍を許可することがある。

2 前項の規定により、移籍を許可された者の履修方法等については、別に定める。

(願い出による退学、転学)

第 64 条 願い出による退学又は転学は、第 25 条の規定を準用する。

(他の大学院等への留学等)

第 65 条 第 55 条の規定に基づき、他の大学院における授業科目を履修しようとする者及び研究指導を受けようとする者並びに外国の大学院に留学しようとする者は、学府長又は研究科長（以下「学府長等」という。）を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

2 前項により留学した期間及び学修を行った期間は、第 43 条に規定する修業年限に算入することがある。

(休学、復学)

第 66 条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き 2 月以上修学することができず、休学しようとする場合は、学府長等を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

2 休学期間が満了し又は休学の理由が消滅し復学しようとするときは、学府長等を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

3 疾病のため修学することが適当ないと認められる者については、休学を命ずることがある。

(休学期間及び休学期間の取扱い)

第 67 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特に必要と認めるときには、1 年に限り延長することを認めることがある。

- 2 休学期間は、通算して、博士前期課程にあっては2年を、博士後期課程にあっては3年を、それぞれ超えることができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、再入学した者の休学期間は、別に定める。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(除籍)

第68条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

- (1) 授業料納付の義務を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (2) 第43条第5項から第8項に規定する在学期間を満了して、なお修了できない者
 - (3) 第67条第2項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者
 - (4) 成業の見込みがないと認められる者
 - (5) 第60条により第19条第2項の規定を準用された者で、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しない者
 - (6) 死亡した者
- 2 前項のうち、第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者にあっては、当該学府長等からの報告を経て、これを除籍する。

第7節 修了及び学位

(博士前期課程の修了の要件)

第69条 博士前期課程の修了要件は、大学院に2年（2年以外の標準修業年限を定める場合は、当該標準修業年限）以上在学し、所要の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた業績を上げた者については、第43条第2項の規定にかかわらず、1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了の要件)

第70条 博士後期課程の修了要件は、大学院に5年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所要の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者にあっては、大学院に3年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第43条第4項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした博士前期課程を修了した者及び前条ただし書きの規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、前項中「5年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（博士前期課程の在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、大学院の入学資格に関し修士の学位を有する者又は専門職学位の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の修了要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第71条 博士前期課程の修了の要件を満たす者に、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程の修了の要件を満たす者に、博士の学位を授与する。

3 学位の授与については、別に定める。

(教育職員免許状等)

第 72 条 教育職員免許状及びその他の資格の取得については、別に定める。

第8節 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、短期訪問学生及び 外国人留学生

(研究 生)

第 73 条 大学院において、特定の学問分野について専門的な研究を志願する者は、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(聴 講 生)

第 74 条 大学院において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可する。

2 聴講生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 75 条 大学院において、特定の授業科目についての履修を志願する者は、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 76 条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、大学院において、特定の授業科目についての聴講を志願する者は、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れる。

2 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第 77 条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、大学院において、研究指導を受けようとする者は、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として受け入れる。

2 特別研究学生に関する事項は、別に定める。

(短期訪問学生)

第 77 条の 2 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学における短期間の教育研究指導等を志願する者は、当該大学院との協議に基づき、短期訪問学生として受け入れる。

2 短期訪問学生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 78 条 外国人留学生については、第 37 条の規定を準用する。

第3章 授業料、入学科及び検定料

(検定料等の額)

第 79 条 検定料、入学科及び授業料の額は、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成 16 年文部科学省令第 16 号。以下「費用省令」という。）に定める標準額と同額とする。

2 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生の検定料、入学科並びに授業料については、別に定める。

3 第 45 条の規定により長期履修を認められた者の授業料の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(授業料の納付)

第 80 条 授業料は、年額の 2 分の 1 ずつを次の 2 学期に分けて納付させる。

区分	納期
前期	4月1日から4月30日まで
後期	10月1日から10月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があれば、後期授業料については、前期授業料と合わせて納付させることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があれば、入学年度の前期又は前期及び後期授業料については、入学を許可するときに納付させることができる。

(復学等の場合の授業料)

第81条 前期又は後期の中途において、復学又は入学した者の授業料は、復学又は入学した月から当該学期末までの額を、復学又は入学した月に納付させる。ただし、第6条第2項の規定により、後期の開始日が10月1日前となる場合で、当該後期の開始日に復学又は入学するときは、復学又は入学当月の分を免除する。

(学年の中途で卒業する場合の授業料)

第82条 学年の中途で卒業する見込みの者の授業料は、卒業する見込みの月までの額を納付させる。
(退学、除籍及び停学の場合の授業料)

第83条 前期又は後期の中途で退学し、又は除籍された者の授業料は、当該学期分を納付させる。

- 2 停学期間中の授業料は、納付させる。

(休学の場合の授業料)

第84条 第80条第1項に規定する授業料の納期期間（以下「納期期間」という。）前に休学を許可され、又は命ぜられた者の授業料は、休学する月の翌月（休学の開始日が月の初日の場合は休学当月）から復学する月の前月までの額を免除する。

- 2 納期期間中に休学を許可され、又は命ぜられた者の授業料は、休学する月の翌月（休学の開始日が月の初日の場合は休学当月）から復学する月の前月までの額を免除する。

- 3 休学を許可され、又は命ぜられた日が当該期の納期期間経過後の場合は、当該期の授業料全額を納めなければならない。

(既納の検定料等)

第85条 既納の検定料、入学料及び授業料は、次の各号の一に該当する場合を除き、還付しない。

- (1) 本学が実施する入学試験の出願受付後に大学入試センター試験の受験科目の不足等により出願資格のない者であることが判明したとき 費用省令第4条に定める第2段階選抜標準額
- (2) 第80条第2項の規定により授業料を納付した者が、前期中に、休学若しくは退学したとき又は除籍されたとき若しくは退学を命じられたとき 後期授業料
- (3) 第80条第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退したとき 前期又は前期及び後期授業料
- (4) その他特別の事由により返還することが適當と学長が認めるとき 入学料及び授業料
(入学料及び授業料の免除又は徴収の猶予)

第86条 経済的理由によって入学料の納付が困難であると認められるときは、次のとおりとする。

- (1) 学部学生は、入学料の全額若しくは一部を免除することがある。
- (2) 大学院学生は、入学料の全額若しくは一部を免除又は徴収を猶予することがある。
- 2 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事由があると認められる場合は、授業料の全額若しくは一部を免除することがある。
- 3 前2項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第4章 賞 帰

(表 彰)

第 87 条 優秀な学業成績を修め、又は模範となる行為のあった学生に対しては、表彰する。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲 戒)

第 88 条 次の各号の一に該当する学生は、当該学部又は学府等の教授会の審議を経て、学長が懲戒する。

(1) 本学の規則に違反した者

(2) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(3) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学寮、国際交流会館及び福利厚生施設

(学寮、国際交流会館及び福利厚生施設)

第 89 条 本学に学寮、国際交流会館及び福利厚生施設を置く。

2 学寮、国際交流会館及び福利厚生施設の管理運営その他必要な事項は、別に定める。

第6章 特別の課程

(特別の課程)

第 90 条 本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することがある。

2 特別の課程に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 公開講座

(公開講座)

第 91 条 社会人等の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 雜 則

(その他)

第 92 条 この学則に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 国立大学法人九州工業大学大学院学則（平成 16 年九工大学則第 2 号）は、廃止する。

3 第 4 条の規定にかかわらず、工学部夜間主コース、情報工学部制御システム工学科、機械システム工学科及び生物化学システム工学科は、当該学科に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、収容定員は、平成 19 年度から平成 20 年度までは次のとおりとする。

学 科	収 容 定 員	
	平成 19 年度	平成 20 年度
工 学 部	機械知能工学科	560
	夜間主コース	20
	建設社会工学科	292
	電気工学科	732
	夜間主コース	20
	物質工学科	616
	夜間主コース	20
計		2,260
情 報 工 学 部	知能情報工学科	372
	電子情報工学科	372
	システム創成情報工学科	332
	機械情報工学科	332
情 報 工 学 部	生命情報工学科	332
	制御システム工学科	
	機械システム工学科	
	生物化学システム工学科	
計		1,740
合 計		4,000
		3,970

4 この学則の施行前に定められた本学の規則、規程及び細則等は、この学則により定められたものとみなす。

附 則

この学則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条及び第 4 条の規定にかかわらず、工学部電気工学科、物質工学科及び工学部夜間主コースは、当該学科・コースの学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、平成 20 年度から平成 22 年度までは次のとおりとする。

学部	学科	平成 20 年度			平成 21 年度			平成 22 年度		
		学科 収容定員	第 3 年次 編入学 収容定員	収容定員	学科 収容定員	第 3 年次 編入学 収容定員	収容定員	学科 収容定員	第 3 年次 編入学 収容定員	収容定員
工学部	機械知能工学科	545	10		550			555		
	夜間主コース		10							
	建設社会工学科	299			306			313		
	電気工学科	549			366			183		
	夜間主コース		10							
	電気電子工学科	130			260	40	2,192	390	40	2,178
	物質工学科	462			308			154		
	夜間主コース		10							
	応用化学科	70			140			210		
	マテリアル工学科	60			120			180		
	総合システム工学科	51			102			153		
計		2,196	30	2,226	2,152	40	2,192	2,138	40	2,178
情報工学部	知能情報工学科	352	20	372	352	20	372	352	20	372
	電子情報工学科	352	20	372	352	20	372	352	20	372
	システム創成情報工学科	312	20	332	312	20	332	312	20	332
	機械情報工学科	312	20	332	312	20	332	312	20	332
	生命情報工学科	312	20	332	312	20	332	312	20	332
	計	1,640	100	1,740	1,640	100	1,740	1,640	100	1,740
合計		3,836	130	3,966	3,792	140	3,932	3,778	140	3,918

3 改正後の第39条及び第41条の規定にかかわらず、工学研究科及び情報工学研究科は、当該研究科の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、平成20年度から平成21年度までは次のとおりとする。

(1) 博士前期課程

専攻	収容定員	
	平成20年度	
工学研究科	機械知能工学専攻	58
	建設社会工学専攻	29
	電気工学専攻	69
	物質工学専攻	46
	機能システム創成工学専攻	31
計		233
工学府	機械知能工学専攻	78
	建設社会工学専攻	39
	電気電子工学専攻	59
	物質工学専攻	51
	先端機能システム工学専攻	34
計		261
情報工学研究科	情報科学専攻	75
	情報システム専攻	48
	情報創成工学専攻	27
計		150
情報工学府	情報科学専攻	88
	情報システム専攻	56
	情報創成工学専攻	31
計		175
生命体工学研究科	生体機能専攻	121
	脳情報専攻	108
計		229
合計		1,048

(2) 博士後期課程

専攻	収容定員	
	平成20年度	平成21年度
工学研究科	機械知能工学専攻	6
	建設社会工学専攻	4
	電気工学専攻	14
	物質工学専攻	8
	機能システム創成工学専攻	26
計		58
工学府	機械知能工学専攻	4
	建設社会工学専攻	2
	電気電子工学専攻	4
	物質工学専攻	4
	先端機能システム工学専攻	3
計		17
情報工学研究科	情報科学専攻	24
	情報システム専攻	16
	情報創成工学専攻	16
計		56

専攻	収容定員	
	平成20年度	平成21年度
情報工学府	情報科学専攻	6
	情報システム専攻	4
	情報創成工学専攻	4
計		14
生命体工学研究科	生体機能専攻	67
	脳情報専攻	61
	計	128
合計		273
		237

4 前2項の学生の教育課程及び履修方法等については、この学則に定めるもののほか、工学研究科にかかる事項は工学府教授会の、情報工学研究科にかかる事項は情報工学府教授会の審議を経て定めるものとする。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年10月5日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年12月5日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の第39条及び第41条の規定にかかわらず、第1号に定める学府又は研究科の課程及び専攻は、当該課程及び専攻の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、当該課程及び専攻並びに改正後の専攻の収容定員は、平成26年度から平成27年度までは第2号及び第3号のとおりとする。

(1) 学府又は研究科の課程及び専攻

課程	学府又は研究科	専攻
博士前期課程	情報工学府	情報科学専攻 情報システム専攻
	生命体工学研究科	生体機能専攻 脳情報専攻
博士後期課程	工学府	機械知能工学専攻 建設社会工学専攻 電気電子工学専攻 物質工学専攻 先端機能システム工学専攻
	情報工学府	情報科学専攻 情報システム専攻 情報創成工学専攻
	生命体工学研究科	生体機能専攻 脳情報専攻

(2) 博士前期課程

学府又は研究科	専 攻	収容定員	
		平成26年度	
工学府	機械知能工学専攻	156	
	建設社会工学専攻	78	
	電気電子工学専攻	118	
	物質工学専攻	102	
	先端機能システム工学専攻	68	
	計	522	
情報工学府	情報科学専攻	88	
	情報システム専攻	56	
	情報創成工学専攻	71	
	先端情報工学専攻	55	
	学際情報工学専攻	80	
	計	350	
生命体工学研究科	生体機能専攻	65	
	脳情報専攻	57	
	生体機能応用工学専攻	65	
	人間知能システム工学専攻	57	
	計	244	
合 計		1, 116	

(3) 博士後期課程

学府又は研究科	専 攻	収容定員	
		平成26年度	平成27年度
工学府	機械知能工学専攻	8	4
	建設社会工学専攻	4	2
	電気電子工学専攻	8	4
	物質工学専攻	8	4
	先端機能システム工学専攻	6	3
	工学専攻	17	34
	計	51	51
情報工学府	情報科学専攻	12	6
	情報システム専攻	8	4
	情報創成工学専攻	8	4
	情報工学専攻	14	28
	計	42	42
生命体工学研究科	生体機能専攻	38	19
	脳情報専攻	34	17
	生命体工学専攻	36	72
	計	108	108
	合 計	201	201

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、平成27年度の収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成 27 年度		
		学科収容定員	第3年次 編入学 収容定員	収容定員
工学部	機械知能工学科	560	40	2,164
	建設社会工学科	320		
	電気電子工学科	520		
	応用化学科	280		
	マテリアル工学科	240		
	総合システム工学科	204		
	計	2,124		
情報工学部	知能情報工学科	352	17	369
	電子情報工学科	352	18	370
	システム創成情報工学科	312	18	330
	機械情報工学科	312	17	329
	生命情報工学科	312	15	327
	計	1,640	85	1,725
	合 計	3,764	125	3,889

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年1月10日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の第41条の規定にかかわらず、平成29年度の収容定員は、次のとおりとする。

学府又は研究科	専 攻	収容定員
		平成29年度
工学府	機械知能工学専攻	156
	建設社会工学専攻	78
	電気電子工学専攻	118
	物質工学専攻	102
	先端機能システム工学専攻	68
	計	522
情報工学府	先端情報工学専攻	115
	学際情報工学専攻	170
	情報創成工学専攻	85
	計	370
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	130
	人間知能システム工学専攻	114
	計	244
合 計		1,136

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条及び第4条の規定にかかわらず、工学部総合システム工学科、情報工学部電子情報工学科、システム創成情報工学科、機械情報工学科及び生命情報工学科は、当該学科の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、平成30年度から平成32年度までは次のとおりとする。

学部	学科	平成30年度			平成31年度			平成32年度		
		学科 収容定員	第3年次 編入学 収容定員	収容定員	学科 収容定員	第3年次 編入学 収容定員	収容定員	学科 収容定員	第3年次 編入学 収容定員	収容定員
工学部	建設社会工学科	320	40	2,164	320	40	2,164	320	40	2,164
	機械知能工学科	556			552			548		
	宇宙システム工学科	55			110			165		
	電気電子工学科	516			512			508		
	応用化学科	284			288			292		
	マテリアル工学科	240			240			240		
	総合システム工学科	153			102			51		
	計	2,124			2,124			2,124		
情報工学部	知能情報工学科	357	14	371	362	14	376	367	14	381
	電子情報工学科	264	16	280	176	16	192	88	8	96
	システム創成情報工学科	234	16	250	156	16	172	78	8	86
	機械情報工学科	234	14	248	156	14	170	78	7	85
	生命情報工学科	234	10	244	156	10	166	78	5	83
	情報・通信工学科	93	/	93	186	/	186	279	9	288
	知的システム工学科	94		94	188		188	282	9	291
	物理情報工学科	65	/	65	130	/	130	195	5	200
	生命化学情報工学科	65		65	130		130	195	5	200
	計	1,640	70	1,710	1,640	70	1,710	1,640	70	1,710

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第39条及び第41条の規定にかかわらず、工学府機械知能工学専攻、建設社会工学専攻、電気電子工学専攻、物質工学専攻及び先端機能システム工学専攻は、当該専攻の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、平成31年度からその翌年度までは第1号及び第2号のとおりとする。
- 3 政令により元号が改められた場合、改元期日以後の日を旧元号(平成)により表示しているものについては、旧元号によって特定された日を新元号による応当日に読み替えて適用するものとする。

(1) 博士前期課程

学府又は研究科	専攻	収容定員
		平成31年度
工学府	機械知能工学専攻	78
	建設社会工学専攻	39
	電気電子工学専攻	59
	物質工学専攻	51
	先端機能システム工学専攻	34
	工学専攻	278
計		539
情報工学府	先端情報工学専攻	120
	学際情報工学専攻	180
	情報創成工学専攻	90
	計	390
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	130
	人間知能システム工学専攻	114
	計	244
合計		1,173

(2) 博士後期課程

学府又は研究科	専攻	収容定員	
		平成31年度	平成31年度 の翌年度
工学府	工学専攻	58	65
	計	58	65
情報工学府	情報工学専攻	42	42
	計	42	42
生命体工学研究科	生命体工学専攻	108	108
	計	108	108
合計		208	215

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年8月11日から施行する。ただし、改正後の第43条第10項及び第11項並びに第57条は令和2年6月30日から適用し、第85条第4号は令和2年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和3年11月4日から施行する。ただし、改正後の第21条第1項第3号及び第59条第1項第2号は平成31年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の第39条及び第41条の規定にかかわらず、情報工学府博士前期課程先端情報工学専攻、

学際情報工学専攻、情報創成工学専攻（従前の専攻）及び情報工学府博士後期課程情報工学専攻は、当該専攻の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、令和4年度からその翌年度までは第1号及び第2号のとおりとする。

(1) 博士前期課程

学府又は研究科	専 攻	収容定員
		令和4年度
工学府	工学専攻	556
	計	556
情報工学府	情報創成工学専攻 (従前の専攻)	220
	先端情報工学専攻	60
	学際情報工学専攻	90
	情報創成工学専攻	45
	計	415
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	130
	人間知能システム工学専攻	114
	計	244
合 計		1, 173

(2) 博士後期課程

学府又は研究科	専 攻	収容定員	
		令和4年度	令和4年度 の翌年度
工学府	工学専攻	72	72
	計	72	72
情報工学府	情報工学専攻	28	14
	情報創成工学専攻	20	40
	計	48	54
生命体工学研究科	生命体工学専攻	108	108
	計	108	108
合 計		228	234

(2) 九州工業大学の学科及び専攻における教育研究上の目的に 関する規程

〔平成26年 3月 5日〕
九工大規程第4号

最終改正 令和4年2月2日 九工大規程第1号

九州工業大学の学科及び専攻における教育研究上の目的に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号）第2条第3項及び第39条第3項の規定に基づき、学部に置く学科及び学府又は研究科に置く専攻における教育研究上の目的に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学科の目的)

第2条 各学科の目的は、別表第1に定めるとおりとする。

(専攻の目的)

第3条 各専攻の目的は、別表第2に定めるとおりとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、平成30年3月31日在籍する者（以下「在籍者」という。）及び平成30年4月1日以降に在籍者の属する年次に編入学・再入学・転入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、平成31年3月31日在籍する者（以下「在籍者」という。）及び平成31年4月1日以降に在籍者の属する年次に編入学・再入学・転入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、令和4年3月31日在籍する者（以下「在籍者」という。）及び令和4年4月1日以降に在籍者の属する年次に編入学・再入学・転入学する者については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

学 部	学 科	目 的
工学部	建設社会工学科	「豊かな生活空間の創造」、「災害に強い社会基盤の建設及び維持管理」に関する知識・技術を習得し、安心と豊かさを実感できる国土、及び安全快適で環境と調和した社会基盤施設や建築物をつくる、人間性豊かな専門技術者を養成する。
	機械知能工学科	身の回りで起こる様々な自然現象を支配する原理や力学法則を理解し、その知識を活用して人類の幸福や地球・宇宙との共生に役立つ「もの」をつくることができ、また広い視野を持って時代の変化に柔軟に対応できる専門技術者を養成する。
	宇宙システム工学科	宇宙利用を意識して機械工学分野、電気・電子工学分野に立脚した専門知識・理解、独創性豊かな研究・開発のための基盤となる学力を修得させることで、宇宙システムに代表される複雑な工学システムの創生、研究開発、運用を担える専門技術者を養成する。
	電気電子工学科	電気エネルギーの高度利用によって環境調和型社会の形成に貢献するため、次世代のエネルギー、デバイス及び電子システム化技術に通じた専門技術者を養成する。
	応用化学科	高度な機能を有する物質の設計と合成、材料の創製、及びこれらにかかる高度生産技術の開発を通じて、先端技術の根幹を支える「応用化学」の基本を習得し、環境循環型未来社会に貢献できる専門技術者を養成する。
	マテリアル工学科	鉄鋼、合金、半導体、セラミックス、複合材料等「もの」の性能を決定するマテリアルの構造と性質を科学的に解明し、新しいマテリアルを設計・製造して応用展開する基盤技術、並びに高度な「ものづくり」を実現する金属加工技術の根幹を成す学問領域として、これらの材料の開発・加工・利用とともに、資源、リサイクル及びエネルギー問題にも取り組むことができる専門技術者を養成する。
情報工学部	知能情報工学科	コンピュータサイエンスの専門知識に加え、大量のデータから規則や知識を見出すデータ科学、コンピュータを知的に動作させる人工知能、メディアをコンピュータとの対話に利用するメディア情報学を駆使する能力を身に付け、言葉や映像など様々なメディアを通して、人とコンピュータが協調する新しい情報システムを実現できる高度情報技術者を養成する。
	情報・通信工学科	人・物（センサーヤーアクチュエータ）が情報を介して相互に連携し協調することにより、あらゆる産業分野のすべての局面での高度なICT（情報通信技術）利活用が実現される次世代スマート社会を支えるために、コンピュータ（ハードウェア・ソフトウェア）と通信を深く理解し、総合的な情報システムを設計・開発・運用する能力を持つ技術者を養成する。
	知的システム工学科	情報技術と画像技術、制御技術、機械技術が融合されて構築される、ロボット、インテリジェントカー、スマートグリッド、マイクロ機械などの先進的なシステムの開発によって、人と未来を繋ぐ、社会情報システムや産業活動を生み出していける新たな知的システムを実現できる技術者を養成する。

学 部	学 科	目 的
情報工学部	物理情報工学科	情報工学と物理工学とを融合した、イノベーションにつながる物理情報工学を学ぶ学科であり、超伝導体や半導体のようなエレクトロニクス材料、生物を含むソフトマター、光技術、ナノテクノロジー、計測技術を含む広義の物性科学・工学分野を対象に、情報工学と物理工学を双方向に利活用し、新たな物性科学・工学分野を切り拓くことができる技術者を養成する。
	生命化学情報工学科	生物学および化学と情報工学の融合をはかり、幅広いバイオ分野すなわち医療・製薬・飲食品・化学・環境・バイオ素材などの領域に、情報工学の知識と技術を利活用でき、また、情報工学の発展に寄与できる能力をもち、ヒトに関わる新産業分野を構築することができる人材を養成する。

別表第2（第3条関係）

学府等	課程の別	専 攻	目 的
工 学 府	博士前期課程	工学専攻	「ものづくり」を基盤とした最先端科学技術分野において、開学以来掲げてきた「技術に堪能なる士君子」、すなわち、豊かな教養と技術者倫理ならびにコミュニケーション力を備え、科学技術の進歩に対応できる工学基礎力・専門技術力を有し、国際的に活躍できる専門技術者の素養と能力に加え、深い専門知識とそれに基づく課題発見・設定・解決能力、多様な文化の理解に基づく国際的コミュニケーション力を有するグローバル社会で活躍する高度専門技術者を養成する。
	博士後期課程	工学専攻	「ものづくり」を基盤とした最先端科学技術分野における高度な知識を有し、その科学技術社会への波及効果を十分に理解していることに加え、複数の専門分野知識を身につけ、問題解決能力、独創力、創造性及び実践的技術者としての必要な資質を持ち、イノベーションを創出できる能力を有する人材を養成する。さらに、グローバル化する社会形態の中で、異文化を理解し多文化環境下で新しい価値を生み出す能力を持ち、かつ、リーダーシップを發揮できる人材を養成する。
情報工学府	博士前期課程	情報創成工学専攻	社会の変化に伴い生じる課題に対し、最新の情報技術を原動力として、産業界の諸問題の解決を図るための知識を備え、社会のニーズに基づく産学連携を推進し、情報技術で社会を駆動させていく能力を有する人材を養成する。
	博士後期課程	情報創成工学専攻	情報工学の高い専門性に基づいた先端的な基盤技術の開発を目指し、様々な分野の境界領域で発生する新しい課題に対処する革新的な情報システムを構築することにより、情報技術の発展に貢献し、情報社会を牽引するグローバルリーダーとなる人材を養成する。
生命体工学 研究科	博士前期課程	生体機能応用工学 専攻	生体の持つ省エネルギー性、高効率性、環境調和等の優れた機能を工学的に実現し、社会的問題を解決することのできる人材を養成する。

学府等	課程の別	専攻	目的
生命体工学 研究科	博士前期課程	人間知能システム 工学専攻	人間知能の原理を知的システムや知能情報処理として工学的に実現し、産業界などへ貢献することを介して社会の諸問題を解決できる人材を養成する。
	博士後期課程	生命体工学専攻	生物の持つ省資源、省エネルギー、環境調和、人間との親和性等の優れた構造や機能を解明し、それを工学的に実現し応用できることに加え、社会と連携して社会のニーズに応えることにより、現代社会の諸問題を解決し、人間中心の社会の創造に貢献でき、グローバルなリーダーとして活躍することができるとともに、研究・技術分野の動向を常に注視し、革新的成果の実現を図ろうとする態度を持つことができる人材を養成する。

(3) 九州工業大学大学院情報工学府学修細則

平成3年4月1日
九工大情報工学府細則第5号
最終改正 令和4年1月26日九工大情報工学府細則第1号

(目的)

第1条 この細則は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）の規定に基づき、九州工業大学大学院情報工学府（以下「学府」という。）の授業科目、単位数及び履修方法等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目及び単位数)

第2条 学府における各専攻の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(1 単位あたりの授業時間)

第2条の2 授業科目の1単位あたりの授業時間は、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準を考慮して定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前2項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する授業科目を設定する場合において、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(履修基準)

第3条 学生は、別表2に定める基準に従って、所定の単位を履修しなければならない。

(指導教員)

第4条 学生は、主指導教員及び副指導教員で構成される指導教員グループから、授業科目の履修及び学位論文作成等の指導（以下、「研究指導」という。）を受けるものとする。

2 研究指導の体制に関して必要な事項は、別に定める。

(履修計画及び履修方法)

第5条 学生は、主指導教員の指導により、当該年度において履修しようとする授業科目を決定し、主指導教員の承認を得て、所定の期日までに、履修申告しなければならない。なお、所定の期日までに届出することにより、履修登録を取り消すことができる。

2 主指導教員が教育上有益と認めるときは、学生は、入学後に新たに開講された授業科目を履修することができるものとし、開講年度における科目的区分に従い、修了に必要な単位として取り扱うことができるものとする。

3 主指導教員が教育上有益と認め、選択した専門深化プログラムのコースに含まれない授業科目を履修する場合にあっては、情報工学府教授会（以下「教授会」という。）の審議を経て、2単位を限度として当該プログラムの修了要件単位に含めることができるものとする。

4 工学府又は生命体工学研究科（以下「他の学府等」という。）の授業科目の履修を希望する学生は、他の学府等の履修申告期間内に主指導教員の承認を得て、所定の受講願を情報工学部事務部に提出しなければならない。

5 学則第55条第1項の規定により、主指導教員が教育上有益と認めるときは、他の大学院の授業科目を履修し、教授会の審議を経て、2単位を限度として修了要件単位に含めることができる。

6 学則第56条第2項の規定により、主指導教員が教育上有益と認めるときは、教授会の審議を経て、入学前に修得した単位を博士前期課程においては15単位（転入学の場合を除く。）、博士後期課程においては2単位（転入学の場合を除く。）を限度として、修了要件単位に含めることができる。

7 主指導教員が教育上有益と認めるときは、所定の手続きにより、情報工学部の授業科目を履修す

ることができる。

- 8 第4項及び第5項の規定により、授業科目を履修し、修得したもののうち修了要件に含めができる単位は、学則第56条で定められた入学前の既修得単位に関する規定により単位認定された単位数と合わせて20単位を超えない範囲とする。
- 9 学生は、各学期について、合計が16単位を超える単位数の授業科目を履修申告することはできない。ただし、集中講義又はそれに準ずる形態で実施される授業科目及び別表2に定める「講究、実験演習及び指導型演習」は、この単位数の上限に含めない。10 前項の規定にかかわらず、学生が16単位を超える授業科目の履修を希望し、かつ、主指導教員が教育上有益であると認めて許可する場合、学生は、所定の手続きにより、16単位を超える授業科目を履修することができる。
11 学則第55条第2項の規定により、主指導教員が教育上有益と認めるときは、教授会の審議を経て、他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第5条の2 九州工業大学大学院長期履修規程(令和3年九工大規程第11号)第2条の規定により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 九州工業大学大学院長期履修規程第6条に規定する長期履修期間の短縮に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文の提出)

第6条 学生は、主指導教員の承認を得て、所定の期日までに情報工学府長(以下「学府長」という。)を経て学位論文を学長に提出しなければならない。

- 2 学位論文は、課程の修了に必要な単位を修得した者又は修得見込みの者でなければ提出することができない。

(成績の評価及び単位の授与)

第7条 授業科目の試験の成績は100点満点で評価し、60点以上を合格、60点未満を不可とする。

- 2 合格した科目的成績を評語で表示する場合には、次の基準によるものとする。
 - (1) 秀又はA 90~100点 達成目標を十分に達成し、極めて優秀である
 - (2) 優又はB 80~89点 達成目標を十分に達成している
 - (3) 良又はC 70~79点 達成目標を達成している
 - (4) 可又はD 60~69点 達成目標を最低限度達成している
 - (5) 不可又はF 0~59点 達成目標を達成していない。
- 3 授業科目を履修の上、当該授業科目の授業時間数の3分の2以上出席し、かつ試験に合格した者に所定の単位を与える。
- 4 第2条の2第3項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。
- 5 学生は、成績評価に対して不服がある場合は、別に定めるところにより、確認及び異議を申し立てることができる。
- 6 既修得単位の取消し及び更新はできない。
- 7 成績評価に用いられた資料(提出レポート等)は、成績評価の妥当性を必要に応じて検証するための基礎資料として、国立大学法人九州工業大学法人文書管理規程(平成23年九工大規程第9号)別表第1備考第5項の規定により保存期間5年の文書として取り扱う。

(GPAによる総合成績の評価)

第7条の2 学生の総合的な成績は、GPA(Grade Point Average)を用いて評価する。

- 2 GPAは、学生が履修した全ての授業科目について、評価点(Grade Point)をつけ、この評価点を各々の授業科目の単位数による加重をつけて平均した値である。成績評価を評価点に換算する場合は、次の基準に従う。

90点～100点	4.0
85点～89点	3.5
80点～84点	3.0
75点～79点	2.5
70点～74点	2.0
65点～69点	1.5
60点～64点	1.0
0点～59点	0

- 3 第5条第6項及び学則第56条の規定により単位認定された授業科目並びに修了要件に加算されない授業科目は、GPAの計算の対象には含めない。
- 4 同じ授業科目を異なる年度にわたって複数回履修した場合、各々の履修年度における授業科目の評価点がGPAの計算の対象となる。

(最終試験)

第8条 最終試験は、学位論文を提出した者に対して行い、学位論文を中心として、これに関連する事項について口頭又は筆答により行う。

(学位論文及び最終試験の評価)

第9条 学位論文の審査及び最終試験の成績の評価は、合格及び不合格をもって表示するものとする。
(再審査及び再試験)

第10条 学位論文の審査及び最終試験に不合格になった者は、教授会の審議を経て、学府長の承認を得たうえで、再審査及び再試験を受けることができる。

(教育職員免許状の取得)

第11条 学生は九州工業大学情報工学部学修細則（平成8年九工大細則第8号。以下「学部細則」という。）第18条に定める教職課程の授業科目を履修することができる。ただし、それにより修得した単位は、課程修了に必要な単位には含めない。

(試験における不正行為)

第12条 試験において不正行為を行った学生に対しては、学部細則第26条の規定を準用する。

附 則（最終改正分）

- この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- この細則の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

別表 1 (第2条関係)

大学院情報工学府博士課程履修課程表

1. 基礎科目

区分	科目名	教育職員	単位	博士後期 課程	備考
情報 工学 プロ グラム	情報数学特論	坂 本 比呂志	2	○	
	暗号数学特論	佐 藤 好 久	2	○	
	統計的データ解析特論	本 田 あ お い	2	○	
	最適化アルゴリズム論	宮 野 英 次	2	○	
	数学基礎特論	乃 美 正 戦	2	○	
	代数的組合せ論 I	田 上 真	1	○	
	代数的組合せ論 II	田 上 真	1	○	
	動画像処理基礎	榎 田 修 一	1	○	注: 「動画像処理基礎」または「動画像処理特論 RO, SC, AM, CR」のいずれかのみ単位修得可
	応用線形代数	瀬 部 昇	1	○	
	物理数学概論	木 内 勝	2	○	
	電磁気学特論	河 野 晴 彦	2	○	
	確率数値解析特論	小 守 良 雄	2	○	
	Computational Security: Basic Topics	ケッペン マリオ	1	○	
	Computational Security: Advanced Topics	ケッペン マリオ	1	○	
	ネットワーク解析特論	竹 本 和 広	2	○	
	機械学習特論: 理論とアルゴリズム	西 鄭 浩 人	2	○	

2. 対象分野科目

(1) 専門深化プログラム

区分	科目名	教育職員	単位	博士後期 課程	備考
データ 科学 コース	圧縮情報処理特論 DS	井 智 弘	2		
	離散アルゴリズム特論 DS	斎 藤 寿 樹	2		
	イメージ解析特論 DS	徳 永 旭 将	2		
	統計的機械学習特論 DS	本 田 あ お い 徳 永 旭 将	2		
	位相的データ解析特論 DS	佐 藤 好 久	2		
	検索アルゴリズム論 DS	下 薫 真 一	2		
	知能情報演習 DS	齊 藤 剛 史 ほ か	1		演習科目
	人工知能特論 DS	平 田 耕 一	2		
	自然言語処理特論 DS	嶋 田 和 孝	2		
	確率的最適化理論 DS	二 反 田 篤 史	2		
	画像認識特論 DS	齊 藤 剛 史	2		

区分	科目名	教育職員	単位	博士後期 課程	備考
人工知能コース	人工知能特論 AI	平 田 耕 一	2		
	自然言語処理特論 AI	嶋 田 和 孝	2		
	算法表現特論 AI	中 村 貞 吾	2		
	思考モデリング AI	國 近 秀 信	2		
	統計的機械学習特論 AI	本 田 あ お い 德 永 旭 将	2		
	知能情報演習 AI	齊 藤 剛 史 ほ か	1		演習科II
	確率的最適化理論 AI	二 反 田 篤 史	2		
	圧縮情報処理特論 AI	井 智 弘	2		
	離散アルゴリズム特論 AI	斎 藤 寿 樹	2		
	イメージ解析特論 AI	徳 永 旭 将	2		
	位相的データ解析特論 AI	佐 藤 好 久	2		
	検索アルゴリズム論 AI	下 蘭 真 一	2		
	コンピュテーションナルフォトグラフィ特論 AI	岡 部 孝 弘	2		
	仮想空間論 AI	碓 崎 賢 一	2		
	画像認識特論 AI	齊 藤 �剛 史	2		
	マルチメディア工学特論 AI	乃 万 司	2		
メディア情報学コース	コンピュータアニメーション特論 AI	尾 下 真 樹	2		
	高機能メディア工学特論 AI	新 見 道 治	2		
	コンピュテーションナルフォトグラフィ特論 MI	岡 部 孝 弘	2		
	仮想空間論 MI	碓 崎 賢 一	2		
	画像認識特論 MI	齊 藤 剛 史	2		
	マルチメディア工学特論 MI	乃 万 司	2		
	コンピュータアニメーション特論 MI	尾 下 真 樹	2		
	高機能メディア工学特論 MI	新 見 道 治	2		
	知能情報演習 MI	齊 藤 剛 史 ほ か	1		演習科II
	確率的最適化理論 MI	二 反 田 篤 史	2		
	圧縮情報処理特論 MI	井 智 弘	2		
	離散アルゴリズム特論 MI	斎 藤 寿 樹	2		
	イメージ解析特論 MI	徳 永 旭 将	2		
	統計的機械学習特論 MI	本 田 あ お い 德 永 旭 将	2		
	位相的データ解析特論 MI	佐 藤 好 久	2		
	検索アルゴリズム論 MI	下 蘭 真 一	2		
	人工知能特論 MI	平 田 耕 一	2		
	自然言語処理特論 MI	嶋 田 和 孝	2		
	算法表現特論 MI	中 村 貞 吾	2		
	思考モデリング MI	國 近 秀 信	2		

区分	科目名	教育職員	単位	博士後期課程	備考
ソフトウェアデザインコース	プロジェクトマネジメント演習 SD	片峯 恵一 梅田 稲啓 朝太	2		演習科目
	ビジネス・人・社会のモデリング SD	中谷 多哉子	2		
	ソフトウェアアーキテクチャ SD	吉田 隆一	2		
	関数プログラミング	江本 健斗	2		
	プログラミング言語と処理系特論	八杉 昌宏	2		
	クラウドコンピューティング	光來 健一	2		
	ネットワークデザイン SD	川原 憲治	2		
	ネットワークマネジメント SD	鶴 正人	2		
	ハードウェア・ソフトウェア協調設計SD	黒崎 正行	2		
	ディペンダブルシステム SD	梶原 誠司	2		
情報通信ネットワークコース	情報・通信プロジェクト演習 SD	久代 紀之ほか	1		演習科目
	プロジェクトマネジメント演習 NT	片峯 恵一 梅田 稲啓 朝太	2		演習科目
	ソフトウェアアーキテクチャ NT	吉田 隆一	2		
	ネットワークデザイン NT	川原 憲治	2		
	ネットワークマネジメント NT	鶴 正人	2		
	デジタル通信方式 NT	尾知 博	2		
	無線モバイルネットワーク	塚本 和也	2		
	ハードウェア・ソフトウェア協調設計NT	黒崎 正行	2		
	情報・通信プロジェクト演習 NT	久代 紀之ほか	1		演習科目
	組込みシステム設計 NT	小西 直樹	2		
コンピュータ工学コース	ソフトコンピューティング NT	大西 圭	2		
	Dependable AI Accelerator Hardware in Autonomous Systems NT	ホルスト シュテファン	2		
	ビジネス・人・社会のモデリング CE	中谷 多哉子	2		
	ハードウェア・ソフトウェア協調設計 CE	黒崎 正行	2		
	情報・通信プロジェクト演習 CE	久代 紀之ほか	1		演習科目
	デジタル通信方式 CE	尾知 博	2		
	ディペンダブルシステム CE	梶原 誠司	2		
	LSI バックエンド設計	宮瀬 紘平	2		
	高信頼 LSI 設計	温曉青	2		
	組込みシステム設計 CE	小西 直樹	2		

区分	科目名	教育職員	単位	博士後期 課程	備考
ロボティクスコース	ロボット工学総合演習Ⅰ	榎田修一	1		演習科目
	ロボティクス設計特論 RO	林英治	2		
	システムデザイン特論 RO	小林順	2		
	群ロボット工学特論 RO	藤澤隆介	2		
	ヒューマン・インターフェース RO	大橋健	2		
	ロボットセンサ処理特論 RO	田中和明	2		
	知能ロボット特論 RO	小林啓吾	2		
	知的ロボット制御特論 RO	大竹博	2		
	動画像処理特論 RO	榎田修一	2		注:「動画像処理基礎」または「動画像処理特論 RO」のいずれか一方のみ単位修得可
	現代制御論特論 RO	瀬部昇	2		
	ロバスト安定論特論 RO	伊藤博	2		
	制御系 CAD 特論 RO	古賀雅伸	2		
	ロバスト制御特論 RO	瀬部昇	2		
	非線形システム特論 RO	中茎隆	2		
	最適化理論特論 RO	延山英沢	2		
	応用運動学特論 RO	林朗弘	2		
	エネルギー原理と有限要素法特論 RO	二保知也	2		
	流体力学特論 RO	渕脇正樹	2		
	生産加工学特論 RO	是澤宏之	2		
	トライボロジー特論 RO	畠中清史	2		
	マイクロ流体工学特論 RO	永山勝也	2		
	マイクロデバイス・システム特論 RO	村上直	2		
	ナノマイクロエンジニアリング特論 RO	鈴木恵友	2		
	メカトロシステム特論 RO	檜原弘之	2		
	光応用ナノスケール計測特論 RO	カチヨーンルンルアン ・パナート	2		
	運動とメカニズム RO	伊藤高廣	2		
	CAE 特論 RO	石原大輔	2		
	バイオデバイス特論 RO	坂本憲児	2		
	自動車製造デザイン情報処理特論Ⅰ RO	谷岡本雅俊司	2		
	自動車製造デザイン情報処理特論Ⅱ RO	吹森春直	2		

区分	科目名	教育職員	単位	博士後期課程	備考
システム制御コース	システム制御演習	延山英沢 瀬部 昇 古賀雅伸 伊藤 博 中茎 隆	1		演習科目
	現代制御論特論 SC	瀬部 昇	2		
	ロバスト安定論特論 SC	伊 藤 博	2		
	制御系 CAD 特論 SC	古 賀 雅 伸	2		
	ロバスト制御特論 SC	瀬 部 昇	2		
	非線形システム特論 SC	中 茎 隆	2		
	最適化理論特論 SC	延 山 英 沢	2		
	ロボティクス設計特論 SC	林 英 治	2		
	システムデザイン特論 SC	小 林 順	2		
	群ロボット工学特論 SC	藤 泽 隆 介	2		
	ヒューマン・インターフェース SC	大 橋 健	2		
	ロボットセンサ処理特論 SC	田 中 和 明	2		
	知能ロボット特論 SC	小 林 啓 吾	2		
	知的ロボット制御特論 SC	大 竹 博	2		
	動画像処理特論 SC	棟 田 修 一	2		注:「動画像処理基礎」または「動画像処理特論 SC」のいずれか一方のみ単位修得可
	応用運動学特論 SC	林 朗 弘	2		
	エネルギー原理と有限要素法特論 SC	二 保 知 也	2		
	流体力学特論 SC	渕 脇 正 樹	2		
	生産加工学特論 SC	是 澤 宏 之	2		
	トライボロジー特論 SC	畠 中 清 史	2		
	マイクロ流体工学特論 SC	永 山 勝 也	2		
	マイクロデバイス・システム特論 SC	村 上 直	2		
	ナノマイクロエンジニアリング特論 SC	鈴 木 恵 友	2		
	メカトロシステム特論 SC	檜 原 弘 之	2		
	光応用ナノスケール計測特論 SC	カチヨーンルンルアン ・ パ ナ ー ト	2		
	運動とメカニズム SC	伊 藤 高 廣	2		
	CAE 特論 SC	石 原 大 輔	2		
	バイオデバイス特論 SC	坂 本 憲 児	2		
	自動車製造デザイン情報処理特論 I SC	谷 本 雅 俊 岡 田 有 司	2		
	自動車製造デザイン情報処理特論 II SC	吹 春 寛 森 直 樹	2		

区分	科目名	教育職員	単位	博士後期 課程	備考
先進機械コース	情報機械実践演習Ⅰ	各指導教員	1		演習科目
	応用運動学特論 AM	林 朗弘	2		
	エネルギー原理と有限要素法特論 AM	二保知也	2		
	流体力学特論 AM	渕脇正樹	2		
	生産加工学特論 AM	是澤宏之	2		
	トライボロジー特論 AM	畠中清史	2		
	マイクロ流体工学特論 AM	永山勝也	2		
	マイクロデバイス・システム特論 AM	村上直	2		
	ナノマイクロエンジニアリング特論 AM	鈴木恵友	2		
	メカトロシステム特論 AM	橋原弘之	2		
	光応用ナノスケール計測特論 AM	カチヨーンルンルアン・パナート	2		
	運動とメカニズム AM	伊藤高廣	2		
	CAE 特論 AM	石原大輔	2		
	バイオデバイス特論 AM	坂本憲児	2		
	自動車製造デザイン情報処理特論Ⅰ AM	谷岡本雅俊司	2		
	自動車製造デザイン情報処理特論Ⅱ AM	吹森春寛樹	2		
	ロボティクス設計特論 AM	林英治	2		
	システムデザイン特論 AM	小林順	2		
	群ロボット工学特論 AM	藤澤隆介	2		
	ヒューマン・インターフェース AM	大橋健	2		
	ロボットセンサ処理特論 AM	田中和明	2		
	知能ロボット特論 AM	小林啓吾	2		
	知的ロボット制御特論 AM	大竹博	2		
	動画像処理特論 AM	榎田修一	2		注: 「動画像処理基礎」または「動画像処理特論 AM」のいずれか一方のみ単位修得可
	現代制御論特論 AM	瀬部昇	2		
	ロバスト安定論特論 AM	伊藤博	2		
	制御系 CAD 特論 AM	古賀雅伸	2		
	ロバスト制御特論 AM	瀬部昇	2		
	非線形システム特論 AM	中茎隆	2		
	最適化理論特論 AM	延山英沢	2		

区分	科目名	教育職員	単位	博士後期 課程	備考
電子物理 コース	超伝導応用特論	小田 部 茂 司	2		
	電子物性計算科学特論 EP	寺 井 慶 和	2		
	磁気記録工学特論	福 間 康 裕	2		
	機能性材料特論 EP	安 田 敬	2		
	有機エレクトロニクス特論	永 松 秀 一	2		
	光波工学特論 EP	岡 本 卓	2		
	光情報工学特論	高 林 正 典	2		
	非線形現象特論 EP	高 橋 公 也	2		
	情報物性特論 EP	許 宗 煉	2		
	マイクロ・ナノシステム技術特論 EP	福 間 康 裕	1		演習科目
	バイオ・ソフトマター特論 EP	松 山 明 彦	2		
	生体機能情報特論 EP	入 佐 正 幸	2		
生物物理 コース	デジタル画像処理特論 EP	安 永 卓 生	2		演習科目
	ナノデバイス特論 EP	新 海 聰 子	2		
	電子物性計算科学特論 BP	寺 井 慶 和	2		
	機能性材料特論 BP	安 田 敬	2		
	光波工学特論 BP	岡 本 卓	2		
	非線形現象特論 BP	高 橋 公 也	2		
	情報物性特論 BP	許 宗 煉	2		
	マイクロ・ナノシステム技術特論 BP	福 間 康 裕	1		演習科目
	バイオ・ソフトマター特論 BP	松 山 明 彦	2		
	生体機能情報特論 BP	入 佐 正 幸	2		
	デジタル画像処理特論 BP	安 永 卓 生	2		演習科目
	構造生物学特論 BP	安 永 卓 生	2		
	医用化学工学特論 BP	前 田 衣 織	2		
	定量生物学特論 BP	森 本 雄 祐	2		
	生命物理化学特論 BP	小 松 英 幸	2		
	システムバイオロジー特論 BP	倉 田 博 之	2		
	バイオインフォマティクス演習 BP	矢 田 哲 士	1		演習科目
	ナノデバイス特論 BP	新 海 聰 子	2		

区分	科目名	教育職員	単位	博士後期 課程	備考
分子 生命 工学 コース	生体機能情報特論 LE	入 佐 正 幸	2		
	構造生物学特論 LE	安 永 卓 生	2		
	医用化学工学特論 LE	前 田 衣 織	2		
	定量生物学特論 LE	森 本 雄 祐	2		
	生命物理化学特論 LE	小 松 英 幸	2		
	バイオインフォマティクス演習 LE	矢 田 哲 士	1		演習科目
	生命化学特論 LE	坂 本 寛	2		
	分子細胞生物学特論 LE	北 田 栄	2		
	ゲノム生物学特論 LE	花 田 耕 介	2		
	電磁波化学特論	大 内 将 吉	2		
	マイクロバイオーム特論 LE	前 田 憲 成	2		
	コンピューテーションナルゲノミクス特論 LE	矢 田 哲 士	2		
	バイオイメージング特論	末 田 慎 二	2		
	医用情報工学特論 LE	引 間 知 広	2		
医用 生命 工学 コース	細胞情報伝達演習 LE	青 木 俊 介	1		演習科目
	定量生物学特論 ML	森 本 雄 祐	2		
	システムバイオロジー特論 ML	倉 田 博 之	2		
	バイオインフォマティクス演習 ML	矢 田 哲 士	1		演習科目
	生命化学特論 ML	坂 本 寛	2		
	分子細胞生物学特論 ML	北 田 栄	2		
	ゲノム生物学特論 ML	花 田 耕 介	2		
	マイクロバイオーム特論 ML	前 田 憲 成	2		
	コンピューテーションナルゲノミクス特論 ML	矢 田 哲 士	2		
	生命情報工学特論	倉 田 博 之	2		
	システム神経行動学特論	中 川 秀 樹	2		
	脳科学特論	夏 立 大 目 野 勝 季 代 久 巴 孝 義 孝	2		
	医薬情報学特論	山 西 芳 裕	2		
	創薬ケモインフォマティクス特論	青 木 俊 介	2		
	医用情報工学特論 ML	引 間 知 広	2		
	細胞情報伝達演習 ML	青 木 俊 介	1		演習科目

(2) GE プログラム

区分	科目名	教育職員	単位	博士後期 課程	備考
GE プロ グラム	科学技術日本語	許 宗 煉	1	○	留学生用科目
	日本語Ⅰ	平 田 裕 子	1	○	〃
	日本語Ⅱ	平 田 裕 子	1	○	〃
	英語VII A	後藤 万里子 長瀬 真理子	1	○	上級語学科II (GE コース科II)
	英語VII D	長瀬 真理子	1	○	〃
	英語VIII B	田 島 健太郎	1	○	〃
	英語VIII D	鈴 木 一 生	1	○	〃
	英語IX B	田 島 健太郎	1	○	〃
	英語IX D	後藤 万里子	1	○	〃
	英語XA	後藤 万里子 長瀬 真理子	1	○	〃
	英語XB	長瀬 真理子 鈴木 島 健太郎	1	○	〃
	英語XD	後藤 万里子	1	○	〃
	情報社会学	安河内 恵子	1	○	上級グローバル教養科II (GE コース科II)
	ネットワーク経済学	大 石 英 貴	1	○	〃
	言語学特論	平 山 仁 美	1	○	〃
	環境学特論	大 田 真 彦	1	○	〃
	多文化共生特論	加 藤 鈴 子	1	○	〃
	国際関係特論	大 山 貴 稔	1	○	〃
	スポーツ情報学特論	山 田 雅 之	1	○	〃
	SDGs 特論	大 田 真 彦	1	○	〃
	ダイバーシティ特論	東 野 充 成	1	○	〃
	経営戦略特論	坂 本 比 呂 志	1	○	〃
	大学院海外研修I	大学院委員	1	○	GCE 実践科II (GE コース科II)
	大学院海外研修II	大学院委員	2	○	〃
	大学院海外インターンシップ実習I	大学院委員	1	○	〃
	大学院海外インターンシップ実習II	大学院委員	2	○	〃
	大学院国際協働演習	大学院委員	1		〃
	企業課題解決型実践演習	梅吉 荒國 田 木 近 政 隆 俊 秀 信 輸 信	2		
	選択英語1 T	長瀬 木島 鈴 田 健 太 郎	1		
	選択英語2 T	長瀬 木島 鈴 田 健 太 郎	1		
	選択英語3 T	長瀬 木島 鈴 田 健 太 郎	1		
	選択英語4 T	長瀬 木島 鈴 田 健 太 郎	1		
	講究	各 指 導 教 員	2		必修
	実験演習	各 指 導 教 員	2		必修
	指導型演習	各 指 導 教 員	2		必修
	企業実習I	各 指 導 教 員	1	○	注:博士後期課程のみ対象
	企業実習II	各 指 導 教 員	2	○	〃
	特別講究	各 指 導 教 員	2	○	注:博士後期課程のみ対象 必修
	特別実験演習	各 指 導 教 員	2	○	〃

注: グローバルエンジニア養成コース(GE コース)の修了要件は、別途、グローバルエンジニア養成コース履修課程表を確認すること。

(3) 社会駆動プログラム（注：博士後期課程は副専門科目）

区分	科目名	教育職員	単位	博士後期 課程	備考
AI応用コース	A I の諸問題	久保山 哲二	1	○	
	ビッグデータ処理特論	有 村 博 紀	1	○	
	情報可視化特論	栗 山 繁	1	○	
	知能情報概論	宮 野 英 次 ほ か	1	○	
	AI 医療・創薬概論	山 西 芳 裕 広 竹 本 和 広	2	○	
金融・流通コース	並列分散アルゴリズム	藤 原 曜 宏 柴 田 将 拓	2	○	
	暗号理論	荒 木 俊 輔	1	○	
	サイバーセキュリティ	荒 木 俊 輔 ほ か	1	○	
	フィナンシャルテクノロジー	藤 原 曜 宏	1	○	
	ブロックチェーン	荒 木 俊 輔 ほ か	1	○	
ソフトウェア開発プロセスコース	パーソナルソフトウェアプロセス I	梅 田 政 信 片 峯 木 恵 俊 荒 日 下 部 部 茂	2	○	
	パーソナルソフトウェアプロセス II	梅 田 政 信 片 峯 木 恵 俊 荒 日 下 部 部 茂	1	○	
	チームソフトウェアプロセス I	梅 田 政 信 片 峯 木 恵 俊 荒 日 下 部 部 茂	2	○	
	チームソフトウェアプロセス II	梅 田 政 信 片 峯 木 恵 俊 荒 日 下 部 部 茂	1	○	
画像認識コース	画像認識特論 CR	齊 藤 剛 史	2	○	
	動画像処理特論 CR	榎 田 修 一	2	○	注：「動画像処理基礎」または「動画像処理特論 CR」の いずれか一方のみ単位修得可
	イメージ解析特論 CR	徳 永 旭 将	2	○	
	デジタル画像処理特論 CR	安 永 卓 生	2	○	

区分	科目名	教育職員	単位	博士後期課程	備考
ロボティクスシンセシス導入コース	インテグレーション実践演習 I	林 西 大 田 庫 大 英祐 勝 治也 敬 博	1	○	注：インテグレーション実践演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、チームマネジメント実践演習から3単位以上修得すること
	インテグレーション実践演習 II	林 西 大 田 庫 大 英祐 勝 治也 敬 博	1	○	
	インテグレーション実践演習 III	林 西 大 田 庫 大 英祐 勝 治也 敬 博	1	○	
	チームマネジメント実践演習	林 ジャン ドケーツグ 石 井 和 勝 英 治 ジューイ 男 敬	1	○	
エンジニアリング力学コース	最適化理論特論 RS	延 山 英 沢	2	○	
	ロバスト制御特論 RS	瀬 部 昇	2	○	
	動画像処理特論 RS	榎 田 修 一	2	○	
	群ロボット工学特論 RS	藤 澤 隆 介	2	○	
	ロバスト安定論特論 RS	伊 藤 博	2	○	
	制御系 CAD 特論 RS	古 賀 雅 伸	2	○	
	ヒューマン・インターフェース RS	大 橋 健	2	○	
	ロボットセンサ処理特論 RS	田 中 和 明	2	○	
	システムデザイン特論 RS	小 林 順	2	○	
	知的ロボット制御特論 RS	大 竹 博	2	○	
	ロボティクス設計特論 RS	林 英 治	2	○	
	非線形システム特論 RS	中 茜 隆	2	○	
基礎規と模擬計算コース	計算力学特論	石 原 大 輔	2	○	
	エネルギー原理と有限要素法特論 CA	二 保 知 也	2	○	
	CAE 特論 CA	石 原 大 輔	2	○	
	並列コンピューティング特論	南 里 豪 志	1	○	
	不確定性対応システム特論	小 林 泰 三	1	○	
	大規模流体音響解析特論	高 橋 公 也	1	○	
	分子シミュレーション特論	松 本 正 和	1	○	
基礎規と模擬計算コース	メカノインフォマティクスシミュレーション特論	永 田 哲 史	1	○	
	医療情報特論	徳 森 謙 二	1	○	
	ファーマコインフォマティクスシミュレーション特論	小 森 寺 正 大	1	○	
	アントレプレナーシップ入門	田 中 保 博	1	○	
	アントレプレナーシップ演習	田 中 保 博	1	○	
	プロジェクトマネジメント演習 ES	片 瑞 田 信 太	2	○	
	ビジネス・人・社会のモデリング ES	中 谷 多 崎 子	2	○	
アントレプレナーシップコース	デザインシンキング入門演習	中 藤 良 久	2	○	注：工学府との合同開講科目
	ビジネスプラン演習	中 藤 良 久	2	○	✓

区分	科目名	教育職員	単位	博士後期 課程	備考
情報教育支援	学習工学特論	國 近 秀 信	2	○	
	情報教育の理論	西 野 和 典 池 田 勇 男 山 崎 由 美 子	2	○	
	支援士実習	江 本 健 斗	2	○	
生命体工学	人間知能システム概論	堀 尾 恵 一 ほ か	2	○	注：生命体工学研究科との合同開講科目
	グリーンイノベーション概論	渡 邊 晃 彦 ほ か	2	○	〃
	ライフイノベーション概論	玉 川 雅 章 ほ か	2	○	〃
国際共同工講義ジニアリング	国際エンジニアリング共同講義 I	鈴 木 恵 友	1	○	
	国際エンジニアリング共同講義 II	鈴 木 恵 友	1	○	
	国際エンジニアリング共同講義 III	ホルスト シュテファン	1	○	
	国際エンジニアリング共同講義 IV	ホルスト シュテファン	1	○	
	国際エンジニアリング共同講義 V	測 脇 正 樹 カヨシルルアンバート	1	○	
	国際エンジニアリング共同講義 VI	伊 藤 高 廣	1	○	
需要創発	大学院実践演習 I	安 永 卓 生	2	○	
	大学院実践演習 II	安 永 卓 生	2	○	
	大学院実践演習 III	安 永 卓 生	2	○	
マ実践クロス技術	システム LSI 設計論 MP	中 村 和 之	2	○	
	マイクロシステム特論 MP	馬 場 昭 好	2	○	
	半導体トピックセミナー	中 村 和 之	2	○	
	集積回路作製実習	馬 場 昭 好	2	○	
	情報工学実践セミナー	各 指 導 教 員	1	○	注：博士後期課程のみ対象

(4) 情報工学導入プログラム

(イミグラント科目：情報を専門分野としない大学や学部等からの入学者、社会人対象)

区分	科目名	教育職員	単位	博士後期 課程	備考
情報工学導入プログラム	プログラミング	乃 万 司	2		
	プログラム設計	嶋 田 和 孝	2		
	計算機システム I	江 本 健 斗	2		
	計算機システム II	八 杉 昌 宏	2		
	データベース	尾 下 真 樹	2		
	情報工学概論	疋 崎 賢 一	1		
	情報セキュリティ概論	光 來 健 一	1		

別表2（第3条関係）

大学院情報工学府博士課程履修基準表

【博士前期課程】

科目区分		履修基準
基礎科目	6単位以上	
対象分野科目	専門深化プログラム	11単位以上（1単位以上の演習科目を含める） 注：履修するコースを選択すること。
	GE プログラム	10単位以上 注：講究、実験演習及び指導型演習は必修
	社会駆動プログラム	6単位以上 注：履修するコースを選択すること。
修了要件単位数		33単位以上

【注意事項】

- 専門深化プログラム、社会駆動プログラムは、選択した各コース内の授業科目を履修すること。
- 選択した専門深化プログラムのコースに含まれない授業科目を履修する場合は、2単位を限度として当該プログラムの修了要件に含めることができる（別途、所定の手続きが必要）。
- 情報を専門分野としない大学や学部等からの入学者、社会人については、上記の修了要件単位数に加え、既修得科目に対する情報工学導入プログラムの認定を行い、その不足分をイミグラント科目から8単位を上限に修得すること。

【博士後期課程】

科目区分		履修基準
基礎科目	2単位以上	
対象分野科目	GE プログラム	6単位以上 注：特別講究、特別実験演習は必修
	副専門科目	2単位以上
修了要件単位数		10単位以上

(4) 九州工業大学学位規則

(目的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項及び九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号（以下「学則」という。））第31条第2項及び第71条第3項の規定に基づき、九州工業大学（以下「本学」という。）における学位の授与について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学の課程を修了し、卒業を認定された者に対し行うものとする。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、本学大学院の博士前期課程を修了した者に対し行うものとする。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位の授与は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に対し行うものとする。

(在学者の論文の提出)

第6条 前2条に規定する学位の授与に係る論文（学則第69条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下「論文」という。）は、所定の期日までに当該学府長又は研究科長（以下「学府長等」という。）を経て学長に提出するものとする。ただし、博士後期課程に所定の期間在学し、所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学後であっても、別に定める期間内に論文を提出する場合は、在学者と同等に取り扱うことができる。

2 論文は、審査願に、修士論文にあっては1編1通を、博士論文にあっては論文目録、論文要旨及び履歴書各1通を添え1編2通を、提出するものとする。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

3 審査のため必要があるときは、論文の副本又は訳文、模型、標本等の提出を求めることができる。

(在学者の論文の審査及び最終試験)

第7条 学長は、前条の規定により、論文を受理したときは、当該学府又は研究科の教授会（以下「教授会」という。）にその審査を付託するものとする。

2 教授会は、論文の審査を付託されたときは、学府又は研究科の研究指導を担当する教員の中から3名以上の審査委員を選定し、当該論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。

3 教授会は、論文の審査に当たって必要があるときは、前項の審査委員に国立大学法人九州工業大学基本規則第17条から第19条に規定する各施設等に所属する教員、他の大学院又は研究所等の教員等を含めることができる。

4 論文の審査は、修士論文にあっては論文を提出した者の在学中に、博士論文にあっては論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。

(在学者の最終試験)

第8条 前条第2項の最終試験は、論文を中心として、これに関連する事項について口頭又は筆答により行うものとする。

(論文提出による博士)

第9条 第5条に定めるもののほか、博士の学位の授与は、本学大学院の行う論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者に対し行うことができる。

第10条 前条の規定により博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に論文及び九州工業大学授業料その他費用に関する規程（平成16年九工大規程第47号）に定める額の学位論文審査手数料を添え、学府長等を経て学長に提出するものとする。

2 前項に規定するもののほか、論文の提出については、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。

第11条 前条の規定により提出された論文の審査は、第7条の規定を準用する。

第12条 第9条に規定する学力の確認は、試問によって行う。

2 試問は、口頭又は筆答によるものとし、論文に関する事項並びに専攻分野及び外国語について行う。

第13条 第6条第1項ただし書に規定する者が、同項ただし書に定める期間を経過した後に、博士の学位の授与を受けようとするときは、第10条から前条までの規定を準用する。

(論文及び審査手数料の不返還)

第14条 第7条及び第10条の規定により受理した論文は、返還しない。

2 第10条第1項の規定により受領した既納の学位論文審査手数料は、返還しない。

(審査委員の審査結果の報告)

第15条 第7条第2項の規定に基づき選定された審査委員は、論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、論文審査要旨に最終試験の成績又は学力の確認の結果を添え、教授会に報告するものとする。

(学位授与の審議)

第16条 教授会は、前条の報告に基づき、論文の審査及び最終試験又は学力確認の合否について審議する。

(審査結果の報告)

第17条 修士及び博士の学位の授与に関する審議を行ったときは、学府長等は、論文審査及び最終試験又は学力の確認の判定結果を文書により学長に報告するものとする。

(学位記の授与)

第18条 学長は、学士の学位にあっては、学部長の卒業の認定の報告を経て、学位の授与を決定し、学位記を授与する。

2 学長は、修士及び博士の学位にあっては、前条の報告を経て、学位の授与を決定し、学位記を授与する。

3 学長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に記載するとともに、当該学位を授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(論文要旨等の公表)

第19条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を九州工業大学学術機関リポジトリにより、公表するものとする。

第20条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、教授会の審議を経て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学府長等は、その論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、九州工業大学学術機関リポジトリにより行うものとする。

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、「九州工業大学」と付記するものとする。

(専攻分野の名称)

第22条 第2条に規定する学位を授与するにあたって、学士にあっては別表第1、修士及び博士にあっては別表第2に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第 23 条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会の審議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記等様式)

第 24 条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式第 1 号から別記様式第 10 号のとおりとする。

(雑則)

第 25 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（最終改正分）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 22 条関係)

学 部	専攻分野の名称
工 学 部	工 学
情 報 工 学 部	情 報 工 学

別表第 2 (第 22 条関係)

大 学 院	専攻分野の名称
工 学 府 博 士 前 期 課 程	工 学
工 学 府 博 士 後 期 課 程	
情 報 工 学 府 博 士 前 期 課 程	情 報 工 学
情 報 工 学 府 博 士 後 期 課 程	
生 命 体 工 学 研 究 科 博 士 前 期 課 程	工 情 報 工 学 学 術
生 命 体 工 学 研 究 科 博 士 後 期 課 程	

別記様式第1号（第3条関係）

※第　　号

学　　位　　記

氏　名

年　月　日生

大学印

本学〇〇学部〇〇〇〇工学科所定の課程を修め本学を
卒業したので学士（☆）の学位を授与する

年　月　日

九州工業大学長　氏名　印

備　考

- 1 ※印の個所は、工学部にあっては工、情報工学部にあっては
情工と記入する。
- 2 ☆印の個所は、第22条に規定する専攻分野の名称を記入す
る。

別記様式第2号（第4条関係）

※修第　　号

学　　位　　記

氏　名

年　月　日生

大学印

本学大学院〇〇府（研究科）〇〇〇〇専攻の博士前期
課程を修了したので修士（☆）の学位を授与する

年　月　日

九州工業大学長　氏名　印

備　考

- 1 ※印の個所は、工学府にあっては工、情報工学府にあっては
情工、生命体工学研究科にあっては生工と記入する。
- 2 ☆印の個所は、第22条に規定する専攻分野の名称を記入す
る。

別記様式第3号（第5条関係）

※博甲第　　号

学　　位　　記

氏　名

年　月　日生

大学印

本学大学院〇〇府（研究科）〇〇〇〇専攻の博士後期
課程を修了したので博士（☆）の学位を授与する

年　月　日

九州工業大学長　氏名　印

備　考

- 1 ※印の個所は、工学府にあっては工、情報工学府にあっては
情工、生命体工学研究科にあっては生工と記入する。
- 2 ☆印の個所は、第22条に規定する専攻分野の名称を記入す
る。

別記様式第4号（第9条関係）

※博乙第　　号

学　　位　　記

氏　名

年　月　日生

大学印

本大学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に
合格したので博士（☆）の学位を授与する

年　月　日

九州工業大学長　氏名　印

備　考

- 1 ※印の個所は、工学府にあっては工、情報工学府にあっては
情工、生命体工学研究科にあっては生工と記入する。
- 2 ☆印の個所は、第22条に規定する専攻分野の名称を記入す
る。

別記様式第5号（第6条関係）

年　月　日

学位（修士）論文審査願

九州工業大学長 殿

○○府（研究科）○○専攻

○○年入学

氏名

九州工業大学学位規則第4条により、修士（☆）の学位を受けたく、論文を提出しますので審査願います。

備考

☆印の個所は、第22条に規定する専攻分野の名称を記入する。

別記様式第6号（第6条関係）

年　月　日

学位（博士）論文審査願

九州工業大学長 殿

○○府（研究科）○○専攻

○○年入学

氏名

九州工業大学学位規則第5条により、博士（☆）の学位を受けたく、下記のとおり論文及び関係書類を提出しますので審査願います。

記

1 論文 1編 ○冊2通

2 論文目録

3 論文要旨

4 履歴書

5 参考論文 ○編 ○冊1通

別記様式第7号（第10条関係）

年　月　日

学位（論文博士）申請書

九州工業大学長 殿

住所

氏名

九州工業大学学位規則第9条により、博士（☆）の学位を受けたく、所定の手数料を納付のうえ、下記のとおり論文及び関係書類を提出しますので、審査願います。

記

1 論文 1編 ○冊2通

2 論文目録

3 論文要旨

4 履歴書

5 参考論文 ○編 ○冊1通

備考

☆印の個所は、第22条に規定する専攻分野の名称を記入する。

別記様式第8号（第6条関係）

年　月　日

論文目録

氏名

論文

1 題名

2 印刷公表の方法及び時期

参考論文

1 題名

2 印刷公表の方法及び時期

備考

- 1 論文題名が外国語の場合は、訳を付すること。
- 2 未公表の場合は、原稿の枚数を記入すること。
- 3 参考論文がある場合は、その題名を列記すること。

別記様式第9号（第6条関係）

論文要旨

氏名	
論文題目名	

備考

論文要旨は2,000字程度にまとめること。

別記様式第10号（第6条関係）

区分		甲	乙
履歴書			
ふりがな 氏名			
生年月日	年	月	日生
本籍	都道府県	(国)	
現住所	都道府県	区市郡	町村番地
学歴	年	月	日
	年	月	日
職歴	年	月	日
	年	月	日
研究歴	年	月	日
	年	月	日
上記のとおり相違ありません。			
年月日			氏名

備考

- 1 学歴は、新制大学卒業以後又は最終学歴を記載すること。
- 2 研究歴には研究した事項とその期間を明記すること。なお、学歴又は職歴に記載した期間中に研究歴に該当するものがある場合は、それについても記載すること。
- 3 本籍は都道府県のみを記載し、外国人の場合は国籍を記載すること。

(5) 九州工業大学大学院情報工学府博士の学位審査に関する取扱内規

〔平成 7年 3月22日
制 定〕

最終改正 令和 4年 2月18日

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 課程博士（第3条-第11条）
- 第3章 論文博士（第12条-第22条）
- 第4章 雜則（第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この内規は、九州工業大学学位規則（昭和63年九工大規則第6号。以下「学位規則」という。）第25条の規定に基づき、九州工業大学大学院情報工学府（以下「学府」という。）における博士（情報工学）の学位審査について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この内規において「課程博士」とは、学位規則第5条の規定に基づき授与される博士の学位をいい、「論文博士」とは、学位規則第9条及び第13条の規定に基づき授与される博士の学位をいう。

第2章 課程博士

（申請資格）

第3条 学位論文審査の申請ができる者は、学府の博士後期課程に在学し、指導教員による必要な研究指導が終了したものでなければならない。

（論文審査の申請時期）

第4条 論文審査の申請は、原則として在学中に行うものとし、申請の時期は、毎年12月（後期に入学した者にあっては6月）とする。ただし、休学、在学期間の延長又は在学期間の短縮のため修了時期を異なる場合の申請の時期は、6月修了の場合にあっては3月、9月修了の場合にあっては6月、12月修了の場合にあっては9月とする。

- 2 前項ただし書きに定める早期修了者に関する手続きについては、別に定める。
- 3 学府の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた者であって、かつ退学時から1年以内に論文審査の申請をする場合は、在学中に申請されたものと同等に取扱う。この場合において、論文審査の申請は、隨時行うことができる。

（論文審査の申請）

第5条 課程博士の論文の審査を受けようとする者（以下「課程申請者」という。）は、専攻長及び情報工学府長（以下「学府長」という。）を経て、学長に次の書類を提出するものとする。

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 学位（博士）論文審査願（学位規則の別記様式第6号） | 1通 |
| (2) 学位論文 | 2通 |
| (3) 参考論文（ある場合） | 1通 |
| (4) 論文目録（学位規則の別記様式第8号） | 1通 |

- | | |
|---------------------------|----|
| (5) 論文要旨（学位規則の別記様式第9号） | 1通 |
| (6) 履歴書（学位規則の別記様式第10号） | 1通 |
| (7) 単位修得証明書（博士前期及び後期課程毎に） | 1通 |
- （論文の申請の可否）

第6条 前条の申請に当たり、学長に提出する前に情報工学府教授会（以下「教授会」という。）は、あらかじめ配布された論文要旨並びに論文の価値及び独創性の説明に基づき、申請のあった論文の申請の可否について審議する。

（論文調査委員会）

第7条 教授会は、論文の調査及び最終試験を行うため、論文調査委員会を置く。

- 2 論文調査委員会は、主査を含む3名以上の研究指導を担当する教員をもって構成する。
- 3 主査は、学生の研究指導を担当する教員を充てるものとし、論文調査委員会の委員長となる。
- 4 学府長は、主査が推薦する論文調査委員候補者について、教授会の審議を経て、論文調査委員を決定する。
- 5 論文の調査にあたって、学府が必要と認めた場合は、論文調査委員会に研究指導を担当する教員以外の教員を加えることができる。
- 6 論文の調査にあたって、他の大学院又は研究所等の教員等に協力を求める必要があると学府が認めたときは、2名を限度として論文調査委員会に加えることができる。
- 7 論文調査委員会は、論文の調査及び最終試験が終了したときは、論文調査報告書（別紙様式1-甲）を学府長に提出しなければならない。
- 8 学府長は、前項の報告書を学府の研究指導を担当する教員全員に配付するものとする。

（論文公聴会）

第8条 教授会は、論文調査の段階において、論文公聴会を開くものとする。

（審査委員会）

第9条 教授会は、受理を決定した論文を審査するため、審査委員会を置く。

- 2 審査委員会は、学生の所属する専攻の研究指導を担当する教員で組織し、専攻長が委員長となる。
- 3 審査委員会は、論文調査の結果及び最終試験の結果を審議し、投票により合否を判定する。
- 4 前項の判定には、審査委員（海外渡航中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席により、出席委員の4分の3以上の賛成を必要とする。
- 5 論文審査及び最終試験の評価判定は、合格及び不合格とする。
- 6 論文調査委員となった研究指導を担当する教員以外の教員は、審査委員会に出席し、必要に応じて論文調査結果の補足説明をすることができる。ただし、合否の投票に加わることはできない。
- 7 投票の結果、否決された論文については、審査委員会はその理由を明確にし、その結果を文書をもって論文提出者に報告しなければならない。

（審査結果の報告）

第10条 審査委員会は、審査結果を、文書（別紙様式2-甲）により教授会に報告しなければならない。

- 2 学府長は、前項の審査結果報告を学府の研究指導を担当する教員全員に配付するものとする。
- 3 学府長は、第1項の報告に基づき、教授会の審議を経て、審査結果を学長に報告するものとする。

第3章 論文博士

（申請資格）

第11条 学位規則第10条の規定により学府に論文を提出できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院博士前期課程又は修士課程を修了した者で、修了後3年を超える研究歴を有する者
- (2) 学校教育法第83条に定める大学の卒業者で、7年以上の研究歴を有する者

- (3) 大学院及び大学の専攻科の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和28年文部省告示第5号）の各号に該当する者で、7年以上の研究歴を有する者
- (4) 前各号に掲げる者以外の者で10年以上の研究歴を有する者

2 前項各号の研究歴とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 大学の専任の職員として研究に従事した期間
- (2) 大学院を退学した者にあっては、大学院に在学した期間
- (3) 研究施設等において専任の職員として研究開発に従事した期間
- (4) 前各号と同等以上と認める研究開発に従事した期間

3 前項第3号及び第4号の研究に従事した期間の認定は、教授会において行う。

（論文審査の申請時期）

第12条 論文審査の申請は、隨時行うことができる。

（論文の仮申請）

第13条 学位論文の審査を受けようとする者（以下「論文申請者」という。）は、専攻長を経て、学府長に次の書類を提出する。

- (1) 学位論文 2通
- (2) 参考論文（ある場合） 1通
- (3) 論文目録（学位規則の別記様式第8号） 1通
- (4) 論文要旨（学位規則の別記様式第9号） 1通
- (5) 履歴書（学位規則の別記様式第10号） 1通

2 学府長が特に必要と認めるときは、前項に掲げる以外の書類を添付するものとする。

3 学府長は、提出された論文申請の可否を審議するため、教授会を開催するものとする。

（論文仮申請の審査）

第14条 教授会は、あらかじめ配布された論文要旨並びに論文の価値及び独創性の説明に基づき、論文申請の可否について審議し、その審議結果を論文申請者に通知する。

（論文審査の申請）

第15条 論文申請者は、論文審査の申請が可となった場合、学位（論文博士）申請書（学位規則の別記様式第7号）に第13条第1項各号に掲げる書類及び学位論文審査手数料を添え、学府長を経て学長に提出するものとする。

（論文調査委員会）

第16条 教授会は、第14条により論文審査の申請が可となった論文の調査、試験及び学力の確認を行うため、論文調査委員会を置く。

- 2 論文調査委員会は、主査を含む4名以上の研究指導を担当する教員をもって構成する。
- 3 主査は、学位申請書が提出された専攻の研究指導を担当する教員の中から選出し、論文調査委員会の委員長となる。
- 4 学府長は、主査が推薦する論文調査委員候補者について、教授会の審議を経て、論文調査委員を決定する。
- 5 論文の調査にあたって、学府が特に必要と認めた場合は、論文調査委員会に研究指導を担当する教員以外の教員を加えることができる。
- 6 論文の調査にあたって、他の大学院又は研究所等の教員等に協力を求める必要があると学府が認めたときは、2名を限度として論文調査委員会に加えることができる。
- 7 論文調査委員会は、論文の調査、試験及び学力の確認が終了したときは、論文調査報告書（別紙様式3-乙）を学府長に提出しなければならない。
- 8 学府長は、前項の報告書を学府の研究指導を担当する教員全員に配付するものとする。

（論文公聴会）

第17条 論文公聴会は、第8条の規定を準用する。

（論文調査、試験及び試問）

第18条 論文調査は、学府の博士後期課程を修了し、学位を授与される者の論文と同等以上の内容を有するか否かについて行う。

2 試験は、論文を中心とし、これに関連ある科目について口頭又は筆答により行う。

3 試問は、学府の博士後期課程を修了し、学位を授与される者と同等以上の学力を有し、かつ研究者として自立して研究活動を行うに必要な能力を有するか否かについて口頭又は筆答により行う。
(審査委員会)

第19条 教授会は、論文審査の申請が可となった論文を審査するため審査委員会を置く。

2 審査委員会は、審査を受けようとする専攻の研究指導を担当する教員で組織し、専攻長が委員長となる。

3 審査委員会は、論文調査の結果、試験の結果及び学力確認の結果を審議し、投票により合否を判定する。

4 前項の判定には、審査委員（海外渡航中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席により、出席委員の4分の3以上の賛成を必要とする。

5 論文調査委員となった研究指導を担当する教員以外の教員は、審査委員会に出席し、必要に応じて論文調査結果の補足説明をすることができる。ただし、合否の投票に加わることはできない。

6 投票の結果、否決された論文については、審査委員会はその理由を明確にし、その結果を文書をもって論文提出者に報告しなければならない。

(審査結果の報告)

第20条 審査委員会は、論文の審査及び学力の確認を終了したときは、審査結果を、文書（別紙様式4-乙）により教授会に報告しなければならない。

2 学府長は、前項の報告書を学府の研究指導を担当する教員全員に配付するものとする。

3 学府長は、第1項の報告に基づき、教授会の審議を経て、審査結果を学長に報告するものとする。

第4章 雜 則

(雑則)

第21条 この内規に定めるもののほか、博士の学位審査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。

2 この内規の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

別紙様式 1-甲 (第7条関係)

年　月　日			
大学院情報工学府長 殿			
論文調査委員会			
主査			
副査			
副査			
副査			
論文調査報告書			
論文提出者		所属	情報創成工学専攻
論文題目名			
【論文調査の要旨】			
【最終試験の結果の要旨】			
<p>備考</p> <p>1. 論文調査の要旨は、1,500字程度にまとめること。 2. 最終試験の結果の要旨は、200字程度にまとめること。</p>			

別紙様式 2-甲 (第10条関係)

年　月　日				
大学院情報工学府長 殿				
審査委員会委員長				
氏名				
学位論文審査結果報告書				
論文提出者		学位	博士（情報工学）	
学生番号		所属	情報創成工学専攻	
論文題目名				
成績	学位論文		最終試験	
	合 格	不格	合 格	不格
実施日	論文審査		最終試験	
	年　月　日 ～ 年　月　日	年　月　日 ～ 年　月　日		
審査機関の組織及び投票結果	構成員	名	出席者数	名
	投票数	票	可　票、否　票	
<p>備考</p> <p>1. 論文審査及び最終試験の結果は、合格又は不合格の標語で記入すること。 2. 論文審査及び最終試験の議決には、論文審査委員（海外渡航中及び休職中の者は除く。）の3分の2以上の出席により、出席委員の4分の3以上の賛成を要する。 3. 論文調査結果の要旨を添付すること。</p>				

論文審査結果の要旨

論文提出者		所属	情報創成工学専攻
論文題目名			
論文調査委員	主査		
	副査		
論文調査の結果の要旨			
最終試験結果の要旨			

別紙様式 3-乙 (第17条関係)

年　月　日			
大学院情報工学府長 殿			
論文調査委員会			
主査			
副査			
副査			
副査			
論文調査報告書			
論文提出者		分野	情報創成工学専攻
論文題目名			
【論文調査の要旨】			
【試験の結果の要旨】			
【最終試験の結果の要旨】			
<p>備考</p> <p>1. 論文調査の要旨は、1,500字程度にまとめること。 2. 試験の結果及び学力確認の要旨は、500字程度にまとめること。</p>			

別紙様式 4-乙 (第 21 条関係)

年　　月　　日				
大学院情報工学府長　　殿 審査委員会委員長) 氏名				
学位論文審査結果報告書				
論文提出者		学位	博士（情報工学）	
論文題目名				
成績	学位論文		学力の確認	
	合格	不合格	合格	不合格
実施日	論文審査		学力の確認	
	年　　月　　日	年　　月　　日	年　　月　　日	
～	～	～		
審査機関の組織及び投票結果	構成員	名	出席者数	名
	投票数	票	可　　票	否　　票

備考

1. 論文審査及び学力確認の結果は、合格又は不合格の標語で記入すること。
2. 論文審査及び学力確認の議決には、論文審査委員（海外渡航中及び休職中の者は除く。）の3分の2以上の出席により、出席委員の4分の3以上の賛成を要する。
3. 論文調査結果の要旨を添付すること。

論文審査結果の要旨

論文提出者		分野	情報創成工学専攻
論文題目名			
論文調査委員	主査 調査 調査 調査 調査		
論文調査及び試験の結果の要旨			
学力確認の結果の要旨			

(6) 九州工業大学大学院情報工学府学位論文審査基準

〔平成27年1月15日
大学院情報工学府教授会決定〕

九州工業大学大学院情報工学府は、学位論文について、学位授与方針（ディプロマポリシー）に基づき、以下の基準により総合的に評価する。

なお、この基準に定めるもののほか、専攻分野にて必要なものは当該専攻が定めることとする。

【修士論文】

1. 学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果であること
2. 申請された学位に妥当であるとともに、論文（研究テーマ）の問題設定が明確に示され、学術的あるいは社会的な意義を有すること
3. 論文の新規性又は独創性が明示されていること
4. 先行研究調査や事実調査が適切であり、研究の位置づけを明示していること
5. 研究の方法が明確かつ具体的に記述されていること
6. 語法、文章表現、引用等が適切になされ、修士論文として体裁が整っていること
7. 論文内容の発表と質疑に対する応答が、論理的かつ明解に行われたこと
8. 学術研究が従うべき規範と研究倫理を守っていること

【博士論文】

1. 学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果であること
2. 申請された学位に妥当であるとともに、論文（研究テーマ）の問題設定が、当該分野の学問的蓄積を踏まえて明確に示され、学術的あるいは社会的な意義を有すること
3. 論文の新規性又は独創性が明示され、当該分野の学問の発展に貢献できる内容を含むこと
4. 先行研究調査や事実調査が適切であり、研究の学術的あるいは社会的位置づけを明示していること
5. 研究の方法が明確かつ具体的に記述されていること
6. 語法、文章表現、引用等が適切になされ、博士論文として体裁が整っていること
7. 論文内容の発表と質疑に対する応答が、論理的かつ明解に行われたこと
8. 学術研究が従うべき規範と研究倫理を守っていること

(7) 九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府学期末試験要項

平成21年 6月24日
情報工学部長裁定
大学院情報工学府長裁定

最終改正 平成30年13月15日

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 大学と学生に関する事項（第3条－第6条）
- 第3章 大学、学生及び教員等に関する事項（第7条）
- 第4章 大学と教員等に関する事項（第8条－第11条）
- 第5章 雜則（第12条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要項は、九州工業大学情報工学部学修細則（平成8年九工大情報工学部細則第8号。以下「学部学修細則」という。）及び九州工業大学大学院情報工学府学修細則（平成3年九工大情報工学府細則第5号。以下「大学院学修細則」という。）に定めるもののほか、九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府の学期末における試験（以下「学期末試験」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（学期末試験の実施）

第2条 学期末試験は、当該授業科目の成績評価を行う唯一又は最後に行う試験とし、筆記試験によるもののほか、レポート提出、口述試験、実技試験、作品提出等（以下「レポート提出等」という。）により実施するものとする。

- 2 学期末試験は、当該授業科目が実施される学期末に設ける試験期間（以下「試験期間」という。）に行うものとする。ただし、集中講義又はそれに準ずる形態で実施される授業科目を除く。
- 3 前項の規定にかかわらず、レポート提出等又は試験期間中に実施しないことに相当の理由がある授業科目の筆記試験は、講義（演習等を含む。）が規定回数行われた後、試験期間に当たらない日に学期末試験を実施することができるものとする。この場合、第5条第2項に規定する方法により、原則として、2週間前までに履修登録者に周知するものとする。

第2章 大学と学生に関する事項

（学期末試験の受験資格）

第3条 学期末試験を受験する資格がある者は、当該授業科目の履修登録者とする。ただし、次の各号の一に該当する者は、受験資格がないものとする。

- (1) 休学中又は停学中の者
 - (2) 学部学修細則第13条第2項又は大学院学修細則第7条第3項に定める時間数出席していない者
- 2 前項の規定にかかわらず、当該授業を担当する教育職員（以下「授業担当教育職員」という。）等の判断により、履修登録者以外にも受験を許可することがある。

（試験時間）

第4条 試験時間は、原則として90分とし、必要な場合には別に授業担当教育職員が定めるものとする。

2 障害を有する者で、受験に支障があると認められる場合には、試験時間を1.5倍にすることができるものとする。

3 前項に定めるもののほか、障害を有する者の試験時間、試験実施等については、必要な場合にはその都度、当該学生、当該学生の所属する類若しくは所属学科の教務委員会委員又は専門分野の大学院委員会委員、事務部等が協議し、決定するものとする。

(学期末試験の周知)

第5条 試験期間中に行われる学期末試験は、原則として、試験期間開始の2週間前までに時間割を掲示することにより周知するものとする。ただし、時間割は、試験当日まで変更する場合があるものとする。

2 レポート提出等及び試験期間中に実施されない学期末試験の場合は、授業担当教育職員の授業中の口頭による周知、又はその他の方法により周知するものとする。

(試験実施上の注意事項)

第6条 受験者は、試験室では監督者の指示に従うほか、次の注意事項を守らなければならない。

(1) 試験中、学生証を机上に提示すること。

(2) 学生証を忘れた場合には、試験が開始される前までに、事務部において証明書の発行を受けること。

(3) 授業科目により座席の指定がある場合には、その指示に従うこと。

(4) 許可された物品以外は、机上に置かないこと。

(5) 試験中は、携帯電話・PHS等の電源を必ず切り、使用しないこと。

(6) 試験室への入室は、試験開始後30分までとし、遅刻してきた場合の試験時間の延長は認めない。ただし、監督者等の指示がある場合には、この限りではない。

(7) 試験中の退室は、試験開始から30分経過後までは認められず、一旦退室した者の再入室は認めない。ただし、監督者等の指示がある場合には、この限りではない。退室した場合は、静かに速やかに試験室から離れること。

2 学生証を忘れ、証明書の発行を受けていない者に受験を認めた場合には、監督者等は、試験終了後その者を事務部に引率し、本人確認を行うものとする。

第3章 大学、学生及び教育職員等に関する事項

(追試験)

第7条 病気、事故、忌引き、その他教務委員会又は大学院委員会が認めた理由により試験を受験できなかった者は、試験終了後1週間以内（入院等の特別な理由がある期間を除く。）に、受験できなかった理由が証明できる書類を添付のうえ、追試験の実施を情報工学部長又は大学院情報工学府長に申出することができるものとする。

2 授業担当教育職員は、前項の規定による申出がなされ受理された者について、追試験等の必要な措置を講ずるものとする。

3 第1項に規定した理由にかかわらず、授業担当教育職員の判断により追試験等を行うことができるものとする。

4 追試験に関する事項は、別に定める。

(第4章以降掲載省略)

附 則（最終改正分）

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

(8) 九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府学期末試験要項(追試験) に係る運用について

九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府学期末試験要項（平成21年6月24日情報工学部長及び大学院情報工学府長裁定。以下「要項」という。）第7条第4項の規定に基づき、追試験に係る運用について、下記のとおり定めるものとする。

記

1. 申出が受理できる理由及び提出書類について

- (1) 要項第7条第1項に規定する「病気」とは、入院した場合（退院後の自宅療養期間を含む。）又は学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条第1項に規定する感染症（＊）の治療が必要となった場合とする。
- ・提出書類
医師又は医療機関が発行する診断書、入院期間が確認できる病院の領収書等
- * 学校保健安全法施行規則第18条第1項に規定する感染症とは、インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール病）、結核、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎（アポロ病）、急性出血性結膜炎等が該当する。
- (2) 要項第7条第1項に規定する「事故」とは、学期末試験当日、事故にあった場合又は非常変災等により交通機関が遮断した場合とする。ただし、大学が休講措置をとった場合には、申出は不要とする。
- ・提出書類
警察が発行する事故証明書、公共交通機関が発行する不通証明書又は遅延証明書等
- (3) 要項第7条第1項に規定する「忌引き」とは、3親等内の親族が死亡し、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事に出席する場合とする。
- ・提出書類
葬儀日を確認できる会葬御礼、公的機関が発行する死亡日を確認できる書類等
- (4) その他、病気、事故又は忌引きに準ずるやむを得ない理由により、教務委員会又は大学院委員会が承認した場合とする。
- ・提出書類
理由書（様式任意）の他、情報工学部長又は大学院情報工学府長が指示する書類

（以下掲載省略）

(9) 九州工業大学における成績評価に対する確認及び異議申立てに関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、九州工業大学に在籍する学生（以下「学生」という。）からの成績評価に対する確認及び異議申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

(成績評価に対する確認)

第2条 学生は、成績評価に対して確認すべき事項がある場合は、担当事務（学生が所属する学部あるいは大学院の教務担当係をいう。以下同じ。）を通じて、学生が所属する学科又は専攻等における、教育に関する事項を審議する委員会等（以下「教務委員会等」という。）の委員（以下「教務委員」という。）に別に定める「成績評価に対する確認書」（以下「確認書」という。）を提出し、確認できるものとする。

(確認依頼受付期間)

第3条 前条による確認依頼の受付期間は、成績公開日から原則として10日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学期に進級、卒業又は修了の査定対象者であり、確認を行おうとする成績が進級、卒業又は修了の査定に関わる場合の受付期間は、成績公開日から原則として3日以内とする。

(確認に伴う措置)

第4条 第2条による確認依頼を受けた教務委員は、該当の授業担当教員に回答の作成を依頼し、授業担当教員からの回答を確認した上で、担当事務を通じて確認書を受理した日から、原則として10日以内に、学生に対して確認結果を回答するものとする。ただし、前条第2項に規定する場合の確認依頼にあっては、原則として3日以内に確認結果を回答するものとする。

2 前項の規定によらず、教務委員が該当の授業担当である場合等、教務委員が回答の確認を行うことが相応しくない場合にあっては、学科長・専攻長等が指名する者が回答の確認を行う。

3 第1項の回答にあたっては、授業担当教員は、確認結果に基づき、成績について変更する措置を探ることができる。この場合において、授業担当教員は、当該措置の内容及びその理由を記録しなければならない。

4 教務委員もしくは第2項に基づき学科長・専攻長等から指名された者が、成績評価に対する確認及び授業担当教員からの回答の内容を確認した結果、教務委員会等で審査すべきと判断した場合は、第5条に基づく異議申立てがあったものと同様に取り扱う。

(異議申立て)

第5条 第2条により成績評価に対する確認を行った学生は、回答内容に対して不服がある場合は、別に定める「成績評価に対する異議申立書」（以下「異議申立書」という。）を、担当事務を通じて、所属する学部又は大学院の長（以下「部局長」という。）に提出することにより、異議申立てができるものとする。

(異議申立て受付期間)

第6条 前条による異議申立ての受付期間は、当該学生が第2条による回答を受理した日から原則として3日以内とする。

(受付期間及び回答期間における休業日の取り扱い)

第7条 第3条第1項及び第2項、第4条第1項並びに第6条に規定する受付期間及び回答期間は、土曜日、日曜日、祝日及び職員の一斉休業日を除くものとする。

(審査)

第8条 部局長は、第5条による異議申立書を受理した場合は、教務委員会等において当該異議申立ての審査を行わせるものとする。

2 教養教育院、他学部及び他大学院が開講する成績評価に対する異議申立ての審査を行う場合、教務委員会等は、関係する組織の協力を得て、審査を行う。

3 教務委員が該当の授業担当である場合にあっては、当該の教務委員は審査に参加しないこととする。
(審査結果の報告及び対応)

第9条 委員会は、前条に係る審査を行い、その結果を、速やかに書面で部局長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた部局長は、担当事務を通じて、当該学生及び当該授業担当教員に当該結果を文書により通知する。この場合において、異議申立てを容認する結果であった場合は、授業担当教員に成績について変更する措置を行わせるものとする。

3 前項の通知は、当該学生又は当該授業担当教員が希望した場合は、電子メールにて通知することができるものとする。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（最終改正分）

この要項は、令和3年11月10日から施行する。

年度		クォーター・期		別紙様式1	
成績評価に対する確認書					
所属名					
学籍番号		学年	年		
氏名					
連絡先（電話番号）					
E-mailアドレス					
授業科目名			成績評価		
授業担当教員氏名					
【確認内容】					
①確認内容の区分の数字に○をして下さい。					
1. シラバスに記載されている到達目標、成績評価方法に照らし、明らかに成績評価について 疑惑があると思われるもの。					
2. 成績の算定入力等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの。					
1. の場合、②及び③について記入して下さい。 ②シラバスを添付し、疑義に当たる成績評価方法欄の記述を赤下線で明示してください。 ③シラバス内に赤下線で指摘した箇所について、疑義の内容を具体的に記述してください。					
2. の場合④について記入して下さい。 ④担当教員の誤りであると思う内容及びそう思う理由を具体的に記述してください。					
※事務担当者記載欄	学生からの受領年月日（年　月　日） 学生への回答期限年月日（年　月　日）				
※教務委員等記載欄	確認内容の把握年月日（年　月　日）				
※欄は記入しないこと。					
※授業担当教員記載欄 【確認に対する回答】					
※教務委員等記載欄 教員からの受領年月日（年　月　日）					

別紙様式2
年 月 日

成績評価に対する異議申立書

部 局 長 殿

所属・学年 _____ 類・学科第 年次 _____

学生番号 _____

氏 名 _____

私が履修した科目の成績について、下記のとおり異議を申し立てます。

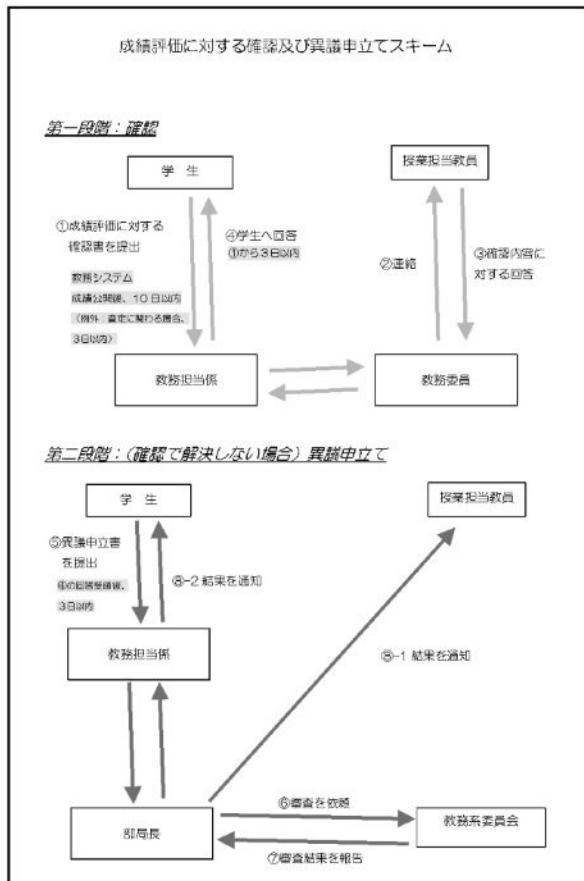
年度 番／ タオーター

科目名(クラス番号)	()
教員名	

○ 上記科目の成績評価について異議を申し立てる理由

記入漏れのないよう注意すること。記入漏れがある場合は受け付けない。

事務担当者確認欄
学生からの受領年月日(年 月 日)
成績評価に対する確認書の返答日(年 月 日)



(10) 九州工業大学大学院長期履修規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号）第45条第3項の規定に基づき、九州工業大学大学院における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）について必要な事項を定める。

(資 格)

第2条 長期履修の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当することにより標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する者とする。

(1) 職業を有し、就業している者

(2) 障がいのある者

(3) その他、学長が特例と認めるに足る相当の事由がある者

2 前項、第2号については、九州工業大学における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領に関する規程により、合理的配慮を認められた者とする。

(申請手続等)

第3条 長期履修を希望する者は、原則として長期履修開始年次の1月前（入学予定者にあっては、別に定める日）までに、次の各号に掲げる書類を添えて学長へ申請するものとする。

(1) 長期履修申請書(別記様式1)

(2) 申請理由を証明するために必要と認められる書類

(履修期間)

第4条 長期履修の申請は1年単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 入学年度から希望する者

博士前期課程にあっては4年以内、博士後期課程にあっては6年以内

(2) 在学途中から希望する者

長期履修期間前の履修期間を含め、博士前期課程にあっては4年以内、博士後期課程にあっては6年以内

(許 可)

第5条 第3条による申請については長期履修を希望する者が属する各学府又は及び研究科の教授会（以下「教授会」という。）の審議を経て、学長が許可する。

(履修期間の延長又は短縮)

第6条 長期履修期間の延長又は短縮については、第4条に定める範囲内において、相応の理由があると認めた場合に限るものとする。

2 延長を希望する者は、延長を希望する年度の前年度の2月末日（後期入学者にあっては8月末日）までに長期履修期間変更申請書(別記様式2)に必要書類を添えて、願い出なければならない。ただし、延長は1年単位とし、履修計画最終年次での変更は認めないものとする。

3 短縮を希望する者は、前期修了希望の場合は前年度の2月末日までに、後期修了希望の場合は8月末日までに、長期履修期間変更申請書(別記様式2)に必要書類を添えて願い出なければならない。

4 前2項の申請については、教授会の審議を経て、学長が許可する。

(在学期間)

第7条 長期履修を許可された者の在学期間は、博士前期課程にあっては長期履修を許可された期間に2年を、博士後期課程にあっては3年を加えた期間を超えて在学することはできない。

(授業料)

第8条 長期履修期間を超えて在学するときは、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号）

第79条に定める授業料と同額の授業料を納入するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、長期履修学生の授業料に関し必要な事項は、別に定める。
(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和3年6月2日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 九州工業大学大学院工学府における長期にわたる教育課程の履修に関する基準（平成18年2月22日制定）、九州工業大学大学院情報工学府における長期にわたる教育課程の履修に関する基準（平成21年2月26日制定）、九州工业大学大学院生命体工学研究科における長期にわたる教育課程の履修に関する基準（平成21年8月27日制定）は、廃止する。
- 3 令和元年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

別記様式1

年 月 日	
長期履修申請書	
九州工業大学長 殿	
学府・研究科 課程 専攻	
学生番号 氏名	
下記のとおり、長期履修学生となることを希望しますので、申請します。	
記	
長期履修期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (標準修業年限 年のところ 年での履修を希望)
入学年度	年度 (年 月 入学)
申請理由	該当する理由の□に✓を付してください。 <input type="checkbox"/> 1. 職業を有し、就業している者 <input type="checkbox"/> 2. 障がいのある者 <input type="checkbox"/> 3. その他、学長が特例と認めるに足る相当の事由がある者 3を選択した場合の理由 ()
长期履修を希望する理由及び履修計画	
主指導教員氏名	
指導教員の意見	

別記様式2

年 月 日	
長期履修期間変更申請書	
九州工業大学長 殿	
学府・研究科 課程 専攻	
学生番号 氏名	
下記のとおり、長期履修期間を 延長 短縮 したいので、申請します。	
記	
許可済の長期履修期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (標準修業年限 年のところ 年での履修を許可)
変更後の長期履修期間	年 月 日 ~ 年 月 日
入学年度	年度 (年 月 入学)
変更理由及び変更後の履修計画	
主指導教員氏名	
指導教員の意見	

(11) 九州工業大学学生交流に関する規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）の規定に基づき、九州工業大学（以下「本学」という。）の学生で、他大学等又は他大学の大学院（以下「他大学等」という。）の授業科目の履修を志願する者（以下「派遣学生」という。）及び、本学の大学院の学生で、他大学の大学院又は研究所等において研究指導を受けることを志願する者（以下「派遣研究学生」という。）並びに、他大学等の学生で、本学の授業科目の履修を志願する者（以下「特別聴講学生」という。）及び、他大学の大学院の学生で、本学の研究指導を志願する者（以下「特別研究学生」という。）並びに、他の大学若しくは大学院の学生又は外国の大学若しくは大学院の学生で、短期に本学の教育研究指導等を志願する者（以下「短期訪問学生」という。）並びに、本学の大学院の学生及び外国の大学の学生で、本学と外国の大学（以下「両大学」という。）が共同で教育を行い双方が学位を授与する大学院国際共同教育（以下「大学院国際共同教育」という。）を志願する者（以下「大学院国際共同教育学生」という。）の取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(大学間の協議)

第2条 学則第13条第1項、第36条第1項及び第36条の2第1項並びに学則第55条第1項、第76条第1項、第77条第1項及び第77条の2第1項に掲げる本学と当該大学との協議は、次に掲げる事項について、当該学部、学府又は研究科の教授会（以下「教授会」という。）の審議を経て、学長が行うものとする。

- (1) 授業科目の範囲又は研究題目
- (2) 履修期間又は研究指導期間
- (3) 対象となる学生数
- (4) 単位の認定方法
- (5) 授業料等の費用の取り扱い方法
- (6) その他必要事項

2 派遣学生及び派遣研究学生の派遣並びに特別聴講学生、特別研究学生及び短期訪問学生の受け入れの許可は、前項の大学間の協議の結果に基づいて行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学と事前の協議を行うことが困難な場合には、事前協議を欠くことができる。

第2章 派遣学生及び派遣研究学生

(出願手続)

第3条 派遣学生として、他大学等の授業科目の履修を志願する者は、別に定める期間内に所定の願書により、当該学部長（大学院にあっては当該学府長又は研究科長。以下「学部長等」という。）に願い出なければならない。

2 派遣研究学生として、他大学の大学院又は研究所等において、研究指導を受けることを志願する者は、別に定める期間内に所定の願書により、当該学府長又は研究科長（以下「学府長等」という。）に願い出なければならない。

(派遣の許可)

第4条 前条の願い出があったときは、教授会の審議を経て、学部長等が当該大学等の長に依頼し、その承認を経て、学長が派遣を許可する。

(履修期間)

第5条 派遣学生の履修期間又は派遣研究学生の研究指導期間は、1年以内とする。ただし、やむを

得ない事情により、履修期間又は研究指導期間を変更する場合は、教授会の審議を経て、学部長等が当該他大学等の長又は学部等の長と協議の上、学長が許可することができる。

- 2 前項ただし書きの規定により、履修期間又は研究指導期間を延長するときは、通算して2年（派遣研究学生が大学院博士前期課程の学生である場合は1年）を超えない範囲で許可するものとする。
(修業年限及び在学期間の取り扱い)

第6条 派遣学生としての履修期間及び派遣研究学生としての研究指導期間は、本学の修業年限及び在学期間に算入する。

(履修報告書等の提出)

第7条 派遣学生は履修期間が終了したときは、直ちに学部長等に所定の履修報告書及び当該他大学等の長又は学部等の長の交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

- 2 派遣研究学生は研究指導期間が終了したときは、直ちに学府長等に所定の研究報告書及び当該他大学等の長又は学部等の長の交付する研究指導状況報告書を提出しなければならない。

(単位の認定)

第8条 派遣学生が他大学等において修得した単位は、教授会の審議を経て、学長が次の単位数を限度として本学において修得したものとして認定する。

(1) 学部の学生にあっては60単位

(2) 大学院の学生にあっては15単位、ただし、学則第56条の規定により修得したものとして認定する単位数と合わせて20単位を超えない範囲とする。

(授業料等)

第9条 派遣学生又は派遣研究学生（以下「派遣学生等」という。）は、派遣期間中においても学則に定める授業料を本学に納付しなければならない。

- 2 派遣学生等の受け入れ大学等における授業料その他の費用の取り扱いは、大学間協議により定めるものとする。

(派遣許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生等が次の各号の一に該当する場合は、教授会の審議を経て、当該他大学等の学部等の長と協議の上、派遣の許可を取り消すことができる。

(1) 履修又は研究遂行の見込みがないと認められるとき。

(2) 派遣学生等として、当該他大学等の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。

(3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

第3章 特別聴講学生、特別研究学生及び短期訪問学生

(出願手続)

第11条 特別聴講学生、特別研究学生及び短期訪問学生（以下「特別聴講学生等」という。）を志願する者は、次の各号に掲げる書類を別に定める期間内に当該他大学等の長又は学部等の長を通じて、学部長等に提出しなければならない。ただし、短期訪問学生については、第2号に規定する証明書は省略することができる。

(1) 本学所定の特別聴講学生願、特別研究学生願又は短期訪問学生願

(2) 学業成績証明書

(3) 当該他大学等の長又は学部等の長の推薦書

(受け入れの許可)

第12条 特別聴講学生等の受け入れの許可は、当該他大学等の長又は学部等の長からの依頼に基づき、教授会の審議を経て、学長が行う。

- 2 前項の選考の結果に基づき受け入れの許可を受け、入学しようとする者は、所定の期日までに、誓約書を提出しなければならない。

(履修期間等)

第13条 特別聴講学生の履修期間又は、特別研究学生の研究指導期間は1年以内、短期訪問学生の教育研究指導等の期間は1週間以上3月以内とする。ただし、やむを得ない事情により履修期間、研究指導期間又は教育研究指導等の期間を変更する場合は、教授会の審議を経て、学部長等が当該他大学等の長又は学部等の長と協議の上、学長が許可することができる。

- 2 前項ただし書きの規定により、履修期間又は研究指導期間を延長するときは、通算して2年（特別研究学生が大学院博士前期課程の学生である場合は1年）を超えない範囲で許可するものとし、短期訪問学生の教育研究指導等の期間を延長するときは、通算して6月を超えない範囲とする。

(授業科目の範囲)

第14条 特別聴講学生が履修することのできる授業科目の範囲又は特別研究学生が研究することのできる研究の範囲は、大学間の協議の定めるところによる。

- 2 短期訪問学生のうち、授業科目の履修を希望する者は、受入れ教員が必要と認めた場合に限り、授業科目担当教員の許可を得て、当該講義、演習又は実験に出席することができる。

(学業成績証明書等)

第15条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を修了したときは、学部長等は、学業成績証明書を交付するものとする。

- 2 特別研究学生が所定の研究を修了したときは、学府長等は、研究指導状況報告書を交付するものとする。

- 3 短期訪問学生が所定の教育研究指導等の期間を終了したときは、学部長等は、本人の願い出により、証明書を交付することができる。

- 4 短期訪問学生が、前条第2項の規定により授業科目の履修を修了したときは、学業成績証明書を交付することができる。

(学生証)

第16条 特別聴講学生等は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第17条 特別聴講学生等に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

- 2 特別聴講学生等が国立大学等の学生であるときは、本学での授業料は徴収しない。

- 3 特別聴講学生等が公立若しくは私立の大学等又は外国の大学等の学生であるときは、九州工業大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年九工大規程第47号。以下「費用規程」という。）に定める聴講生又は研究生の授業料と同額の授業料を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、短期訪問学生について、受入れ期間が1月に満たないときは、次の各号に定める授業料を納入しなければならない。

(1) 学部の学生にあっては、費用規程第3条第1項別表第1に定める聴講生の1単位分の授業料

(2) 大学院の学生にあっては、費用規程第3条第1項別表第1に定める研究生の月額分の授業料

- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する特別聴講学生等に係る授業料は、徴収しない。

(1) 大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成8年11月高等教育局長裁定）に基づく場合

(2) 大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項（平成10年3月高等教育局長裁定）に基づく場合

(3) 大学間交流協定（学部間交流協定及びこれに準ずる協定を含む。）に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月学術国際局長裁定）に基づく場合

- 5 既納の授業料は、還付しない。

(受入れ許可の取り消し)

第18条 特別聴講学生等が次の各号の一に該当する場合は、教授会の審議を経て、学部長等が、当該他大学等の長又は学部等の長と協議の上、学長が受入れ許可を取り消すことができる。

- (1) 履修又は研究の見込みがないと認められるとき。

- (2) 特別聴講学生等として、本学の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他受入れの趣旨に反する行為があると認められるとき。

第4章 大学院国際共同教育学生

(出願及び選考等)

第19条 大学院国際共同教育学生は、両大学の大学院に在学する学生のうち、大学院国際共同教育を希望する者の中から両大学において選考の上、決定する。

2 大学院国際共同教育学生は、両大学において大学院学生としての身分を有する。

(留 学)

第20条 大学院国際共同教育学生が外国の大学院において教育を受ける期間は、留学として取り扱う。

2 前項により留学するときは、あらかじめ学長の許可を得るものとする。

3 第1項により留学した期間は、本学の修業年限及び在学期間に算入する。

(履修方法等)

第21条 教育課程及び履修方法等は両大学の定めるところによる。

2 本学における教育及び研究指導の期間は、留学の期間を除き、1年以上とする。

3 学位論文は、両大学において指導教員の共同指導のもと、それぞれ作成するものとする。

4 両大学は、大学院国際共同教育学生の受入に際し、それぞれ指導教員を定め、共同で履修指導を行ふものとする。

5 その他の大学院国際共同教育の履修方法等に關し必要な事項は、別に定める。

(検定料、入学料及び授業料)

第22条 検定料、入学料及び授業料の取り扱いは、大学院国際共同教育を行う当該大学との交流協定に基づくものとする。

第5章 雜 則

(雑 則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (最終改正分)

この規則は、令和2年8月11日から施行し、令和2年6月30日から適用する。

(12) 九州工業大学情報システム利用規程

(目的)

第1条 この規程は、九州工業大学（以下「本学」という。）における情報システムの利用に関する事項を定め、情報セキュリティの確保と円滑な情報システムの利用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) ポリシー 本学が定める九州工業大学情報セキュリティポリシーに関する基本規程をいう。
- (2) その他の用語の定義は、ポリシーで定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この規程は本学構成員及び許可を受けて本学情報システムを利用する者に適用する。

(遵守事項)

第4条 本学情報システムの利用者は、この規程及び本学情報システムの利用に関する手順及び九州工業大学個人情報の管理に関する規則（平成17年九工大規則第6号）を遵守しなければならない。

(アカウントの申請)

第5条 本学情報システムを利用する者は、本学情報システム利用申請書を各情報システムにおける情報セキュリティ責任者に提出し、情報セキュリティ責任者からアカウントの交付を得なければならぬ。ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめ情報セキュリティ責任者が定めている場合は、この限りではない。

- 2 学外者に本学情報システムを臨時の利用させることを目的としてアカウントの交付を受ける場合、申請者は学外者に本規程を遵守させなければならない。
- 3 前項の目的によるアカウントの利用が不要になった場合、申請者は速やかに情報セキュリティ責任者に届け出なければならない。

(IDとパスワードによる認証の場合)

第6条 利用者は、アカウントの管理に際して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、アカウントを、利用して、学外から本学情報システムにアクセスする場合には、定められた手順に従ってアクセスしなければならない。
- (2) 利用者は、自分のアカウントを他者に使用させ、または認証情報を他者に開示してはならない。
- (3) 利用者は、他者の認証情報を聞き出し、又は使用してはならない。
- (4) 利用者は、パスワードを利用者パスワードガイドラインに従って適切に管理しなければならない。
- (5) 利用者は、アカウントによる認証接続中の利用者端末において、他の者が無断で画面を閲覧・操作することができないように配慮しなければならない。
- (6) 学外の不特定多数の人が操作（利用）可能な端末を用いてアカウントによる認証接続を行ってはならない。
- (7) 利用者は、アカウントを他者に使用され、又はその危険が発生した場合には、直ちに情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。
- (8) 利用者は、システムを利用する必要がなくなった場合は、遅滞なく情報セキュリティ責任者に届け出なければならない。ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめ情報セキュリティ責任者が定めている場合は、この限りでない。

(ICカードを用いた認証の場合)

第6条の2 ICカードの交付を受けた利用者は、ICカードの管理について次の各号を遵守しなければならない。

- (1) ICカードを本人が意図せずに使われることのないように安全措置を講じて管理しなければなら

ない。

- (2) IC カードを他の者に付与若しくは貸与、又は他の者の IC カードを使用したりしてはならない。
- (3) IC カードを紛失しないように管理しなければならない。紛失した場合には、直ちに情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。
- (4) IC カードを利用する必要がなくなった場合、又は、利用資格がなくなった場合は、これを情報セキュリティ責任者が定める手続きによりに返納しなければならない。
- (5) IC カードに記載された券面及び格納された電子証明書の内容が変更される場合には、遅滞なく情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。
- (6) 情報セキュリティ責任者が IC カードに格納した電子証明書を、情報セキュリティ責任者の許可なく削除してはならない。
- (7) IC カード使用時に利用する PIN は、利用者パスワードガイドラインに準じて適切に管理しなければならない。

(情報機器の利用)

第 7 条 利用者は、様々な情報の作成、利用及び保存等のための情報機器の利用にあたって、次の各号に従わなければならない。

- (1) 利用者は、本学情報ネットワークに新規かつ固定的に情報機器を接続しようとする場合は、事前に接続を行おうとする部局の情報セキュリティ責任者に接続の許可を得なければならない。ただし、情報コンセントや無線 LAN からあらかじめ指定された方法により本学情報システムに接続する場合はこの限りではない。
- (2) 利用者は、前号により許可を受けた情報機器の利用を取りやめる場合には、情報セキュリティ責任者に届け出なければならない。
- (3) 情報機器において、認証システム及びログ機能を動作させることが定められている場合には、それらの機能を設定し、動作させなければならない。なお、不正ソフトウェア対策機能が導入されている機器にあっては、その機能が最新の状態でシステムを保護するように努めなければならない。
- (4) 情報機器は既知の脆弱性の影響を被ることのないよう可能な限り最新の状態を保たなければならない。
- (5) 利用者は、情報漏えいを発生させないように対策し、情報漏えいの防止に努めなければならない。
- (6) 利用者は、情報機器の紛失及び盗難を発生させないように注意しなければならない。
- (7) 情報機器の紛失及び盗難が発生した場合は、速やかに情報システムセキュリティ管理者に届け出なければならない。
- (8) 別途定める情報機器取扱ガイドラインに従い、これらの情報機器の適切な保護に注意しなければならない。

(利用者による情報セキュリティ対策教育の受講義務)

第 8 条 利用者は、毎年度 1 回は、年度講習計画に従って、本学情報システムの利用に関する教育を受講しなければならない。

2 教職員等（利用者）は、着任時、異動時に新しい職場等で、本学情報システムの利用に関する教育を原則として受講しなければならない。

3 利用者は、情報セキュリティ対策の訓練に参加しなければならない。

(情報の取り扱い)

第 9 条 利用者は、格付けされた情報を情報格付け取扱手順に従って、取り扱わなければならない。

(制限事項)

第 10 条 本学情報システムについて次の各号に定める行為を行う場合には、統括情報セキュリティ責任者の許可を受けなければならない。

- (1) ファイルの自動公衆送信機能を持った P2P ソフトウェアを教育・研究目的で利用する行為

- (2) 教育・研究目的で不正ソフトウェア類似のコード並びにセキュリティホール実証コードを作成、所持、使用及び配布する行為
- (3) ネットワーク上の通信を監視する行為
- (4) 本学情報機器の利用情報を取得する行為及び本学情報システムのセキュリティ上の脆弱性を検知する行為
- (5) 本学情報システムの機能を著しく変える可能性のあるシステムの変更
(禁止事項)

第11条 利用者は、本学情報システムについて、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 当該情報システム及び情報について定められた目的以外の利用
- (2) 指定以外の方法による本学情報システムへのアクセス行為
- (3) あらかじめ指定されたシステム以外の本学情報システムを本学外の者に利用させる行為
- (4) 守秘義務に違反する行為
- (5) 差別、名誉毀損、信用毀損、侮辱、ハラスメントにあたる行為
- (6) 個人情報やプライバシーを侵害する行為
- (7) 前条第2号に該当しない不正ソフトウェアの作成、所持及び配布行為
- (8) 著作権等の財産権を侵害する行為
- (9) 通信の秘密を侵害する行為
- (10) 営業ないし商業を目的とした本学情報システムの利用。ただし、最高情報セキュリティ責任者が認めた場合はこの限りではない。
- (11) 過度な負荷等により本学の円滑な情報システムの運用を、妨げる行為
- (12) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）に定められたアクセス制御を免れる行為、またはこれに類する行為
- (13) その他法令に基づく処罰の対象となる行為
- (14) 上記の行為を助長する行為
(違反行為への対処)

第12条 利用者の行為が前条に掲げる事項に違反すると被疑される行為と認められたときは、情報セキュリティ責任者は速やかに調査を行い、事実を確認するものとする。事実の確認にあたっては、可能な限り当該行為を行った者の意見を聴取しなければならない。

2 情報セキュリティ責任者は、上記の措置を講じたときは、遅滞無く統括情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。

3 調査によって違反行為が判明したときは、情報セキュリティ責任者は統括情報セキュリティ責任者を通じて次の各号に掲げる措置を講ずるよう依頼することができる。

- (1) 当該行為者に対する当該行為の中止命令
- (2) 管理運営部局に対する当該行為に係る情報発信の遮断命令
- (3) 管理運営部局に対する当該行為者のアカウント停止、または削除命令
- (4) ネットワークセキュリティ基盤運用室への報告
- (5) 本学学則及び就業規則に定める処罰
- (6) その他法令に基づく措置
(電子メールの利用)

第13条 利用者は、電子メールの利用にあたっては、別途定める電子メール利用ガイドライン及び学外情報セキュリティ水準低下防止手順に従い、規則の遵守のみならずマナーにも配慮しなければならない。

(ウェブの利用及び公開)

第14条 利用者は、ウェブの利用及びウェブによる情報公開に際し、次の各号に従わなければならぬ。

- (1) 利用者は、ウェブブラウザを利用したウェブサイトの閲覧、情報の送信又はファイルのダウン

ロード等を行う際には、ウェブブラウザ利用ガイドラインに従わなければならない。

- (2) 利用者は、部局学術情報委員会に許可を得て、情報発信ガイドラインに従いウェブページを作成し、公開することができる。
- (3) 利用者は、ウェブサーバを運用し情報を学外へ公開する場合は、事前に各部局の学術情報委員会に申請し、許可を得なければならない。また、ウェブサーバを公開する利用者は、運用期間中、ウェブサーバの脆弱性対策や情報の改ざんに関する点検を定期的に行わなければならない。
- (4) ウェブページやウェブサーバ運用に関して、本規程及びガイドラインに違反する行為が認められた場合には、ネットワークセキュリティ基盤運用室又は各部局の学術情報委員会は公開の許可の取り消しやウェブコンテンツの削除を行うことができる。

(学外からの本学情報システムの利用)

第 15 条 利用者は、学外からの本学情報システムへのアクセスにおいて、次の各号に従わなければならない。

- (1) 利用者は、学外から本学情報システムへアクセスする場合には、事前に統括情報セキュリティ責任者の許可を得たうえで、指定された方法で利用しなければならない。
- (2) 利用者は、アクセスに用いる情報システムを許可された者以外に利用させてはならない。
- (3) 利用者は、統括情報セキュリティ責任者の許可なく、これらの情報システムに要保護情報を複製保存してはならない。

(安全管理義務)

第 16 条 利用者は、自己の管理する情報機器について、本学資産であるか否か、及び本学情報ネットワークとの接続の状況に関わらず、安全性を維持する一次的な担当者となることに留意し、次の各号に従って利用しなければならない。

- (1) ソフトウェアの状態及び不正ソフトウェア対策機能を最新に保つこと。
- (2) 不正ソフトウェア対策機能により不正プログラムとして検知されるファイル等を開かないこと。
- (3) 不正ソフトウェア対策機能の自動検査機能を有効にしなければならない。
- (4) 不正ソフトウェア対策機能により定期的にすべての電子ファイルに対して、不正プログラムが存在しないことを確認すること。
- (5) 外部からデータやソフトウェアを情報機器に取り込む場合又は外部にデータやソフトウェアを提供する場合には、不正ソフトウェアが存在しないことを確認すること。
- (6) 常に最新のセキュリティ情報に注意し、不正ソフトウェア感染の予防に努めること。

(インシデント対応)

第 17 条 利用者は、本学情報システムの利用に際して、インシデントを発見したときは、インシデント対応手順に従って行動しなければならない。

(学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

第 18 条 利用者は、学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を行ってはならない。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（最終改正分）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(13) 国立大学法人 九州工業大学プライバシーポリシー

改正 平成28年1月1日

1. 基本方針について

国立大学法人九州工業大学（以下「本学」という。）は、個人情報の保護・管理の重要性を深く認識し、次の方針に基づき、個人情報を取り扱います。

(1) 法令遵守

本学は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」をはじめとする関係法令を遵守し、個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を適切に取り扱います。

※個人情報とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものをいいます。

※特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。

(2) 個人情報等の収集・保管・廃棄

本学は、適法かつ公正な手段により、個人情報等を収集及び保管するとともに、不要になった個人情報等は速やかに廃棄します。

(3) 個人情報等の管理

本学は、個人情報等の漏えい、紛失、改ざんの防止その他の保有個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

(4) 個人情報等の開示等請求

本学は、本人から個人情報等の開示、訂正、利用停止の請求があった場合は、適切に対応します。

2. 収集する個人情報等の利用目的について

本学は、必要に応じて個人情報を収集する際には、その利用目的を明らかにし、収集した個人情報の使用範囲を目的達成のために必要な範囲に限定し、適切に取り扱います。

特定個人情報は、利用目的を特定し、本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用はしません。

3. 第三者への提供について

個人情報は次に掲げるもののほか、本人の同意を得ないで第三者に提供することはありません。

また、法令等で限定的に明記された場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

(1) 法令に基づいて個人情報を取扱う場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のため必要であり、本人の同意を得ることが困難な場合

(3) 国・地方公共団体等に協力する必要がある場合

(4) 在学生及び卒業生の個人情報について、大学が特に必要と認め、あらかじめ印刷物、掲示等により本人に周知した場合

なお、本人から第三者への提供を停止するよう申し出があった場合は、速やかに対処する。

4. 同窓会への個人情報の提供について

在学生及び卒業生の個人情報を、学生支援活動円滑化等の目的で同窓会（明専会）へ提供します。ただし、特定個人情報は提供しません。

(14) 九州工業大学の学生等個人情報の取扱い

個人情報の適正な取扱いのルール

九州工業大学（以下「本学」という。）では、大学が保有する受験生、在学生、卒業生・修了生、保証人などの個人情報を保護することが、個人のプライバシーの保護のみならず、大学の社会的責務であると考えます。

本学は、「個人情報の保護に関する法律」、その他関係法令、並びに本学が定める諸規定に基づき、個人情報を適正に取り扱います。

また、本学が保有する個人情報については、漏洩、滅失及び改ざんを防止するために、安全保護に必要な措置を講じます。

利用目的の明確化

本学では、大学管理運営、入学試験、教育研究、学生支援（福利厚生・生活指導・キャリア指導）、同窓会活動等、大学の運営に必要と認められる個人情報を、以下の利用目的のために収集します。

なお、本来の利用目的の範囲を超えて利用する場合には、本人からの同意を得るものとします。

【利用目的】

◎学内で利用するもの

- ・入学試験の実施、入学者選抜方法等を検討するため
- ・学生の学籍を管理するため
- ・学生証、各種証明書の発行のため
- ・授業料の納付、督促のため
- ・図書等の貸し出し・返却等のため
- ・学内施設管理のため
- ・大学行事等案内のため
- ・卒業後の各種案内・照会のため
- ・授業関連事項の実施のため
- ・学術交流協定などによる交流目的のため
- ・学生の健康管理のため
- ・授業料免除・奨学金貸与等の目的のため
- ・学生生活相談等のため
- ・卒業後の進路に関する情報の管理のため
- ・学修状況の分析や教育改善のため
- ・学内での任用される際の情報確認のため
- ・その他教育・研究・学生支援業務等、本学の運営の目的のため

◎学外に提供されるもの

- 学生に関する情報で、当該保証人等に提供されるもの
 - ・保証人へ学費未納者の督促のため
 - ・保証人へ成績に関する情報提供のため
 - ・保証人との成績、履修等相談のため
 - ・その他保証人への督促で、教育・研究・学生支援業務等、本学の運営の目的のため
- 同窓会（明専会）との協力協定に基づき、同窓会に提供されるもの
 - ・同窓会名簿作成・同窓会からの各種案内等のため
- 法令等の規定に基づき、国その他公的機関に提供されるもの

個人情報の取得及び保有

個人情報の取得は、下記の方法で行います。

【取得方法】

- (1) 入学試験時に取得するもの
- (2) 入学手続時及び入学後に提出する書類により取得するもの

- (3) 教育指導により取得するもの
- (4) 授業の履修及び成績評価に伴い取得するもの
- (5) 情報システムセキュリティ管理上取得するもの
- (6) 学生健康診断及び問診等により取得するもの
- (7) その他届出により取得するもの

大学が付与する個人情報

本学では、学籍番号、コンピュータを使用する際のID及び仮パスワード、学生電子メールアドレスを、本学から自動的に付与しますので、これら個人情報の自己管理の重要性も充分ご認識ください。

利用方法

収集した個人情報は、利用目的に沿って適正に利用します。なお、学内において学生へ連絡のため、学内掲示板に学生番号・氏名を掲示することがあります。

第三者への個人情報の提供について

本学は、法律の定める例外（「個人情報の保護に関する法律」第27条第1項第2号から第7号）の規定による時、及び本学が認める同窓会（明専会）、日本学生支援機構等、特定の第三者には、本人の同意なしに個人情報を提供することがあります。

○学生に関する情報で、必要な範囲で特定第三者に提供されるもの

- ・奨学金返還免除申請時に、医師・市区町村長等に提供することがあります。
- ・私費外国人留学生学習奨励費支給に関し、日本学生支援機構に提供することがあります。
- ・学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険申請及び教職資格活動等賠償責任保険申請に関し、日本国際教育支援協会に提供します。
- ・奨学金貸与申請及び返還に関し、日本学生支援機構に提供します。
- ・同窓会（明専会）
- ・保証人

業務委託について、個人情報の処理又は管理を外部に委託する場合には、個人情報を適切に取り扱っていると認められる者に限定し、かつ契約に際して法令及び本学の規程等の遵守を求めます。

また、法令に基づき、保有個人情報を個人が特定できないように加工したもの（行政機関等匿名加工情報）を第三者へ提供することがあります。

個人情報の開示・訂正等

○保有個人データの開示

本人から自己に関する保有個人データの開示の請求があった場合は、下記の各号に掲げるものを除き、速やかに開示します。

- 1) 開示することが他の法令に違反することとなる場合
- 2) 開示をすることにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれがある場合
- 3) 個人の指導、評価、診断、選考等に関する保有個人データであって、開示をすることにより、当該指導、評価、診断、選考等に著しい支障が生ずるおそれがある場合
- 4) 開示をすることにより、大学の運営の適正な執行に支障が生じ、又は請求自体が大学の業務に著しい支障を生ずる場合

○個人情報の訂正及び利用停止

学生、保証人の皆様は、個人情報の開示、訂正、追加、削除又は利用の停止を請求することができます。

また、本人から自己に関する個人データの訂正、追加、削除又は利用の停止（以下「訂正等」という。）の申し出があったときは、調査を行い、訂正等を必要とする場合は、遅滞なく訂正等を行います。

(15) 非常変災時における授業等の取扱に関する申合せ

この申合せは、福岡県下に暴風警報、大雨警報、洪水警報等が発令された場合及び地震災害等が発生した場合に、学生の事故の発生を防止することを目的として、授業（試験を含む）の取扱いに関する必要な事項を定める。

1. 暴風警報、大雨警報、洪水警報

(1) 台風接近に伴い福岡県下に警報等が発令され、JR九州、西鉄バスなどの各種公共交通機関が運休した場合は、次のとおり措置する。

運休解除時刻	授業の取扱い
午前6時以前に解除された場合	全日授業実施
午前9時以前に解除された場合	午前休講・午後授業実施
午前9時を経過しても解除されない場合	全日授業休講

※交通機関等の解除に関する確認はラジオ、テレビ等の報道による。

(2) その他台風等の災害により通学が困難と認められる場合の休講措置については、各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で行う。

2. 地震災害

地震災害時の休講措置については、地震の規模、交通機関の運休状況を基に各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で行う。

3. 降雪等災害

大雪警報が発令された場合の休講措置については、第1項（1）の取扱いを準用する。

なお、大雪警報が発令されない場合でも、降雪、道路凍結により通学が困難と認められる場合は、各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で休講措置を行う。

4. その他の災害等

その他の災害及びJR九州等の各種公共交通機関の障害等により必要と認められる場合の休講措置については、交通情報を基に各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で行う。

5. ストライキに伴う授業措置

公共交通機関におけるストライキの場合の休講措置については、第1項（1）の取扱いを準用する。

6. 遠隔授業システムを用いた授業の場合の措置

キャンパス間にて遠隔授業システムを用いた授業については、上記第1項から5項の非常変災に該当し、いずれかのキャンパスが休講措置となった場合、他方のキャンパスも該当科目の授業は休講とする。

7. 学生への措置

上記第1項から5項の非常変災に該当せず休講措置されない場合でも、通学が困難なため学生が授業に欠席した場合、学生の届出により授業担当教員はその学生が通学不能であったと判断した場合には、本人の不利益にならないよう配慮する。

8. その他の措置

上記以外に学長が指名する副学長から別途指示があった場合は、その指示に従う。

9. 休講措置の周知方法等

- (1) 担当事務部は、学生に対して掲示等により速やかに周知させるとともに、電話等による問い合わせに速やかに応じる。
- (2) 九州工業大学のホームページに掲載する。
非常勤講師に対する連絡体制を確立させておく。

10. 休講措置の補講

休講措置をした場合は、当該学期の授業調整期間に補講を行う。

附 則（最終改正分）

この申合せは、平成30年10月22日から施行する。

(16) 九州工業大学再入学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第8条第4項、第22条、第28条第2項、第43条第8項、第61条及び第67条第3項に規定する再入学に関し必要な事項を定める。

(再入学出願手続)

第2条 学則第22条又は第61条の規定により再入学を志願する者（以下「再入学志願者」という。）は、次の各号に定める書類に学則第79条第1項に規定する検定料を添えて、原則として再入学を希望する学年の開始2月前までに願い出なければならない。ただし、大学院にあっては、学期の開始2月前までとすることができます。

- (1) 再入学志願書（様式第1号）
- (2) 再入学理由書（様式第2号）
- (3) 履歴書
- (4) 健康診断書（病気を理由により退学した者に限る。）

(再入学の時期)

第3条 再入学の時期は、原則として学年の開始時とする。ただし、大学院にあっては、学期の開始時とすることができる。

(再入学者の選考)

第4条 学部等は、必要に応じて再入学志願者の学力試験、面接等により選考を行う。

(再入学手続き及び再入学許可)

第5条 選考の結果、合格通知を受けた再入学志願者は、指定の期日までに所定の手続きを行うとともに、学則第79条第1項に定める入学期料を納付しなければならない。

2 前項の再入学手続きを完了した者に対し、再入学を許可する。

(再入学者の在学期間等)

第6条 再入学者の在学期間は、学則第8条第4項及び第43条第8項に定める在学期間内とし、再入学相当年次は学部等の定めるところによる。なお、再入学前の1年未満の在学期間は、再入学後の在学期間に算入しない。

(再入学者の休学期間)

第7条 再入学者の再入学後に休学期間は、次の各号のとおりとする。なお、休学期間は、引き続き2年を超えることはできない。

- (1) 学部の相当年次により、通算して学部1・2年次は3年、3年次は2年、4年次は1年とする。
- (2) 博士前期課程の相当年次により、通算して、博士前期課程1年次は2年、2年次は1年とする。
- (3) 博士後期課程の相当年次により、通算して、博士後期課程1年次は3年、2年次は2年、3年次は1年とする。

(授業料)

第8条 再入学者の授業料は、再入学する年次の在学者にかかる額と同額とする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は学部等で別に定める。

附 則（最終改正分）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日
再入学志願書
九州工業大学長 殿
氏名 (ふりがな) 生年月日 _____ 年 月 日 生 (歳)
私はこのたび貴大学に再入学したいので、必要書類を添えて出願します。
1. 再入学学科(専攻) <退学(除籍)時の学科又は専攻> 学科(専攻)名 : _____ コード名 : _____
2. 退学又は除籍時の状況 (1) 退学等の許可年月日 : _____ 年 月 日 (2) 退学等の理由 : _____ (3) 退学等の学科(専攻)・年次 : _____ 学科(専攻) · _____ 年次
3. 連絡先 住所 (〒 — — —) _____ (m — — —)

*再入学に関する必要書類は学務課に提出すること。

様式第2号

再入学理由書
1. 退学又は除籍に至った経緯
2. 再入学を希望する理由(再入学後の大学生活も含め具体的に記述)

(17) 九州工業大学学生懲戒規程

〔平成23年1月2日
九工大規程第36号〕

最終改正 令和2年3月9日九工大規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号）第88条第3項の規定及び九州工業大学学生交流に関する規則（昭和59年九工大規則第6号）第23条の規定に基づき、学生の懲戒等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「学生」とは、正規学生、研究生、聽講生、及び科目等履修生をいう。

2 特別聴講学生、特別研究生及び短期訪問学生については、所属大学等と連絡等を取りながら対応することとする。

(懲戒の種類)

第3条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 懲戒退学 学生としての権利を剥奪し、その身分を喪失させる。この場合、再入学は認めない。

(2) 停学 有期又は無期とし、学生の登校を停止し、教育課程の履修及び課外活動を禁止する。

(3) 訓告 不正な行為を戒め、将来にわたって行わないよう文書で注意する。

2 前項第2号の停学の期間は、在学期間に含め、修業年限には含めない。ただし、2月以下の停学については、修業年限に含めることができる。

(懲戒事案の報告等)

第4条 学部長、学府長及び研究科長（以下「学部長等」という。）は、懲戒の対象となりうる事案が生じた場合は、速やかに事実関係を把握し、学長及び学長が指名する副学長に報告するものとする。なお、学部長等と学長が指名する副学長との協議により、懲戒に該当しないと判断した場合は、学部長等から厳重注意を行う。

2 前項の規定にかかわらず、キャンパス・ハラスメントに係る事案については、国立大学法人九州工業大学キャンパス・ハラスメント防止等に関する規則（平成17年九工大規則第13号）に基づき、九州工業大学キャンパス・ハラスメント防止委員会が事実関係を把握し、学長に報告するものとする。

3 学長は前項の報告を受け、懲戒が必要と判断した場合は、当該学部長等に報告する。

(調査委員会)

第5条 学部長等は、前条第1項の懲戒事案について、学長が指名する副学長と協議し、懲戒の対象となり得ると判断した場合は、速やかに教授会の下に調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、事実の確認（事情聴取を含む。）、懲戒処分の要否及び内容について調査検討を行う。

3 調査委員会は、前項の事情聴取に際しては、当該学生に対し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

4 調査委員会は、調査検討の結果を学部長等に報告しなければならない。なお、調査検討の結果、懲戒の対象となり得ないと判断した場合は、学部長等及び学長が指名する副学長と協議の上、学部長等から厳重注意を行う。

5 懲戒の対象となる行為が、異なる部局に所属する複数の学生によって引き起こされた場合、学部長等は、合同の調査委員会を設置することができる。なお、合同の調査委員会を設置しない場合は、事実関係の調査及び審議に際し、相互に連絡し調整するものとする。

(処分の決定)

第6条 学部長等は、第4条第3項又は前条第4項の報告を受け、懲戒の必要があると認めた場合は、当該部局の教授会の審議を経て、調査報告書及び懲戒処分案を学長及び学長が指名する副学長に提出する。

2 前項の規定にかかわらず、学部長等は調査委員会の調査結果をもって、教授会の審議結果とすることができる。

3 学長は、第1項の懲戒処分案を踏まえて、懲戒処分を行う。

(懲戒処分書の交付等)

第7条 学部長等は、学長の命により、当該学生に対し懲戒処分書を交付する。ただし、交付が不可能な場合は、他の適当な方法により通知する。

2 懲戒処分の発効日は、当該学生に前項により交付等が行われた日とする。

3 学長は、懲戒処分書交付後、原則として当該学生の所属、処分内容、理由及び措置を公示するとともに、保証人に対して懲戒処分書の写しを送付する。

4 学長は、懲戒処分を行った場合、教育研究評議会に報告する。

(異議申立て)

第8条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他正当な理由がある場合は、懲戒処分書を受理した日又は公示した日から60日以内に、書面により学長へ異議を申し立てることができる。

2 学長は、前項の異議申立てを受理した場合は、速やかに審査の可否を決定しなければならない。

3 審査の必要がある場合は、学長は、速やかに、事実関係の調査を学部長等に命じるとともに、文書で当該学生に通知する。

4 審査の必要がない場合は、学長は、速やかに、その旨を文書で当該学生に通知する。

5 審査の請求は、原則として懲戒処分の効力を妨げない。

(自宅謹慎)

第9条 学長は、当該学生の懲戒処分が決定するまでの期間中、当該学生に対し自宅謹慎を命ずることができる。

2 自宅謹慎の期間は、停学期間に通算することができる。

(退学の申出)

第10条 学部長等は、懲戒対象事案の報告を既に受けている場合は、当該学生から願い出による退学の申出があった場合は、この申出を受理しないものとする。

(停学期間中の取扱い)

第11条 学部長等は、停学処分中の学生に対して、定期的な面談及び指導を行うものとする。

2 停学期間に試験の受験は認めない。

3 学部長等が必要があると認める場合は、履修登録を当該部局の定める期間に行うことができるものとする。

(無期停学の解除)

第12条 学長は、無期停学の学生について、停学の解除が妥当であると認めるときは、教授会の審議を経て、停学を解除することができる。

2 学部長等は、無期停学の学生について、その停学の初日から起算して6月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めるときは、教授会の審議を経て、学長に停学の解除を申請することができる。

3 学長は、前項の申請がなされた場合、停学を解除する。

(懲戒処分の記録)

第13条 学部長等は懲戒処分が行われた場合は、学籍簿に記録するものとする。

(逮捕勾留等の取扱い)

第14条 学生が逮捕勾留され、大学として本人に接見できない場合であっても、本人が罪状を認めている場合は、慎重に検討した上で、懲戒処分を行うことができる。

2 前項と同様に大学として本人に接見できない場合で、本人が罪状を否認している場合においても、大学として懲戒処分の手続きを開始するかどうか慎重に検討し、開始することが妥当であると判断した場合は、裁判の推移等を考慮し、懲戒処分を行うことができる。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（最終改正分）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(18) 九州工業大学学生の懲戒にかかる指針

〔平成23年11月2日
学長裁定〕

改正 令和2年3月9日

九州工業大学学生懲戒規程第15条の規定に基づき、学生の懲戒に関し、以下のとおり取り扱うものとする。

1. 懲戒は、学生が学則第88条第1項に規定する懲戒の対象となる行為を行った場合、本学における学生の本分をまっとうさせるために、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づき行うものである。
2. 懲戒は、懲戒の対象となる行為の態様、結果、影響等を総合的に判断し、教育的指導の観点から行うものである。
3. 懲戒により学生に課す不利益は、懲戒目的を達成するため、必要最小限にとどめなければならない。
4. 懲戒には至らないその他の教育的措置として、学生としてあるまじき行為をした場合は、厳重注意をすることができる。
5. 懲戒の標準例は次のとおりとする。

【別表：添付ファイル参照】

附 則

この指針は、平成23年11月2日から施行する。

附 則

この指針は、学生委員会制定を改め、学長裁定とし、令和2年4月1日から施行する。

<別表>

区分	懲戒の対象となる事例	懲戒の種類
犯罪行為	殺人、強盗、放火、強姦等の凶悪な犯罪行為	懲戒退学、停学又は訓告
	凶悪犯罪の未遂、暴行・傷害事件、脅迫・恐喝事件等の犯罪行為	
	窃盗、万引き、わいせつ行為、ストーカー行為、痴漢行為（のぞき見、盗撮行為を含む。）等の犯罪行為	
	麻薬・覚せい剤・大麻等の所持、使用又は売買等の薬物犯罪行為	
	キャンパス・ハラスメントに起因する犯罪行為	
	情報モラルに関する悪質な行為	
交通違反等	無免許運転、飲酒運転（酒気帯び運転を含む。以下同じ。）、暴走運転（制限速度30キロ以上の超過）等の悪質な交通法規違反により死亡又は高度な後遺症を残す重大な人身事故を起こした場合	懲戒退学、停学又は訓告
	ひき逃げ、当て逃げ、無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反により、人身事故を伴う重大な事故を起こした場合	
	前方不注意等の相当な過失のある人身事故を伴う事故を起こした場合	
非違行為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる行為	
	本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損行為	
	アルコールの一気飲み等により、未成年者又は飲めない者等に飲酒を強要し、死に至らしめた場合	
不正行為	本学が実施する試験における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合	
	本学が実施する試験におけるカンニング等の不正行為	
	論文等におけるデータの捏造、改ざん、盗用等の不正行為及びそれを教唆又は帮助をした場合	

(19) 授業料未納者への督促時期について

区分	督促の種類	督 促 月 日	督 促 方 法	備 考
前 期 分	掲 示	5月1日（第1回）	対象は、5月1日現在の未納学生で、学内掲示による。	
	督 促 状	7月4日（第2回）	対象は、7月4日現在の未納学生で、はがきの発送及び学内掲示による。なお、はがきは、原則として保証人に対して発送するものとする。	
	督 促 状	9月1日（第3回）	対象は、9月1日現在の未納学生で、封書の発送及び学内掲示による。なお、封書は、原則として保証人に対して発送するものとする。	
後 期 分	掲 示	11月1日（第1回）	対象は、11月1日現在の未納学生で、学内掲示による。	
	督 促 状	1月4日（第2回）	対象は、1月4日現在の未納学生で、はがきの発送及び学内掲示による。なお、はがきは、原則として保証人に対して発送するものとする。	
	督 促 状	3月1日（第3回）	対象は、3月1日現在の未納学生で、封書の発送及び学内掲示による。なお、封書は、原則として保証人に対して発送するものとする。	

※1 授業料免除申請者で不許可または半減免除になった者の督促については別途学内掲示等により行います。

※2 督促月日が休日の場合は休み明けの平日となります。

※3 前期にあっては9月15日、後期にあっては3月15日までに授業料が納入されない場合は、九州工業大学学則第29条第1号又は第68条第1号の規程により、除籍の手続きを進めることになります。

(20) 九州工業大学グローバルエンジニア養成コース

【コース修了要件】

次の(1)～(4)に定める修了要件を全て満たさなければならない。

- (1) 各学府等の修了査定に合格すること。
- (2) グローバルエンジニア養成コースの修了要件単位数を修得していること。
- (3) TOEICテスト600点相当以上を、本学在学中に取得していること。
- (4) プロジェクト研究を修了していること。

【修了要件単位数】

学部・大学院	科目区分	単位数	備考
学 部	グローバル教養科目	2	各学部で指定するグローバル教養科目の中から2単位以上を修得すること
	語学科目	1	各学部で指定する語学科目の中から1単位以上を修得すること
	GCE 専門科目	6	各学科で指定する GCE 専門科目の中から6単位以上を修得すること
大学院	上級グローバル教養科目	2	各学府等で指定する上級グローバル教養科目の中から2単位以上を修得すること
	上級語学科目	1	各学府等で指定する上級語学科目の中から1単位以上を修得すること
学部・大学院共通	GCE 実践科目	1	各学部・学府等で指定する GCE 実践科目の中から1単位以上を修得すること
	修了要件単位数	13	

※学部の修了要件単位数を満たしていない学生がコース修了を希望する場合、入学後速やかに大学院係に相談すること。

【グローバルエンジニア養成コース履修課程表（大学院情報工学府）】

科目区分	専攻	授業科目	単位数
上級 グローバル 教養科目	情報創成工学専攻	情報社会学	1
		ネットワーク経済学	1
		言語学特論	1
		環境学特論	1
		多文化共生特論	1
		国際関係特論	1
		スポーツ情報学特論	1
		SDGs 特論	1
		ダイバーシティ特論	1
上級 語学科目	情報創成工学専攻	経営戦略特論	1
		英語VII A	1
		英語VII D	1
		英語VIII B	1
		英語VIII D	1
		英語IX B	1
		英語IX D	1
		英語X A	1
		英語X B	1
GCE 実践科目	情報創成工学専攻	英語X D	1
		大学院海外研修 I	1
		大学院海外研修 II	2
		大学院海外インターンシップ実習 I	1
		大学院海外インターンシップ実習 II	2
		大学院国際協働演習	1

(21) 九州工業大学大学院「ロボティクスシンセシス＆マネジメントコース」 実施要項

〔令和3年 2月25日
制 定〕

改正 令和4年 3月 1日

(趣旨)

第1条 この要項は、九州工業大学大学院工学府、情報工学府及び生命体工学研究科（以下「学府等」という。）が連携して実施する「ロボティクスシンセシス＆マネジメントコース」（以下「RSM コース」という。）の授業科目、単位数、履修方法、修了及び管理運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第2条 RSM コースに含まれる授業科目は、別表1のとおりとする。

2 前項で定める科目的単位数、成績の評価及び単位の授与は、九州工业大学学則（平成19年九工大則第1号）及び学府等が定める学修細則によるものとする。

(履修基準)

第3条 RSM コースを修了するためには、学生は、別表2に定める基準に従って、所定の単位を履修しなければならない。

(履修計画及び履修方法)

第4条 学生は、当該年度において履修しようとする授業科目については、指導教員及びRSM コース担当教員の承認を得て、別記様式1の履修希望届を所属する学府等の履修申告期間内に、自らが所属する教務担当係へ提出しなければならない。

2 学生は、他の学府等の授業科目の履修にあたっては、前項に定める提出のほか、当該他の学府等の履修申告期間内に、所定の受講願を当該他の学府等の教務担当係に提出しなければならない。

3 学生は、入学後に新たに開講された授業科目を履修することができるものとし、開講年度における授業科目の区分に従い、RSM コース修了に必要な単位として取り扱うことができるものとする。

4 RSM コース履修希望届の提出者が多数の場合は、RSM コースの履修を認めないことがある。

(運営委員会)

第5条 RSM コースの実施にあたり、その管理運営等を円滑に行うため、RSM コース運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。運営委員会は、次の業務及び審議を行う。

- (1) 授業科目及び単位数の設定に関すること。
- (2) 履修基準の策定に関すること。
- (3) RSM コースを履修する学生に関すること。
- (4) 予算概算の基本方針に関すること。
- (5) 修了審査に関すること。
- (6) その他、RSM コースの管理運営に関すること。

2 運営委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) RSM コース代表教員
- (3) 前号の教員が所属する以外の研究院及び研究科でRSM コースを担当する教員から各1名
- (4) 学務課長
- (5) その他、副学長が指名する者若干名

3 前項第2号から第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。

(コース修了の審査)

第6条 学府等の長は、学府等において、第3条に定める履修基準に従って所定の単位を修得等し、学府等の博士前期課程又は博士後期課程を修了する予定の学生について、別記様式2により運営委員会に通知するものとする。

2 運営委員会は、前項の通知を受けた学生について、修了審査の審議を経て、博士前期課程を修了する予定の学生には博士前期課程 RSM コース修了を、博士後期課程を修了する予定の学生には RSM コース修了を認定する。

3 運営委員会は、前項の RSM コース修了の認定を、学府等の長に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた学府等の長は、別記様式3の修了証書を当該学生に授与する。

(学府等の学修との関係)

第7条 RSM コースの履修及び修了の認定は、学府等の課程の修了及び学位の授与に関係しない。

(雑則)

第8条 この要項に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

授業科目名		単位数
インテグレーション実践演習Ⅰ		1
インテグレーション実践演習Ⅱ		1
インテグレーション実践演習Ⅲ		1
チームマネジメント実践演習		1
他学府・研究科 AI ロボティクス科目群		
工学府	自動運転車両特論	2
	制御システム特論	2
	視覚情報解析特論	2
	宇宙ロボティクス特論	2
	ロボティクス特論	2
情報工学府	最適化理論特論 RS	2
	ロバスト制御特論 RS	2
	動画像処理特論 RS	2
	群ロボット工学特論 RS	2
	ロバスト安定論特論 RS	2
	制御系 CAD 特論 RS	2
	ヒューマン・インターフェース RS	2
	ロボットセンサ処理特論 RS	2
	システムデザイン特論 RS	2
	知的ロボット制御特論 RS	2
	ロボティクス設計特論 RS	2
	非線形システム特論 RS	2
生命体 工学研究科	ロボット運動学（隔年：偶数年度開講）	2
	チームマネジメント	2
	ロボットセンシング	2
	脳型学習理論 A	1
	AI セミナー	2
	機械学習基礎 1 A	1
	機械学習基礎 1 B	1

別表2（第3条関係）

科 目 群	履 修 基 準
インテグレーション実践演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ	3単位
チームマネジメント実践演習	1単位
他学府・研究科 AIロボティクス科目群	自らが所属する学府等以外の科目から2単位以上
修了要件単位	6単位以上

別記様式1

年月日

九州工業大学大学院 職

申請者 所属	府・研究科	専攻
学籍番号		
氏名		

九州工業大学大学院「ロボティクスシンセシス＆マネジメントコース」履修申請及び履修計画書

私は九州工业大学大学院「ロボティクスシンセシス＆マネジメントコース」の履修を申請いたします。他学府・研究科AIロボティクス科目群に係る履修計画（受講希望科目等）は下記のとおりです。

科目群名称	授業科目名	曜日・時限	担当学府等名
他学府・研究科 AI ロボティクス 科目群			

注1 指導教員、RSMコース担当教員と相談し承認を得た上で、科目等を決めること。
注2 他学府、研究科の科目を履修する場合は、当該学府、研究科の履修期間内に教務担当係に履修履歴を別途提出すること。

別記様式2

年月日

ロボティクスシンセシス＆マネジメント
コース進修委員会 職

学府長又は研究科長

「ロボティクスシンセシス＆マネジメントコース」科目取得通知書

本学府・研究科所属の学生番号 氏名 は、下記の科目を取得していることに指摘ありません。
また、本学府・研究科の博士前期・後期課程を 年 月に修了予定であることを通知いたします。

科目群名称	授業科目名	成績	取得年月
他学府・ 研究科 AI ロボ ティクス 科目群			

※ 他学府又は研究科の科目についても、貴学府又は研究科にて単位として認定している場合は、記載願います。(認定外も含む。)

備考 ※印の箇所は、博士前期課程コース修了を認定する場合に、博士前期課程」と記入する。

第 号

別記様式3

あなたは九州工業大学大学院におけるロボティクスシンセシス＆マネジメントコース※を修了されましたのでここに修了証書を授与します

修了証書

年月日

氏名 生年月日

九州工業大学大学院工学府長
(又は)情報工学府長
(又は)生命体工学研究科長

○○○
○○○
○○○
○○○

印 印 印

(22) 九州工業大学大学院アントレプレナーシップ教育コース実施要項

〔令和4年 1月12日
教育企画室長裁定〕

(趣旨)

第1条 この要項は、九州工業大学大学院工学府、情報工学府及び生命体工学研究科（以下「学府等」という。）が連携して実施するアントレプレナーシップ教育コース（以下「アントレプレナーシップコース」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第2条 アントレプレナーシップコースの授業科目は、別表1のとおりとする。

2 前項で定める科目の単位数、成績の評価及び単位の授与は、九州工业大学学則（平成19年九工大学則第1号）及び各学府又は研究科が定める学修細則による。

(履修基準)

第3条 アントレプレナーシップコースを修了するには、学生は、別表2に定める基準に従って、所定の単位を修得しなければならない。

(履修計画及び履修方法)

第4条 学生は、当該年度において履修しようとする授業科目について、指導教員の了解を得て、履修申請及び履修計画書（別記様式1）を、所属する学府等の教務担当係へ履修登録期間内に提出しなければならない。

2 学生は、他の学府等の授業科目の履修にあたっては、前項に定める手続きのほか、別途、他学府等の受講願を所属する学府等の教務担当係へ提出しなければならない。

3 学生は、入学後に新たに開講された授業科目を履修することができるものとし、開講年度における授業科目の区分に従い、アントレプレナーシップコース修了に必要な単位として取り扱うことができる。

4 アントレプレナーシップコース履修希望者が多数の場合は履修制限を行う場合がある。

(運営委員会)

第5条 アントレプレナーシップコースの管理運営等を円滑に行うため、アントレプレナーシップ教育コース運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。運営委員会は、次の業務及び審議を行う。

(1) 授業科目及び単位数の設定に関すること。

(2) 履修基準の策定に関すること。

(3) アントレプレナーシップコースを履修する学生に関すること。

(4) 修了審査に関すること。

(5) その他、アントレプレナーシップコースの管理運営に関すること。

2 運営委員会は、次に掲げる委員で構成する。

(1) アントレプレナーシップコース代表教員

(2) 前号の教員が所属する以外の研究院及び研究科でアントレプレナーシップコースを担当する教員から各1名

(3) 学務課長

(4) その他、副学長が指名する者若干名

3 前項第1号及び第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。

(コース修了の審査)

第6条 学府等の長は、学府等において、第3条に定める履修基準に従って所定の単位を修得し、学府等の博士前期課程又は博士後期課程を修了する予定の学生について、科目修得通知書（別記様式2）により運営委員会へ通知する。

2 運営委員会は、前項の通知を受けた学生について、修了審査の審議を経て、アントレプレナーシップコース修了を認定する。

3 運営委員会は、前項のアントレプレナーシップコース修了の認定を、学府等の長に通知し、修了証書（別記様式3）と併せ、別途、所定のオープンバッジを当該学生に授与する。

（学府等の学修との関係）

第7条 アントレプレナーシップコースの履修及び修了の認定は、学府等の課程修了及び学位の授与に関係しない。

（雑則）

第8条 この要項に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

科目群	開講学府	授業科目名	選・必	単位数
基礎科目群	情報工学府	アントレプレナーシップ入門 ※	必修	1
	情報工学府	アントレプレナーシップ演習 ※	必修	1
	工学府 情報工学府	デザインシンキング入門演習	必修	1
応用科目群	工学府 情報工学府	ビジネスプラン演習	必修	1
	情報工学府	プロジェクトマネジメント演習	選択	2
	情報工学府	ビジネス・人・社会のモデリング	選択	2
	情報工学府	経営戦略特論	選択	1
	工学府	経営学特論A	選択	1
	工学府	経営学特論B	選択	1
	工学府	MOT特論	選択	2
実践科目群	工学府	知的財産論	選択	2
	工学府	新規事業創出論	必修	1
	工学府	ベンチャービジネス創出論	必修	1

※ 学部在籍時に単位を修得している場合、コース修了要件単位として認めることができる。

別表2（第3条関係）

科 目 群	履 修 基 準
基礎科目群	3 単位
応用科目群	4 単位以上
実践科目群	2 単位
修了要件単位	9 単位以上

別記様式1

年 月 日

九州工業大学大学院

履

申請者	所属	府・研究科	専攻
学籍番号			
氏名			

九州工業大学大学院アントレプレナーシップ教育コース履修申請及び履修計画書

九州工業大学大学院アントレプレナーシップ教育コースの履修を下記のとおり申請します。

記

科目群名称	開講学府等	授業科目名	曜日・時間

注1 指導教員の了解を得て履修すること。

注2 他学府等の科目を履修する場合は、別途、他学府等の受講票を、履修登録期間内に所属する学府等の教務担当係へ提出すること。

注3 学部在籍時に一部の単位を修得している場合、曜日・時限欄には「学部で修得済」と記載すること。

		第 号
		修 了 証 書
		氏 名
		生年月日
<p>あなたは九州工業大学大学院におけるアントレプレナーシップ教育コース※を修了されましたので ここに修了証書を授与します</p>		
年	月	日
<p>九州工業大学大学院工学院府長 (又は) 情報工学府長 (又は) 生命体工学研究科長</p>		
<p><input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/></p>		
<p>印 印 印</p>		
<p>備考 ※印の箇所は、博士前期課程コース修了を認定する場合に、(博士前期課程)と記入する。</p>		

X. 諸願届及び手続きについて

諸願届及び手続きについては、大学院係へ申し出ること。

種 別	所 要 事 項
休 学 願 保証人の連署を要する。	疾病その他やむを得ない事由により、2ヶ月以上修学を休止しようとする場合には、原則として1ヶ月前までに医師の診断書又は詳細な理由書を添えて願い出て、許可を受けなければならない。(様式1)
復 学 願 保証人の連署を要する。	休学期間が満了になったとき、又は休学期間中において事由が消滅したときは、原則として1ヶ月前までに復学を願い出て、許可を受けなければならない。疾病の回復により復学する者は、医師の診断書を添付すること。(様式2)
退 学 願 保証人の連署を要する。	事由を詳記して(病気の場合は、医師の診断書添付)、原則として1ヶ月前までに願い出て、許可を受けなければならない。(様式3)
死 亡 届	死亡の事実がわかるものを添付して10日以内に届け出なければならない。(様式適宜)
改 姓 名 届	戸籍抄本を添付して10日以内に届け出なければならない。(様式4)
保証人変更届	保証人を変更した場合には届け出なければならない。 (新保証人による保証書を添付すること。)(様式5)
欠 席 届	疾病その他やむを得ない事由により欠席(2ヶ月以内)する場合は、届け出ること。なお、疾病による場合は、医師の診断書を添付すること。(様式6)
住所等変更届	転居その他変更があった場合は、3日以内に届け出ること。(様式7)
学 生 証	紛失した場合は、直ちに届け出て再交付を受けること。 紛失時の再発行(期限切れにより、旧学生証を返却できなかった場合を含む。)については、有料(1,200円)となるので留意すること。 なお、修了・退学等により学籍を離れるときは、直ちに返納しなければならない。
学業成績証明書 単位修得証明書 その他諸証明書	証明書発行願に必要事項を記入して申し込むこと。 なお、証明書の交付は、申し込みの2日後になるので余裕をもって申し込むこと。
通学証明書	学生証を呈示し、所定の手続きをとって交付を受けること。 通学定期券購入のための通学証明書は、現住所の最寄駅から大学までの区間にについて交付する。
在学証明書 修了見込証明書 旅客運賃割引証(学割証)	学生証により、自動証明書発行機で交付が受けられる。

「注意」 1 様式1~7についての書式は次頁以降参照のこと。

2 旅客運賃割引証(学割証)

学生が帰省、実験実習、体育活動、文化活動、就職等のためにJRの鉄道、航路又は自動車線で旅行しようとするときは、学生証を呈示のうえ学割証の交付を受けることができる。

(1) 1人あたり年間交付枚数 10枚以内

(2) 有効期限は発行日から3ヶ月間

(3) 他人名義の割引証を使用したり、又、他人に割引証を貸したり学生証を所持しないで乗車したときは、普通旅客運賃の3倍の追徴金を支払わねばならない。

様式 1

休学願 Request for Leave of Absence

九州工業大学長 殿 To President, Kyushu Institute of Technology		提出日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 (Date) (Year) (Month) (Day)																			
所属 Department	Group: Department: Major:	類 学科 専攻	学生番号/Student No.																		
(ふりがな) 氏名/Name	印[Seal]																				
生年月日 Date of Birth	年 _____ 月 _____ 日 (Year) (Month) (Day)	学年/Grade 年																			
住所 Address 電話番号 Phone	〒 (Postal code) -																				
TEL (PhoneNumber)	-	-																			
保証人欄 Not required for international students	氏名	印																			
	住所 電話番号	(〒 -)	TEL	-	-																
<p>下記の理由により、_____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで 休学したいので、許可願います。I request approval for a leave of absence from _____ (Year / Month / Day) to _____ (Year / Month / Day) for the reason circled below.</p> <p>重要な理由を 1つ選択してください (1の病気、けがの場合は、医師の診断書を添付すること。) Please circle one main reason from the following options. (In the case of 1. Illness or injury, it is necessary to attach a medical certificate from a physician.)</p> <table border="1"> <tr> <td>1. 病気、けがのため Illness or injury</td> <td>2. 休学意欲減退 Loss of motivation to study</td> <td>3. 勉強科目なし Lack of courses to take</td> <td>4. 学業不振 Poor academic performance</td> </tr> <tr> <td>5. 考慮再考 Reconsideration of career path</td> <td>6. 家庭の事情 Family circumstances</td> <td>7. 経済的理由 Economic reason</td> <td>8. 就職(勤務の都合) Employment (work-related reasons)</td> </tr> <tr> <td>9. 他大学受験 Examination at other university</td> <td colspan="3">10. 留学等のため To study abroad, etc.</td> </tr> <tr> <td>11. その他 Others</td> <td colspan="3">留学先国・地域名 Country/region of study : _____ 留学等予定期間 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 Duration : _____ (Year / Month / Day) to _____ (Year / Month / Day)</td> </tr> </table> <p>* 上記に記した項目の詳細を記入して下さい。*Please provide details for the item selected above.</p> <p>[]</p>						1. 病気、けがのため Illness or injury	2. 休学意欲減退 Loss of motivation to study	3. 勉強科目なし Lack of courses to take	4. 学業不振 Poor academic performance	5. 考慮再考 Reconsideration of career path	6. 家庭の事情 Family circumstances	7. 経済的理由 Economic reason	8. 就職(勤務の都合) Employment (work-related reasons)	9. 他大学受験 Examination at other university	10. 留学等のため To study abroad, etc.			11. その他 Others	留学先国・地域名 Country/region of study : _____ 留学等予定期間 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 Duration : _____ (Year / Month / Day) to _____ (Year / Month / Day)		
1. 病気、けがのため Illness or injury	2. 休学意欲減退 Loss of motivation to study	3. 勉強科目なし Lack of courses to take	4. 学業不振 Poor academic performance																		
5. 考慮再考 Reconsideration of career path	6. 家庭の事情 Family circumstances	7. 経済的理由 Economic reason	8. 就職(勤務の都合) Employment (work-related reasons)																		
9. 他大学受験 Examination at other university	10. 留学等のため To study abroad, etc.																				
11. その他 Others	留学先国・地域名 Country/region of study : _____ 留学等予定期間 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 Duration : _____ (Year / Month / Day) to _____ (Year / Month / Day)																				

様式 2

復学願 Request for Resumption of Studies

九州工業大学長 殿 To President, Kyushu Institute of Technology		提出日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 (Date) (Year) (Month) (Day)			
所属 Department	Group: Department: Major:	類 学科 専攻	学生番号/Student No.		
(ふりがな) 氏名/Name	印[Seal]				
生年月日 Date of Birth	年 _____ 月 _____ 日 (Year) (Month) (Day)	年			
住所 Address 電話番号 Phone	〒 (Postal code) -				
TEL (PhoneNumber)	-	-			
保証人欄 Not required for international students	氏名	印			
	住所 電話番号	(〒 -)	TEL	-	-

かねてから休学中のところ、このたび _____ 年 _____ 月 _____ 日から
復学したいので、許可願います。
I request approval to return from a leave of absence and resume my studies from _____
(Year / Month / Day).

※ 病気体学中者は、医師の診断書を添付すること。
*Students on an illness/injury-related leave of absence are required to attach a medical certificate from a physician.

様式 3

退学願 Request for Withdrawal

九州工業大学長 殿 To President, Kyushu Institute of Technology		提出日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 (Date) (Year) (Month) (Day)			
所属 Department	Group: Department: Major:	類 学科 専攻	学生番号/Student No.		
(ふりがな) 氏名/Name	印[Seal]				
生年月日 Date of Birth	年 _____ 月 _____ 日 (Year) (Month) (Day)	年			
住所 Address 電話番号 Phone	〒 (Postal code) -				
保証人欄 Not required for international students	氏名	印			
	住所 電話番号	(〒 -)	TEL	-	-

下記の理由により、_____ 年 _____ 月 _____ 日付けで、退学したいので、
許可願います。I request approval for withdrawal as of _____ (Year / Month / Day)
for the reason circled below.

重要な理由を 1つ選択してください (1の病気、けがの場合は、医師の診断書を添付すること。)
Please circle one main reason from the following options. (In the case of 1. Illness or injury, it is necessary to attach a medical certificate from a physician.)

1. 病気、けがのため Illness or injury	2. 休学意欲減退 Loss of motivation to study	3. 学業不振 Poor academic performance	4. 考慮再考 Reconsideration of career path
5. 家庭の事情 Family circumstances	6. 経済的理由 Economic reason	7. 就職(勤務の都合) Employment (work-related reasons)	8. 他大学受験 Examination at other university
9. 留学等のため Accompanying course competition/other advancement	10. 留学等のため To study abroad, etc.	留学先国・地域名 Country/region of study : _____ 留学等予定期間 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 Duration : _____ (Year / Month / Day) to _____ (Year / Month / Day)	
11. その他 Others			

* 上記に記した項目の詳細を記入して下さい。*Please provide details for the item selected above.

[]

様式 4

改姓名届

年 _____ 月 _____ 日

殿 (学生番号 _____)
専攻 第 年次
(ふりがな)
氏名

下記のとおり改姓(改名)しましたので、お届けいたします。

記

(ふりがな) 改 姓 名	
英字改姓名	
(ふりがな) 旧 姓 名	
事 由	
改姓名年月日	年 _____ 月 _____ 日
九工大メール アドレス変更希望	有・無
上記有りの場合 変更希望年月日	[第一希望] 年 _____ 月 _____ 日 午前・午後 [第二希望] 年 _____ 月 _____ 日 午前・午後 [第三希望] 年 _____ 月 _____ 日 午前・午後

(備考) 戸籍抄本 1通を添付すること。

※英字改姓名は、新メールアドレスに使用します。

様式 5

保証人変更届

年 月 日

殿

(学生番号)
専攻 第 年次

氏名

年 月 日生

このたび下記のとおり変更しましたので、
お届けします。

記

1. 新保証人 住所

氏名

2. 旧保証人 住所

氏名

3. 事由

*所定の保証書を別途添付すること

様式 6

欠席届

年 月 日

殿

(学生番号)
専攻 第 年次

本人氏名
保証人氏名

このたび下記により欠席しますので、
お届けいたします。

記

1. 欠席日

年 月 日から
年 月 日まで
() 日間

2. 欠席の理由

(注) 病気で一週間以上欠席した場合は、医
師の診断書を添付すること

様式 7

住所等変更届

年 月 日

殿

(学生番号)
専攻 第 年次

氏名

このたび、下記のとおり変更しましたので、
お届けします。

記

変更年月日 年 月 日

変更内容

新住所

旧住所

